

さいたま市告示一覧

（ 令和4年1月16日から
同月31日まで ）

【目次】

- | | | |
|------|--------------------------|-------------------------|
| 第46号 | 市が実施する一般競争入札 | 【財政局契約管理部契約課】 |
| 第47号 | 市が実施する一般競争入札 | 【財政局契約管理部契約課】 |
| 第48号 | 市が実施する一般競争入札 | 【財政局契約管理部契約課】 |
| 第49号 | 市が実施する一般競争入札 | 【財政局契約管理部契約課】 |
| 第50号 | 市が実施する一般競争入札 | 【都市局都市計画部交通政策課】 |
| 第51号 | 市が実施する一般競争入札 | 【保健福祉局保健部地域医療課】 |
| 第52号 | 市が実施する一般競争入札 | 【保健福祉局長寿応援部高齢福祉課】 |
| 第53号 | 公募型プロポーザルにおける提案書の提出の招請 | 【経済局商工観光部労働政策課】 |
| 第54号 | 施設等利用費の支給に係る施設又は事業の確認の辞退 | 【子ども未来局幼児未来部幼児政策課】 |
| 第55号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第56号 | 公募型プロポーザルにおける提案書の提出の招請 | 【保健福祉局福祉部生活福祉課】 |
| 第57号 | 市が実施する一般競争入札 | 【西区役所区民生活部総務課】 |
| 第58号 | 市が実施する一般競争入札 | 【西区役所区民生活部総務課】 |
| 第59号 | 公募型プロポーザルにおける提案書の提出の招請 | 【教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課】 |
| 第60号 | 市が実施する一般競争入札 | 【教育委員会事務局学校教育部館岩少年自然の家】 |
| 第61号 | 市が実施する一般競争入札 | 【財政局契約管理部調達課】 |
| 第62号 | 市が実施する一般競争入札 | 【都市戦略本部デジタル改革推進部】 |
| 第63号 | 公募型プロポーザルにおける提案書の提出の招請 | 【保健福祉局福祉部障害者総合支援センター】 |

さいたま市告示一覧（令和4年1月16日から同月31日まで）

第64号	市が実施する一般競争入札	【財政局財政部庁舎管理課】
第65号	市が実施する一般競争入札	【財政局財政部庁舎管理課】
第66号	市が実施する一般競争入札	【財政局財政部庁舎管理課】
第67号	市が実施する一般競争入札	【財政局財政部庁舎管理課】
第68号	市が実施する一般競争入札	【財政局財政部庁舎管理課】
第69号	市が実施する一般競争入札	【財政局財政部庁舎管理課】
第70号	市が実施する一般競争入札	【財政局財政部庁舎管理課】
第71号	市が実施する一般競争入札	【財政局財政部庁舎管理課】
第72号	市が実施する一般競争入札	【財政局財政部庁舎管理課】
第73号	開発行為に関する工事の完了	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第74号	市が実施する一般競争入札	【市長公室広報課】
第75号	市が実施する一般競争入札	【市長公室広報課】
第76号	公募型プロポーザルにおける提案書の提出の招請	【市長公室広報課】
第77号	公募型プロポーザルにおける提案書の提出の招請	【市長公室広報課】
第78号	市が実施する一般競争入札	【消防局警防部救急課】
第79号	市が実施する一般競争入札	【環境局施設部環境施設管理課】
第80号	市が実施する一般競争入札	【環境局施設部環境施設管理課】
第81号	市が実施する一般競争入札	【環境局施設部環境施設管理課】
第82号	市が実施する一般競争入札	【消防局予防部予防課】
第83号	市が実施する一般競争入札	【子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターさくら草】
第84号	市が実施する一般競争入札	【子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターさくら草】

さいたま市告示一覧（令和4年1月16日から同月31日まで）

- 第85号 市が実施する一般競争入札
【子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターさくら草】
- 第86号 市が実施する一般競争入札
【子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターさくら草】
- 第87号 公募型プロポーザルにおける提案書の提出の招請
【子ども未来局子ども育成部青少年育成課】
- 第88号 市税の徴収に関する書類の公示送達
【財政局北部市税事務所納税課】
- 第89号 市の徴収金に関する書類の公示送達
【財政局南部市税事務所納税課】
- 第90号 市の徴収金に関する書類の公示送達
【財政局南部市税事務所納税課】
- 第91号 市の徴収金に関する書類の公示送達
【財政局南部市税事務所納税課】
- 第92号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第93号 市が実施する一般競争入札
【教育委員会事務局学校教育部特別支援教育室】
- 第94号 市が実施する一般競争入札
【教育委員会事務局学校教育部特別支援教育室】
- 第95号 市が実施する一般競争入札
【教育委員会事務局学校教育部特別支援教育室】
- 第96号 市が実施する一般競争入札
【教育委員会事務局学校教育部特別支援教育室】
- 第97号 市が実施する一般競争入札
【教育委員会事務局学校教育部特別支援教育室】
- 第98号 市が実施する一般競争入札
【教育委員会事務局学校教育部特別支援教育室】
- 第99号 市が実施する一般競争入札
【教育委員会事務局学校教育部特別支援教育室】
- 第100号 行旅死亡人の取扱い
【見沼区役所健康福祉部福祉課】
- 第101号 市が実施する一般競争入札
【議会局総務部秘書総務課】
- 第102号 動物の収容
【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】
- 第103号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第104号 放置自転車等の撤去及び保管
【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所】
- 第105号 市が実施する一般競争入札
【市民局区政推進部】

さいたま市告示一覧（令和4年1月16日から同月31日まで）

第106号	市が実施する一般競争入札	【財政局契約管理部契約課】
第107号	市が実施する一般競争入札	【財政局契約管理部契約課】
第108号	開発行為に関する工事の完了	【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
第109号	市街地再開発事業の事業計画縦覧	【都市局都心整備部大宮駅西口まちづくり事務所】
第110号	建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の廃止	【建設局北部建設事務所建築指導課】
第111号	市の徴収金に関する書類の公示送達	【財政局南部市税事務所資産課税課】
第112号	市が実施する一般競争入札	【消防局警防部救急課】
第113号	告示した事項の訂正	【財政局財政部庁舎管理課】
第114号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局長寿応援部介護保険課】
第115号	開発行為に関する工事の完了	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第116号	行旅死亡人の取扱い	【北区役所健康福祉部福祉課】
第117号	議会の招集	【総務局総務部総務課】
第118号	開発行為に関する工事の完了	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第119号	市が実施する一般競争入札	【教育委員会事務局管理部教育総務課】
第120号	市が実施する一般競争入札	【教育委員会事務局管理部教育総務課】
第121号	市が実施する一般競争入札	【教育委員会事務局管理部教育総務課】
第122号	市が実施する一般競争入札	【教育委員会事務局管理部教育総務課】
第123号	市が実施する一般競争入札	【教育委員会事務局管理部教育総務課】
第124号	市が実施する一般競争入札	【教育委員会事務局管理部教育総務課】
第125号	市が実施する一般競争入札	【財政局財政部財政課】
第126号	開発行為に関する工事の完了	【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】

さいたま市告示一覧（令和4年1月16日から同月31日まで）

第127号	市が実施する一般競争入札	【教育委員会事務局中央図書館管理課】
第128号	統計調査の実施	【都市戦略本部都市経営戦略部】
第129号	動物の収容	【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】
第130号	公募型プロポーザル方式の手続きの開始	【都市戦略本部デジタル改革推進部】
第131号	市が実施する一般競争入札	【教育委員会事務局学校教育部館岩少年自然の家】
第132号	市が実施する一般競争入札	【市長公室シティセールス推進課】
第133号	市が実施する一般競争入札	【市長公室広報課】
第134号	市が実施する一般競争入札	【市長公室広報課】
第135号	市が実施する一般競争入札	【市長公室広報課】
第136号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局市立病院病院経営部情報管理室】
第137号	市が実施する一般競争入札	【教育委員会事務局生涯学習部青少年宇宙科学館】
第138号	市が実施する一般競争入札	【教育委員会事務局生涯学習部青少年宇宙科学館】
第139号	公募型プロポーザル方式の手続きの開始	【都市戦略本部デジタル改革推進部】
第140号	市が実施する一般競争入札	【都市戦略本部デジタル改革推進部】
第141号	市が実施する一般競争入札	【スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課】
第142号	市が実施する一般競争入札	【子ども未来局子ども家庭総合センター子ども家庭支援課】
第143号	市が実施する一般競争入札	【教育委員会事務局学校教育部総合教育相談室】
第144号	市が実施する一般競争入札	【教育委員会事務局学校教育部総合教育相談室】
第145号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局保健所保健総務課】
第146号	市が実施する一般競争入札	【経済局農業政策部食肉中央卸売市場】
第147号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課】

さいたま市告示一覧（令和4年1月16日から同月31日まで）

第148号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課】
第149号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課】
第150号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課】
第151号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課】
第152号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課】
第153号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課】
第154号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課】
第155号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課】
第156号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課】
第157号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局長寿応援部介護保険課】
第158号	一の敷地内とみなされる一団地の区域	【建設局建築部建築行政課】
第159号	市が実施する一般競争入札	【市民局区政推進部】
第160号	開発行為に関する工事の完了	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第161号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局福祉部年金医療課】
第162号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局福祉部年金医療課】
第163号	開発行為に関する工事の完了	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第164号	建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定	【建設局北部建設事務所建築指導課】
第165号	市が実施する一般競争入札	【市民局区政推進部】
第166号	市が実施する一般競争入札	【市民局区政推進部】
第167号	市が実施する一般競争入札	【市民局区政推進部】
第168号	市が実施する一般競争入札	【市民局区政推進部】

さいたま市告示一覧（令和4年1月16日から同月31日まで）

- 第169号 市が実施する一般競争入札
【市民局区政推進部】
- 第170号 放置自転車等の撤去及び保管
【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所】
- 第171号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第172号 市が実施する一般競争入札
【子ども未来局総合療育センターひまわり学園医務課】
- 第173号 市が実施する一般競争入札
【子ども未来局総合療育センターひまわり学園医務課】
- 第174号 市が実施する一般競争入札
【子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課】
- 第175号 市が実施する一般競争入札
【子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課】
- 第176号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第177号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の変更の届出
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第178号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の廃止の届出
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第179号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の辞退の届出
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第180号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術者の指定
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第181号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の変更の届出
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第182号 都市公園の廃止（東大宮西公園）
【都市局都市計画部都市公園課】
- 第183号 公募型プロポーザル方式の手続きの開始
【経済局商工観光部労働政策課】

さいたま市告示第46号

さいたま市の発注する「芝川第5処理分区下水道工事（北再-R4-3301）（ゼロ債）」ほか5件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年1月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上を受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿掲載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。
- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がし

た入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

6 余裕期間を定めている場合の工事

- (1) 余裕期間は、契約確定の日の翌日から工事の開始日の前日までとする。
- (2) 任意着手方式の場合は、入札参加資格の確認時に 2 (3) に掲げる資格確認書類と併せて、工事開始日通知書を提出すること。
- (3) 余裕期間内は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。
- (4) 余裕期間内は、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を配置することを要しない。
- (5) 入札参加資格の確認時において、他の工事の技術者として従事している者であっても、当該工事が工事開始日までに完成することが明らかな工事の場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱うものとする。
- (6) 前金払の請求については、工事開始日以降に請求できる。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）第 9 条第 1 項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第 29 条の規定による。

8 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の 10 分の 4 以内（継続費等の 2 年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の 10 分の 4 以内）とする。この場合において 1 万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3 箇月ごとに出来形部分の 10 分の 9 に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が 500 万円以上で、かつ、工期が 2 月を超える工事は、中間前金払をすることが

できる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

9 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

10 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）、さいたま市余裕期間設定工事試行要領（令和2年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

契約整理番号	03-4384-28
入札方法	一般競争入札（電子）
参加形態	単体企業
工事名	芝川第5処理分区下水道工事（北再-R4-3301）（ゼロ債）
工事場所	さいたま市北区吉野町2丁目地内
履行期間及び工事開始期限日	工事開始日から156日間 工事開始期限日は、令和4年3月10日（木）

概要	延長 190.2m 管きょ更生工（既設管径 300mm～1000mm）190.2m 耐震継手工（既設管径 300mm～1000mm）8箇所								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和4年1月25日（火）午前9時から 令和4年1月27日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年1月28日（金）午前9時から 令和4年1月31日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年2月1日（火）午後1時30分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級、A級又はB級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)又は(2)の要件を満たし、かつ、(3)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降、下水管（函）渠更生工事を元請として完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。 (2) 本公告日において、公益財団法人日本下水道新技術機構の技術審査証明を受けた形成工法、反転工法、鞘管工法又は製管工法の協会等に参加していること。 (3) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	施工実績等に規定する(2)の場合については、協会等に参加していることを証明する書類の写し、及び建設技術審査証明書の写し							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年1月17日（月）から							
	質問受付期間	令和4年1月17日（月）午前9時から 令和4年1月24日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年1月27日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事（任意着手方式）」の対象案件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和4年4月1日以降でないとできない。 								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道再整備課 電話 048-646-3255								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								
契約整理番号	03-4365-119								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	道路修繕工事（R3大宮駅東口広場）								
工事場所	さいたま市大宮区大門町1丁目地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月31日まで								
概要	概算数量発注方式による発注 延長 57.5m 幅員 9.0m～9.8m 舗装工【夜間】								

	切削オーバーレイ工（平均切削厚 t=5cm、開粒度 As-13、t=5cm）593 m ² セメントミルク浸透 593 m ² 付帯工【夜間】一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和4年1月25日（火）午前9時から 令和4年1月27日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年1月28日（金）午前9時から 令和4年1月31日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年2月1日（火）午後3時00分								
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年1月17日（月）から							
	質問受付期間	令和4年1月17日（月）午前9時から 令和4年1月24日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年1月27日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	無	
その他	本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								
契約整理番号	03-4484-21								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	南部第10処理分区下水道工事（南再-R4-3001）（ゼロ債）								
工事場所	さいたま市南区辻4丁目地内外								
履行期間	令和4年4月1日から令和4年12月9日まで								
概要	改築工 管きよ更生工（φ250~600）944.30m 耐震継手設置工（φ250~600）48箇所 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和4年2月1日（火）午前9時から 令和4年2月3日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年2月4日（金）午前9時から 令和4年2月7日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年2月8日（火）午後1時30分								

参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)又は(2)の要件を満たし、かつ、(3)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降、下水管（函）渠更生工事を元請として完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。 (2) 本公告日において、公益財団法人日本下水道新技術機構の技術審査証明を受けた形成工法、反転工法、鞘管工法又は製管工法の協会等に参加していること。 (3) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	施工実績等に規定する(2)の場合については、協会等に参加していることを証明する書類の写し、及び建設技術審査証明書の写し						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年1月17日（月）から						
	質問受付期間	令和4年1月17日（月）午前9時から 令和4年1月31日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年2月3日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事（発注者指定方式）」の対象案件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事は債務負担行為該案件のため、前払金等の請求は令和4年4月1日以降でないといけない。 							
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道再整備課 電話 048-840-6255							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号	03-4384-27							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	鴨川第18処理分区外下水道工事（北再-R4-3302）（ゼロ債）							
工事場所	さいたま市大宮区三橋4丁目地内外							
履行期間及び工事開始期限日	工事開始日から152日間 工事開始期限日は、令和4年4月1日（金）							
概要	延長675.60m 管きょ更生工（既設管径250mm～450mm）675.60m 耐震継手工（既設管径250mm）28箇所							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和4年2月1日（火）午前9時から 令和4年2月3日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年2月4日（金）午前9時から 令和4年2月7日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室							

		令和4年2月8日(火)午後1時40分							
参加資格	名簿掲載業種等	土木工事業 S級又はA級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)又は(2)の要件を満たし、かつ、(3)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降、下水管(函)渠更生工事を元請として完成させた実績があること(共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。) (2) 本公告日において、公益財団法人日本下水道新技術機構の技術審査証明を受けた形成工法、反転工法、鞘管工法又は製管工法の協会等に参加していること。 (3) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	施工実績等に規定する(2)の場合については、協会等に参加していることを証明する書類の写し、及び建設技術審査証明書の写し							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年1月17日(月)から							
	質問受付期間	令和4年1月17日(月)午前9時から 令和4年1月31日(月)午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年2月3日(木)							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事(任意着手方式)」の対象案件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件である。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和4年4月1日以降でないとできない。 								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道再整備課 電話 048-646-3255								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								
契約整理番号	03-4762-18								
入札方法	一般競争入札(電子)								
参加形態	単体企業								
工事名	東部分団車庫建設工事								
工事場所	さいたま市大宮区堀の内町1丁目99番4外								
履行期間	契約確定の日から令和4年9月16日まで								
概要	新築工事 延べ面積98.91㎡ S造 地上2階建て 外構工事								
予定価格(税込)	68,926,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和4年2月1日(火)午前9時から 令和4年2月3日(木)午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年2月4日(金)午前9時から 令和4年2月7日(月)午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年2月8日(火)午後1時50分								

参加資格	名簿登載業種等	建築工事業 S級、A級又はB級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年1月17日（月）から							
	質問受付期間	令和4年1月17日（月）午前9時から 令和4年1月31日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年2月3日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	-								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								
契約整理番号	03-5207-86								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	さいたま市立大戸小学校（2-1、-2・3-1、-2・14棟）リフレッシュ改修（電気設備）工事								
工事場所	さいたま市中央区新中里1丁目6番28号								
履行期間	契約確定の日から令和6年1月31日まで								
概要	電灯設備工事一式 動力設備工事一式 受変電設備工事一式 構内情報通信網設備工事一式 構内交換設備工事一式 拡声設備工事一式 誘導支援設備工事一式 テレビ共同受信設備工事一式 自動火災報知設備工事一式 既存設備撤去工事一式								
予定価格（税込）	216,260,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和4年2月1日（火）午前9時から 令和4年2月3日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年2月4日（金）午前9時から 令和4年2月7日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年2月8日（火）午後2時00分								
参加資格	名簿登載業種等	電気工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の電気工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							

		る。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	—							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年1月17日(月)から							
	質問受付期間	令和4年1月17日(月)午前9時から 令和4年1月31日(月)午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年2月3日(木)							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	—								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示第47号

さいたま市の発注する「スマイルロード整備工事（R3市道イワ115号線）」ほか3件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年1月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿掲載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。
- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。

イ 一つの対象工事の落札候補者（ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。）がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。

ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としてしない。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

(5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。

(2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

(1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。

(2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

(3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。

(4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の1

0分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

別表

本入札は、次のとおり、一抜け方式により実施する。なお、工事ごとに参加資格に定める「所在地区分」が異なるため、確認のうえ入札に参加すること。

対象工事	ア スマイルロード整備工事（R3市道イワ115号線） イ 市道32794号線道路改良工事（R3） ウ スマイルロード整備工事（R3市道イワ226号線） エ スマイルロード整備工事（R3市道1520号線）
概要	・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ、ウ及びエの入札は無効とする。 ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウ及びエの入札は無効とする。 ・対象工事ウの落札候補者が行った対象工事エの入札は無効とする。
契約整理番号	03-4365-114
入札方法	一般競争入札（電子）
参加形態	単体企業

工事名	スマイルロード整備工事（R3市道イワ115号線）							
工事場所	さいたま市岩槻区大字横根地内							
履行期間	契約確定の日から令和4年3月31日まで							
概要	延長208.5m 幅員7.0～7.2m 道路土工一式 排水構造物工 箱型自由勾配側溝（300型）365m 横断暗渠（300×240）11m 集水ます（□500）8基 舗装工 下層路盤（RC-40）194㎡ 上層路盤（C-30）1㎡（RM-40）194㎡ 表層工（改質Ⅱ型密粒度As、t=5cm）【夜間】1280㎡ 切削オーバーレイ（平均切削深さt=12cm、再生粗粒度As、t=7cm）【夜間】1260㎡ 路面切削工（平均切削深さt=5cm）【夜間】18㎡ 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和4年1月25日（火）午前9時から 令和4年1月27日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年1月28日（金）午前9時から 令和4年1月31日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年2月1日（火）午後1時50分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、中央区又は南区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年1月17日（月）から						
	質問受付期間	令和4年1月17日（月）午前9時から 令和4年1月24日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年1月27日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	無
その他	・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号	03-4359-25							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	市道32794号線道路改良工事（R3）							
工事場所	さいたま市西区西大宮2丁目地内							
履行期間	契約確定の日から令和4年3月31日まで							
概要	延長103.6m 幅員12.00～13.61m 土工一式 車道舗装工662㎡ 歩道舗装工302㎡ 側溝工17m 集水樹工5基 管渠工一式 縁石工240m 道路付属施設工一式 構造物撤去工一式 外構部改修工一式							

予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和4年1月25日（火）午前9時から 令和4年1月27日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年1月28日（金）午前9時から 令和4年1月31日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年2月1日（火）午後2時00分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、桜区又は緑区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年1月17日（月）から						
	質問受付期間	令和4年1月17日（月）午前9時から 令和4年1月24日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年1月27日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	無
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路建設課 電話 048-646-3213							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号	03-4365-116							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	スマイルロード整備工事（R3市道イワ226号線）							
工事場所	さいたま市岩槻区大字横根地内外							
履行期間	契約確定の日から令和4年3月31日まで							
概要	延長215.5m 幅員5.54m～8.84m 道路土工一式 排水構造物工 長尺U形側溝（300型）282m 横断暗渠（300×240）16m 角形集水樹（□500）10箇所 塩ビ管（VU管、φ250）33m 舗装工 下層路盤（RC-40）97㎡ 上層路盤（RM-40）97㎡ 基層（再生粗粒度As、t=7cm）1870㎡ 表層（再生密粒度As、t=5cm）1889㎡ 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和4年1月25日（火）午前9時から 令和4年1月27日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年1月28日（金）午前9時から							

	令和4年1月31日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年2月1日（火）午後2時10分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、浦和区又は緑区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年1月17日（月）から						
	質問受付期間	令和4年1月17日（月）午前9時から 令和4年1月24日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年1月27日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	無
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号	03-4365-115							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	スマイルロード整備工事（R3市道1520号線）							
工事場所	さいたま市岩槻区大字徳力地内							
履行期間	契約確定の日から令和4年3月31日まで							
概要	延長181.5m 幅員6.0m 道路土工一式 排水構造物工 騒音防止側溝（300型）172m 自由勾配側溝（400型）170m 横断暗渠（300×240）9m 角型集水樹（□500）5箇所（□600）4箇所 舗装工 下層路盤（RC-40、t=19cm）142㎡ 上層路盤（RM-40、t=15cm）148㎡ 表層（再生密粒度As-20、t=5cm）959㎡ 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和4年1月25日（火）午前9時から 令和4年1月27日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年1月28日（金）午前9時から 令和4年1月31日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年2月1日（火）午後2時20分							

参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、桜区又は南区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年1月17日（月）から						
	質問受付期間	令和4年1月17日（月）午前9時から 令和4年1月24日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年1月27日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	無
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア、イ又はウの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示第48号

さいたま市の発注する「スマイルロード整備工事（R3市道イワ213号線）」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年1月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿掲載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。

イ 一つの対象工事の落札候補者（ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。）がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。

ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としていない。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

(5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。

(2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

(1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。

(2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

(3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。

(4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の1

0分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

別表

対象工事	ア スマイルロード整備工事（R3市道イワ213号線） イ スマイルロード整備工事（R3市道41307号線外） ウ スマイルロード整備工事（R3市道1291号線）
概要	・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。 ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。
契約整理番号	03-4365-117
入札方法	一般競争入札（電子）
参加形態	単体企業
工事名	スマイルロード整備工事（R3市道イワ213号線）
工事場所	さいたま市岩槻区大字掛地内
履行期間	契約確定の日から令和4年3月31日まで
概要	延長187.5m 幅員7.1m～8.5m 道路土工一式 排水構造物工 長尺U形側溝（300型）185m 舗装工 下層路盤（RC-40）56㎡ 上層路盤（RM-40）56㎡ 基層（再生粗粒度As、t=7cm）56㎡ 切削オーバーレイ工（切削深さt=12cm、

	再生粗粒度 As、t=7cm) 1180 m ² 表層 (改質Ⅱ型密粒度 As、t=5cm) 1230 m ² 付帯工一式							
予定価格 (税込)	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和4年1月25日 (火) 午前9時から 令和4年1月27日 (木) 午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年1月28日 (金) 午前9時から 令和4年1月31日 (月) 午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年2月1日 (火) 午後2時30分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿 (以下「資格者名簿」という。) に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内 (西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区) に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年1月17日 (月) から						
	質問受付期間	令和4年1月17日 (月) 午前9時から 令和4年1月24日 (月) 午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年1月27日 (木)						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	無
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事 (R2)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号	03-4365-118							
入札方法	一般競争入札 (電子)							
参加形態	単体企業							
工事名	スマイルロード整備工事 (R3市道41307号線外)							
工事場所	さいたま市西区湯木町1丁目地内							
履行期間	契約確定の日から令和4年3月31日まで							
概要	延長204.6m 幅員4.3、4.7m 道路土工一式 排水構造物工 長尺U形側溝 (300型) 93m L型長尺U型側溝 (深300) 94m (深400) 28m 集水ます (□500、柵深750) 2箇所 横断暗渠 (300×240) 5m 切回し側溝 (逃げ600) 2箇所 塩ビ管 (VU-250) 1m 舗装工 下層路盤 (RC-40、t=15cm) 119 m ² 上層路盤 (M-30、t=10cm) 121 m ² 表層 (再生密粒度 As-20、t=5cm) 827 m ²							
予定価格 (税込)	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和4年1月25日 (火) 午前9時から							

	令和4年1月27日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年1月28日（金）午前9時から 令和4年1月31日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年2月1日（火）午後2時40分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年1月17日（月）から							
	質問受付期間	令和4年1月17日（月）午前9時から 令和4年1月24日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年1月27日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	無	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								
契約整理番号	03-4365-120								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	スマイルロード整備工事（R3市道1291号線）								
工事場所	さいたま市岩槻区大字徳力地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月31日まで								
概要	概算数量発注方式による発注 延長 120.5m 幅員 6.0m～6.4m 道路土工一式 排水構造物工 長尺U形側溝（300型）182m 横断暗渠（300×240）17m 角型集水桝（□500、深550）4箇所 舗装工 下層路盤（RC-40、t=19cm）66㎡ 上層路盤（RM-40、t=15cm）66㎡ 表層工（再生密粒度As-20、t=5cm）600㎡ 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和4年1月25日（火）午前9時から 令和4年1月27日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年1月28日（金）午前9時から 令和4年1月31日（月）午後5時まで								

開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年2月1日(火) 午後2時50分							
参加資格	名簿掲載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区)に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年1月17日(月)から							
	質問受付期間	令和4年1月17日(月) 午前9時から 令和4年1月24日(月) 午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年1月27日(木)							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	無	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示第49号

さいたま市の発注する「片柳小学校リフレッシュ工事实施設設計業務」の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年1月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号。以下「登録規程」という。）の登録部門を定めている場合は、本公告日において、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。

ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

エ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

オ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

カ 管理技術者及び照査技術者（照査技術者にあつては、設計図書等に定めのある場合に限る。）を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。

キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一業務に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一業務に単体企業として参加していないこと。

- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、業務ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第5条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録規程に基づき登録されていることを証する書類の写し

ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し

エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」の業務カルテ（業務概要の記載されているもの）の写し

オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札

書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は業務ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

- (1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、業務ごとに別に定める。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (8) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱及びさいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。

契約整理番号	03-5207-85	
入札方法	一般競争入札（電子）	
参加形態	単体企業	
業務名	片柳小学校リフレッシュ工事実施設計業務	
業務場所	さいたま市見沼区大字東新井244番地1	
履行期間	契約確定の日から令和5年3月31日まで	
概要	北校舎（⑨-1棟・⑨-2棟） 延べ面積2276㎡ RC造 地上3階建て 南校舎（②-1棟・②-2棟・②-3棟・③棟） 延べ面積3647㎡ RC造 地上3階建て 屋内運動場棟（⑩棟） 延べ面積1348㎡ RC造 地上5階建て 給食室棟（⑪棟） 延べ面積259㎡ S造 地上1階建て 建築設計（実施設計） 設備設計（実施設計）	
予定価格（税込）	55,361,900円	
最低制限価格	設定する	
参加申請受付期間	令和4年1月25日（火）午前9時から 令和4年1月27日（木）午後5時まで	
入札書提出期間	令和4年1月28日（金）午前9時から 令和4年1月31日（月）午後5時まで	
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年2月1日（火）午後1時40分	
参加資格	名簿登載業務	建築関連コンサルタント／学校施設 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。
	登録部門	—
	業務実績等	—
	2に掲げるもの以外	—

	外に提出を要する書類							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年1月17日(月)から						
	質問受付期間	令和4年1月17日(月)午前9時から 令和4年1月24日(月)午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年1月27日(木)						
保証金及び支払方法	<table border="1"> <tr> <td>入札保証金</td> <td>免除</td> <td>契約保証金</td> <td>免除</td> <td>前金払</td> <td>有</td> </tr> </table>	入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有			
その他	設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。							
業務担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示第50号

令和4年度さいたま新都心バスターミナル管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和4年度さいたま新都心バスターミナル管理業務

(2) 履行場所

さいたま市大宮区北袋町1-603-1

(3) 業務概要

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」の等級区分がA級で受注希望業務「駐車場管理」で掲載され、かつ、本市内に本店を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合にあっては、その組合員が同一入札に参加していない者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市局都市計画部交通政策課
担当 企画調整係 電話 048(829)1053

(2) 交付期間

告示の日から令和4年1月31日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

- (3) 交付費用
無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月4日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 業務委託仕様書等の貸出

業務委託仕様書は、次により貸出するものとする。

(1) 貸出場所

3(1)に同じ

(2) 受付期間

3(2)に同じ

7 仕様に関する質問及び回答

仕様に関する質問のある場合は、任意の様式により、電子メールで提出し、提出後速やかに、その旨を電話で連絡すること。

(1) 受付先

電子メールアドレス kotsu-seisaku@city.saitama.lg.jp

電話 048（829）1053

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 質問に対する回答

回答は、次のとおり閲覧に供するものとする。

ア 閲覧場所

3(1)に同じ

イ 閲覧期間

令和4年2月4日(金)から令和4年2月22日(火)まで(休日を除く午前9時から午後4時まで)

8 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月24日(木)午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第2入札室

(3) 入札に関する注意事項

ア 入札参加資格者の確認

入札参加資格がある旨の競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

イ 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。その際、入札書には代理人の記名押印をすること。

ウ 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。ただし、辞退する場合には、入札日時までにその旨を必ず届け出ること。

エ 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならない。

オ その他

(ア) 入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

(イ) 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(ウ) 落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月24日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

8(2)イに同じ

(6) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格に満たない入札をした者は、再度入札に参加できない。

(7) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加し、開札に立ち会った者とする。ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができない。再度入札は、1回とする。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 施行令第167条の4に定める入札参加資格がない者がした入札及びさいたま市契約規則に違反した入札

イ 記載すべき事項の記載のない入札書又は記載した事項が明らかでない入札書による入札

ウ 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札

エ 虚偽の競争入札参加申込兼資格確認申請書を提出した者がした入札

オ 最低制限価格に満たない入札

(9) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市局都市計画部都市総務課

電話 048(829)1393 FAX 048(829)1979

(10) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市局都市計画部交通政策課

電話 048(829)1053 FAX 048(829)1979

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 支払条件

暦月を単位として、請求に応じて支払うものとする。なお、詳細については落札者決定後、協議を行う。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 議決の要否

否

10 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市都市局都市計画部交通政策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(3) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第51号

さいたま市子ども急患電話相談業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市子ども急患電話相談業務

(2) 履行場所

受託者が用意する相談場所

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」の受注希望業務「保健・医療・診察」又は「その他」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成28年度以降に、国又は地方公共団体と専門性を有する医療等の電話相談業務の契約実績があることを証明した者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局保健部地域医療課
担当 西元、亀田 電話 048(829)1292

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月1日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さい

たま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月21日（月）午前9時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月4日（金）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第7会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13

年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月4日(金)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局保健部健康増進課
電話 048(829)1293 FAX 048(829)1967

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局保健部地域医療課
電話 048(829)1292 FAX 048(829)1967

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局保健部地域医療課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第52号

さいたま市長寿応援手帳・いきいきボランティア手帳封入封緘業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市長寿応援手帳・いきいきボランティア手帳封入封緘業務

(2) 履行場所

受託者作業場所 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年2月15日から令和4年3月18日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「文書管理」のうち、受注希望業務「封入・封緘」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 本入札の公告日から起算し、過去2年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と同様の契約を締結している者であり、かつ、誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区東高砂町11番1号 コムナーレ9階

さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課セカンドライフ支援センター

担当 池田 電話 048（881）8627

(2) 交付期間

告示の日から令和4年1月25日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さ

いたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後4時まで)

- (3) 交付費用
無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類
 - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
 - イ 入札説明書に定める書類

- (2) 受付期間
3(2)に同じ

- (3) 受付場所
3(1)に同じ

- (4) 提出方法
持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

- (1) 交付場所
3(1)に同じ
- (2) 交付日時
令和4年1月28日(金)午前9時から午後4時まで
- (3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

- (1) 入札方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札の日時及び場所
 - ア 日時
令和4年2月1日(火)午前10時00分

イ 場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所地下第2会議室

- (3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月1日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課

電話 048(881)8627 FAX 048(881)8637

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第53号

公募型プロポーザル方式の手続きの開始

ワークステーションさいたま運営事業について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和4年1月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

ワークステーションさいたま運営事業

(2) 履行場所

さいたま市内等

(3) 業務概要

要求水準書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は56,897,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本招請日において、「令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）」に記載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合にあつては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本件に参加していないこと。

(3) 本招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

(4) 市内に本社、支店、営業所等の活動拠点を有すること。活動拠点を有しない場合は、拠点活動区域または優先活動区域を、市内又は埼玉県内とする専任担当者を配置できること。

(5) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条に規定する有料職業紹介事業の許可を受け

ていること。

3 企画提案に係る実施要項等の交付

(1) 交付方法

ア 書面にて交付（交付場所は次のとおり）

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所5階

さいたま市経済局商工観光部労働政策課労政係

電話 048（829）1370

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p085818.html>

(2) 交付期間

本招請日から令和4年2月15日（火）午後4時まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

4 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、書面により次のとおり質問することができる。

(1) 受付期間

令和4年1月17日（月）から令和4年1月31日（月）午後4時まで

(2) 受付方法

ア 電子メールで受け付ける。詳細は実施要項による。

メールアドレス rodo-seisaku@city.saitama.lg.jp

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

ウ 提出先・到達確認に関する問い合わせ先

3(1)アに同じ

(3) 質問に対する回答予定日

令和4年2月4日（金）までに行う。

(4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p085818.html>

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

実施要項のとおり

(2) 提出期間

本招請日から令和4年2月15日（火）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参（郵送不可）

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ 虚偽の記載をした企画提案書

ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

エ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した企画提案書

オ プレゼンテーションに参加しなかった者が提出した企画提案書

6 業者決定の方法

業者の決定にあたっては、ワークステーションさいたま運営事業受託事業者選定委員会において、企画提案書及び関係書類、事業者によるプレゼンテーションをもとに審査を行い決定する。

なお、審査方法等詳細については、実施要項を参照すること。

7 その他

- (1) 最優秀提案者特定の日翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。
- (2) 本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とすること。
- (3) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (5) 詳細は、実施要項による。

8 連絡先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所5階

さいたま市経済局商工観光部労働政策課労政係

電話 048(829)1370

FAX 048(829)1944

さいたま市告示第54号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定による同法第30条の11第1項の確認の辞退があったので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和4年1月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 特定子ども・子育て支援提供者の名称

PHIL・コンサル株式会社

2 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地

(1) 名称

パンダ保育園

(2) 所在地

さいたま市北区日進町1-529-2 コーポ桔梗103

3 確認の辞退の年月日

令和3年12月31日

4 子ども・子育て支援施設等の種類

認可外保育施設

5 子ども・子育て支援法施行規則（平成24年内閣府令第44号）第28条の18第3項を満たしているか否かの別

※法第7条第10項第5号に掲げる事業（認定こども園、幼稚園又は特別支援学校の預かり保育）
の場合に限る。

さいたま市告示第55号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年1月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市見沼区深作五丁目130番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略） （省略）

3 許可番号

令和3年 6月28日

第開-N2021035号

4 検査済証番号

令和4年1月14日

第完-N2021035号

さいたま市告示第56号

公募型プロポーザル方式の手続きの開始

さいたま市生活困窮者学習支援業務（小学生対象）について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和4年1月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

さいたま市生活困窮者学習支援業務（小学生対象）

(2) 履行場所

さいたま市域内

(3) 業務概要

生活困窮世帯の子どもに対して、貧困の連鎖の防止を目的とし、学習支援や居場所の提供等の支援を行う。

(4) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は10,908,700円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本招請日において、令和3年・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に、業務「その他」の受注希望業務「人材派遣」又は「その他」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本件に参加していないこと

(3) 本招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

(4) 本市又は他の人口20万人以上の地方公共団体において、生活困窮者自立相談支援事業等実

施要綱（令和元年厚生労働省社会・援護局長通知社援発0704第1号別紙）に基づく生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業の実績を有し、かつ、誠実に履行している者であること。

3 企画提案に係る実施要領等の交付

(1) 交付方法

ア 窓口にて配布

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p078084.html>

(2) 交付期間

本招請日から令和4年2月15日（火）午後4時まで

4 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続きを行うこと。

(1) 提出書類

参加意思表明書 1部

(2) 提出期間

本招請日から令和4年2月3日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4（さいたま市役所2階）

さいたま市保健福祉局福祉部生活福祉課

担当 自立支援係 電話 048（829）1846

(4) 提出方法

持参

5 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、次のとおり質問することができる。

(1) 受付期間

本招請日から令和4年2月3日（木）午後4時まで

(2) 受付方法

ア 電子メールで受け付ける。詳細は実施要領による。

メールアドレス seikatsu-fukushi@city.saitama.lg.jp

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

ウ 提出先・到達確認に関する問い合わせ先

4(3)に同じ

(3) 質問に対する回答公開期間

令和4年2月9日（水）から令和4年2月15日（火）まで。

(4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p078084.html>

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（13部）

イ 見積書

(2) 提出期間

本招請日から令和4年2月15日（火）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出場所

4(3)に同じ

(4) 提出方法

持参

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ 虚偽の記載をした企画提案書

ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

エ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した企画提案書

オ プレゼンテーションに参加しなかった者が提出した企画提案書

7 業者決定の方法

業者の決定にあたっては、さいたま市生活困窮者学習支援業務委託（小学生対象）選定委員会において書類審査を行い決定する。なお、審査方法等詳細については、実施要領を参照すること。

8 その他

(1) 最優秀提案者特定の日（翌日）から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。

(2) 本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とすること。

(3) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書等は、返却しない。

(5) 企画提案の審査結果は、企画提案の具体的内容を除き、公表する。

(6) 詳細は、実施要領による。

9 連絡先

さいたま市浦和区常盤 6-4-4

さいたま市保健福祉局福祉部生活福祉課自立支援係

電話 048（829）1846

FAX 048（829）1961

さいたま市告示第57号

さいたま市西区役所外1か所で使用する電気について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

さいたま市西区役所外1か所で使用する電気 663, 400キロワット時

(2) 需要場所

入札説明書のとおり

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 需給期間

入札説明書のとおり

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「その他」内の営業種目「電気」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）施行後の電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者、電気事業法附則第2条第1項により同法第2条の2の登録を受けたものとみなされる者又は小売電気事業者の電力を媒介、代理、取次をする者であること。

(5) 1(2)の需要場所に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市西区西大宮3-4-2 さいたま市西区役所区民生活部総務課

担当 防災・総務係 電話 048(620)2613

イ サイトたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/nishi/001/002/007/p066899.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月24日(木)まで(3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年2月24日(木)書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

〒331-8587

さいたま市西区西大宮3-4-2 さいたま市西区役所区民生活部総務課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和4年3月4日(金)午前9時から午後4時まで。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができな

い。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 初度入札に限り、郵送（一般書留又は簡易書留）による提出とする。

イ 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年3月23日（水）

イ 送付先

4(5)イに同じ

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除する。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月25日（金）午後2時00分

イ 場所

さいたま市西区西大宮3-4-2 さいたま市西区役所2階会議室B

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市西区西大宮3-4-2 さいたま市西区役所区民生活部総務課

電話 048(620)2613 FAX 048(620)2760

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札価格の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市西区役所区民生活部総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第58号

さいたま市西区役所構内電話交換機設備賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市西区役所構内電話交換機設備賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市西区西大宮3-4-2

(3) 借入期間

令和4年6月1日から令和10年5月31日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）の種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 賃貸借された納入機器を設置及び設定し、常時正常な状態又は十分に機能が働く状態に維持し、万一問題が生じた場合、即時に対応ができる者であること。

(5) 過去2年間において、現在の西区役所と同種同規模の契約を締結し、履行した実績を有するものであること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。ただし、仕様に関する事項は、入札後に返却すること。

(1) 交付場所

ア さいたま市西区西大宮3-4-2 さいたま市西区役所区民生活部総務課
担当 防災・総務係 電話 048(620)2613

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月1日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日

令和4年2月3日（木）午前9時から午後4時まで。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒（長形3号）に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札日時及び場所

ア 日時

令和4年2月10日（水）午後2時

イ 場所

さいたま市西区西大宮3-4-2 西区役所2階会議室B

(4) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務及び業務を担当する課

さいたま市西区西大宮3-4-2 さいたま市西区役所区民生活部総務課

電話 048（620）2613 FAX 048（620）2670

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札価格の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

さいたま市告示第59号

さいたま市チャレンジスクール業務について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施します。つきましては、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和4年1月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

さいたま市チャレンジスクール業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区岸町4-1-29外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(5) 予算の上限額

140,348,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」の受注希望業務「人材派遣」又は「その他」で掲載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合にあつては、その組合員が、本件に参加していない者であること。

- (4) 本告示日から企画提案書提出期限までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

- (5) 平成28年度以降、文部科学省又は地方公共団体の実施する事業において、学校教育に関する事業、放課後子ども教室又は地域未来塾事業に係る業務を受託し、誠実に履行した実績を有する

者であること。

3 企画提案に係る実施要項等の交付

企画提案書の提出を希望する者に対し、企画提案実施要項等を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課
担当 家庭地域連携係 電話 048(829)1703

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p068676.html>

(2) 交付期間

本告示日から令和4年2月2日(水)まで(3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 参加意思の表明手続

企画提案書の提出を希望する者は、参加申込及び参加資格確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、確認審査を受けていない者は、参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 公募型プロポーザル参加意思表明書 1部

イ 2(5)の実績を証する書類 1部

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年2月2日(水)必着。書留郵便(簡易書留郵便を含む。)等の到達記録が確認できる方法により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課

5 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、電子メールにより次のとおり質問することができる。なお、質問を電子メールで送信後、電話による到達確認を行うこと。

(1) 受付期間

3(2)に同じ

(2) 受付先

ア 電子メールアドレス

shogai-gakushu-shinko@city.saitama.lg.jp

イ 到達確認に関する問い合わせ先

3(1)アに同じ

(3) 質問に対する回答

令和4年2月7日(月)までに、3(1)イのホームページに掲載する。

6 公募型プロポーザル参加資格確認通知書の交付

確認審査終了後、公募型プロポーザル参加資格確認通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

郵送による。

(2) 交付日

令和4年2月7日(月)を目途に発送する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書 正本1部、副本9部

イ 企画提案実施要項に示す書類

(2) 受付期間

令和4年2月7日(月)から令和4年2月15日(火)まで(休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年2月15日(火)必着。書留郵便(簡易書留郵便を含む。)等の到達記録が確認できる方法により提出すること。

イ 送付先

4(5)イに同じ

8 プレゼンテーションの実施

企画提案書を補完するため、プレゼンテーションを実施する。

なお、実施日及び場所については、参加意思を表明した者の数が確定次第、通知する(令和4年2月下旬実施予定)。また、やむを得ない状況により、プレゼンテーションは開催しない場合がある。

9 業者決定の方法

業者の決定に当たっては、さいたま市チャレンジスクール業務委託選定委員会において審査を行い決定する。なお、審査方法等詳細については、企画提案実施要項を参照すること。

10 契約手続等

(1) 契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否
要

(3) 議決の要否
否

1.1 特記事項

本業務に係る予算が本市議会で可決されない場合又はその他の理由により本業務が実施できなくなった場合にあつては、どの提案者とも契約を締結しないことがある。

1.2 本招請に関する事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課
電話 048（829）1703 FAX 048（829）1989

1.3 その他

(1) 企画提案書提出期限の翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。

(2) 本調達において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

(3) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書等は返却しない。

(5) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(6) 詳細は、企画提案実施要項による。

さいたま市告示第60号

館岩少年自然の家中規模修繕工事監理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

館岩少年自然の家中規模修繕工事監理業務

(2) 履行場所

福島県南会津郡南会津町宮里字向山2847-1

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和5年12月22日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）（以下「名簿」という。）に業務「建築関連コンサルタント」の業務分類「建築意匠」内の「厚生施設（宿泊施設等）」及び業務分類「建築構造」、「空調設備」、「給排水設備」、「電気設備」の全てで登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）若しくはさいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 平成23年度以降に、鉄筋コンクリート造の建物における建築工事（建築設備工事を含む。）に係る工事監理（建築工事の監理、電気設備工事の監理及び機械設備工事の監理）業務について、国又は地方公共団体等と契約を締結し、履行した実績を有する者であること。

- (5) 次のアからウの技術者を配置できる者であること。ただし、ア及びイは、これを兼務してよいこととする。

なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。

ア 技術管理者

- (7) 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士であること。
- (イ) 公共建築工事標準仕様書又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有すること。
- (ウ) 18年以上の実務経験相当の能力を有すること。

イ 現場責任者

- (7) 建築士法による一級建築士であること。
- (イ) 公共建築工事標準仕様書又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有すること。
- (ウ) 18年以上の実務経験相当の能力を有すること。

ウ 現場担当者

次の(7)から(イ)の技術者を配置するものとする。

(7) 建築意匠担当

- a 建築士法による一級建築士であること。
- b 公共建築工事標準仕様書又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有すること。
- c 5年以上の実務経験相当の能力を有すること。

(イ) 建築構造担当

- a 建築士法による一級建築士であること。
- b 公共建築工事標準仕様書又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有すること。
- c 5年以上の実務経験相当の能力を有すること。

(ウ) 電気設備担当

- a 建築士法による設備設計一級建築士又は建築設備士であること。
- b 公共建築工事標準仕様書又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有すること。
- c 5年以上の実務経験相当の能力を有すること。

(イ) 機械設備担当

- a 建築士法による設備設計一級建築士又は建築設備士であること。
- b 公共建築工事標準仕様書又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有すること。
- c 5年以上の実務経験相当の能力を有すること。

- (6) この業務委託について、仕様書等の内容を遵守し、確実に業務履行できる者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付方法

入札説明書等の交付を希望する者は、入札説明書等交付申請書を提出すること。申請受付後、受付場所において又は郵送により入札説明書等を交付する。

ア 申請方法

次のホームページから入札説明書等交付申請書をダウンロードし、必要事項を記載の上、3

(1)ウまで提出すること。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p085209.html>

イ 受付期間

告示の日から令和4年2月10日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

ウ 受付場所

福島県南会津郡南会津町宮里字向山2847-1 さいたま市教育委員会事務局学校教育部
館岩少年自然の家

担当 大山 電話 0241(78)2311 FAX 0241(78)2313

エ 提出方法

持参又はFAX

(2) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(1)イに同じ

(3) 送付先

〒967-0347 福島県南会津郡南会津町宮里字向山2847-1 さいたま市教育委員会事務局学校教育部館岩少年自然の家

(4) 提出方法

郵送（書留郵便（簡易書留郵便を含む。）とし、受付期間内必着とする。）

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和4年2月25日（金）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当す

る金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月16日(水)午後1時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所地下1階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月16日(水)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育課
電話 048(829)1646 FAX 048(829)1990

(9) 業務を担当する課

福島県南会津郡南会津町宮里字向山2847-1 さいたま市教育委員会事務局学校教育課
岩少年自然の家

電話 0241(78)2311 FAX 0241(78)2313

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

館岩少年自然の家中規模修繕（建築）工事請負契約、館岩少年自然の家中規模修繕（機械設備）工事請負契約及び館岩少年自然の家中規模修繕（電気設備）工事請負契約が、さいたま市議会令和4年2月定例会で承認されない場合は、本入札は執行しない。

9 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部館岩少年自然の家及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第61号

「さいたま市旧中央区役所保健センター総合管理業務」外52件について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に登載され、かつ、本市内に本店を有している者であること。なお、名簿登載業務・等級区分等については業務ごとに別に定める。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合（以下「組合等」という。）にあっては、その組合員が同一入札に参加していない者であること。

2 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付方法
さいたま市ホームページからダウンロード
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p039869.html>
- (2) 交付期間
令和4年1月20日（木）から令和4年3月4日（金）まで

3 入札参加資格の有無の確認

入札に参加を希望する者は、次の書類を提出して入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。

- (1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 業務ごとに別に定める書類

(2) 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の交付

ア 交付方法

2(1)に同じ

イ 交付期間

令和4年1月20日(木)から令和4年1月28日(金)まで

(3) 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

ア 提出先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

イ 受付期間

3(2)イに同じ(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

ウ 提出部数

参加希望案件ごとに1部

エ 提出方法

持参

(4) 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

競争入札参加資格確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

ア 交付場所

3(3)アに同じ

イ 日時

令和4年2月2日(水)午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

ウ その他

郵送希望者については、3(3)の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

4 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の競争入札参加資格確認結果通知書を受けた者は、令和4年2月4日(金)までにさいたま市財政局契約管理部調達課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

5 入札手続き等

(1) 入札方法

ア 郵送(一般書留又は簡易書留等)による提出とする。

イ 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の到達期限及び送付先

ア 到達期限

業務ごとに別に定める。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市財政局契約管理部調達課

6 入札に関する注意事項

(1) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。入札参加者が入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を提出しなければならない。ただし、入札書等の到達後の入札辞退は認めないものとする。

(2) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(3) その他

ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 入札書を持参により提出することはできない。

ウ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

エ 落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、新たに日時及び場所を定め、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

7 入札保証金

業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。

8 最低制限価格

業務ごとに別に定める。

9 落札者の決定方法等

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、新たに日時及び場所を定め、再度入札を行う。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができない。再度入札は、1回とする。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 施行令第167条の4に定める入札参加資格がない者がした入札

(2) 入札者の記名押印若しくは記載すべき事項の記載のない入札又は記入事項若しくは印影の判読できない入札

(3) 記載事項（金額を除く。）の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札

- (4) 同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (5) 同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札
- (6) 明らかに連合によると認められる入札
- (7) 金額を訂正した入札書による入札
- (8) 電報、電話、ファクシミリ及び持参された入札書による入札
- (9) 虚偽の一般競争入札参加申込兼資格確認申請書を提出した者がした入札
- (10) 最低制限価格に満たない入札
- (11) 到達期限までに到達しなかった入札書による入札
- (12) 5(1)ア及び入札説明書に規定した方法によらずに送付された入札書による入札

1 1 開札への立ち会いに関する事項

入札者又はその代理人は、事前に申請をした場合に限り、開札時に立ち会うことができる。

1 2 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048(829)1175 FAX 048(829)1986

1 3 契約保証金

業務ごとに別に定める。契約保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則第30条の規定による。

1 4 契約書作成の要否

要

1 5 議決の要否

否

1 6 支払条件

暦月を単位として、請求に応じて支払うものとする。なお、詳細については落札者決定後、協議を行う。

1 7 その他

- (1) この告示に係る入札に用いる書類は、さいたま市ホームページからダウンロードして使用すること。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p039869.html>

- (2) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (3) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (5) 詳細は、入札説明書による。

整理番号	4-0100-1	
件名	さいたま市旧中央区役所保健センター総合管理業務	
履行場所	さいたま市中央区本町東4-4-3	
履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	
業務概要	入札説明書のとおり	
入札書の到達期限	令和4年2月7日（月）	
開札日時及び場所	令和4年2月9日（水）午前9時35分 さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階中ホール	
最低制限価格	設定する	
入札保証金	免除	
契約保証金	要（契約代金の100分の10以上の額を納付すること）	
入札書に記載する金額	総価を記載する	
入札参加資格	名簿登載業務	建物管理等
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	(1) 本入札の告示日において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号の「建築物清掃業」又は同条同項第8号の「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること。 (2) 本入札の告示日において、警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定に基づく埼玉県公安委員会の認定を受けていること（組合等にあつては、当該組合等が自ら認定を受けていること。）。 (3) 本入札の告示日において、同法第22条の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証（警備業務の区分・1号）の交付を受けている者を1名以上配置できること。
3(1)イに関する書類	(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録証明書の写し (2) 埼玉県公安委員会の認定証の写し（組合等にあつては、当該組合等が自ら認定を受けた認定証の写し） (3) 警備員指導教育責任者資格者証（警備業務の区分・1号）の写し（旧警備業法第11条の規定により交付された同資格者証は不可）	
業務を担当する課	さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局保健部健康増進課 電話 048（829）1293	
整理番号	4-0100-2	
件名	さいたま市障害者総合支援センター施設維持管理業務	
履行場所	さいたま市中央区鈴谷7-5-7	
履行期間	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで	
業務概要	入札説明書のとおり	
入札書の到達期限	令和4年2月7日（月）	
開札日時及び場所	令和4年2月9日（水）午前10時00分 さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階中ホール	
最低制限価格	設定する	
入札保証金	免除	
契約保証金	要（契約代金の100分の10以上の額を納付すること）	
入札書に記載する金額	総価を記載する	

入札参加資格	名簿登載業務	建物管理等
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	本入札の告示日において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号の「建築物清掃業」又は同条同項第8号の「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること。
3(1)イに関する書類		建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録証明書の写し
業務を担当する課		さいたま市中央区鈴谷7-5-7 さいたま市保健福祉局福祉部障害者総合支援センター 電話 048(859)7255
整理番号		4-0100-3
件名		さいたま市療育センターさくら草施設維持管理業務
履行場所		さいたま市桜区田島2-16-2
履行期間		令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
業務概要		入札説明書のとおり
入札書の到達期限		令和4年2月7日（月）
開札日時及び場所		令和4年2月9日（水）午前10時35分 さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階中ホール
最低制限価格		設定する
入札保証金		免除
契約保証金		要（契約代金の100分の10以上の額を納付すること）
入札書に記載する金額		総価を記載する
入札参加資格	名簿登載業務	建物管理等
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	本入札の告示日において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号の「建築物清掃業」又は同条同項第8号の「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること。
3(1)イに関する書類		建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録証明書の写し
業務を担当する課		さいたま市桜区田島2-16-2 さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園 療育センターさくら草 電話 048(710)5811
整理番号		4-0100-4
件名		さいたま市東部環境センター建物総合管理業務
履行場所		さいたま市見沼区大字膝子626-1
履行期間		令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
業務概要		入札説明書のとおり
入札書の到達期限		令和4年2月7日（月）
開札日時及び場所		令和4年2月9日（水）午前11時00分 さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階中ホール
最低制限価格		設定する
入札保証金		免除
契約保証金		要（契約代金の100分の10以上の額を納付すること）
入札書に記載する金額		総価を記載する

入札参加資格	名簿登載業務	建物管理等
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	本入札の告示日において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号の「建築物清掃業」又は同条同項第8号の「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること。
3(1)イに関する書類		建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録証明書の写し
業務を担当する課		さいたま市見沼区大字膝子626-1 さいたま市環境局施設部東部環境センター 電話 048(684)3802
整理番号		4-0100-5
件名		さいたま市立博物館建物総合管理業務
履行場所		さいたま市大宮区高鼻町2-1-2
履行期間		令和4年4月1日から令和6年3月31日まで
業務概要		入札説明書のとおり
入札書の到達期限		令和4年2月8日（火）
開札日時及び場所		令和4年2月10日（木）午前9時10分 さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階中ホール
最低制限価格		設定する
入札保証金		免除
契約保証金		要（契約代金の100分の10以上の額を納付すること）
入札書に記載する金額		総価を記載する
入札参加資格	名簿登載業務	建物管理等
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	(1) 本入札の告示日において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号の「建築物清掃業」又は同条同項第8号の「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること。 (2) 本入札の告示日において、警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定に基づく埼玉県公安委員会の認定を受けていること（組合等にあつては、当該組合等が自ら認定を受けていること。）。 (3) 本入札の告示日において、同法第22条の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証（警備業務の区分・1号）の交付を受けている者を1名以上配置できること。
3(1)イに関する書類		(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録証明書の写し (2) 埼玉県公安委員会の認定証の写し（組合等にあつては、当該組合等が自ら認定を受けた認定証の写し） (3) 警備員指導教育責任者資格者証（警備業務の区分・1号）の写し（旧警備業法第11条の規定により交付された同資格者証は不可）
業務を担当する課		さいたま市大宮区高鼻町2-1-2 さいたま市教育委員会事務局生涯学習部博物館 電話 048(644)2322

整理番号	4-0100-6	
件名	さいたま市立与野本町小学校複合施設建物総合管理業務	
履行場所	さいたま市中央区本町東3-5-23	
履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	
業務概要	入札説明書のとおり	
入札書の到達期限	令和4年2月8日(火)	
開札日時及び場所	令和4年2月10日(木) 午前9時35分 さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階中ホール	
最低制限価格	設定する	
入札保証金	免除	
契約保証金	要(契約代金の100分の10以上の額を納付すること)	
入札書に記載する金額	総価を記載する	
入札参加資格	名簿登載業務	建物管理等
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	(1) 本入札の告示日において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号の「建築物清掃業」又は同条同項第8号の「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること。 (2) 本入札の告示日において、警備業法(昭和47年法律第117号)第4条の規定に基づく埼玉県公安委員会の認定を受けていること(組合等にあつては、当該組合等が自ら認定を受けていること)。 (3) 本入札の告示日において、同法第22条の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証(警備業務の区分・1号)の交付を受けている者を1名以上配置できること。
3(1)イに関する書類	(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録証明書の写し (2) 埼玉県公安委員会の認定証の写し(組合等にあつては、当該組合等が自ら認定を受けた認定証の写し) (3) 警備員指導教育責任者資格者証(警備業務の区分・1号)の写し(旧警備業法第11条の規定により交付された同資格者証は不可)	
業務を担当する課	さいたま市大宮区高鼻町2-1-2 さいたま市教育委員会事務局生涯学習部博物館 電話 048(644)2322	
整理番号	4-0100-7	
件名	さいたま市立岸町公民館総合管理業務	
履行場所	さいたま市浦和区岸町5-1-3	
履行期間	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで	
業務概要	入札説明書のとおり	
入札書の到達期限	令和4年2月8日(火)	
開札日時及び場所	令和4年2月10日(木) 午前10時00分 さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階中ホール	
最低制限価格	設定する	
入札保証金	免除	
契約保証金	要(契約代金の100分の10以上の額を納付すること)	
入札書に記載する金額	総価を記載する	

入札参加資格	名簿登載業務	建物管理等
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	<p>(1) 本入札の告示日において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号の「建築物清掃業」又は同条同項第8号の「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること。</p> <p>(2) 本入札の告示日において、警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定に基づく埼玉県公安委員会の認定を受けていること（組合等にあつては、当該組合等が自ら認定を受けていること。）。</p> <p>(3) 本入札の告示日において、同法第22条の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証（警備業務の区分・1号）の交付を受けている者を1名以上配置できること。</p>
3(1)イに関する書類	<p>(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録証明書の写し</p> <p>(2) 埼玉県公安委員会の認定証の写し（組合等にあつては、当該組合等が自ら認定を受けた認定証の写し）</p> <p>(3) 警備員指導教育責任者資格者証（警備業務の区分・1号）の写し（旧警備業法第11条の規定により交付された同資格者証は不可）</p>	
業務を担当する課	さいたま市浦和区岸町5-1-3 さいたま市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習総合センター 岸町公民館 電話 048(824)0168	
整理番号	4-0100-8	
件名	さいたま市立大宮西部図書館総合管理業務	
履行場所	さいたま市北区櫛引町2-499-1	
履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	
業務概要	入札説明書のとおり	
入札書の到達期限	令和4年2月8日（火）	
開札日時及び場所	令和4年2月10日（木）午前10時35分 さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階中ホール	
最低制限価格	設定する	
入札保証金	免除	
契約保証金	要（契約代金の100分の10以上の額を納付すること）	
入札書に記載する金額	総価を記載する	
入札参加資格	名簿登載業務	建物管理等
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	<p>(1) 本入札の告示日において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号の「建築物清掃業」又は同条同項第8号の「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること。</p> <p>(2) 本入札の告示日において、警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定に基づく埼玉県公安委員会の認定を受けていること（組合等にあつては、当該組合等が自ら認定を受けていること。）。</p>

		(3) 本入札の告示日において、同法第22条の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証（警備業務の区分・1号）の交付を受けている者を1名以上配置できること。
3(1)イに関する書類		(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録証明書の写し (2) 埼玉県公安委員会の認定証の写し（組合等にあつては、当該組合等が自ら認定を受けた認定証の写し） (3) 警備員指導教育責任者資格者証（警備業務の区分・1号）の写し（旧警備業法第11条の規定により交付された同資格者証は不可）
業務を担当する課		さいたま市浦和区東高砂町11-1 さいたま市教育委員会事務局中央図書館管理課 電話 048(871)2172
整理番号		4-0101-1
件名		さいたま市西区役所総合案内業務
履行場所		さいたま市西区西大宮3-4-2
履行期間		令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
業務概要		入札説明書のとおり
入札書の到達期限		令和4年2月8日（火）
開札日時及び場所		令和4年2月10日（木）午前11時00分 さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階中ホール
最低制限価格		設定する
入札保証金		免除
契約保証金		要（契約代金の100分の10以上の額を納付すること）
入札書に記載する金額		総価を記載する
入札参加資格	名簿登載業務	建物管理等
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	—
3(1)イに関する書類		—
業務を担当する課		さいたま市西区西大宮3-4-2 さいたま市西区役所くらし応援室 電話 048(620)2626
整理番号		4-0101-2
件名		さいたま市北区役所総合案内業務
履行場所		さいたま市北区宮原町1-852-1
履行期間		令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
業務概要		入札説明書のとおり
入札書の到達期限		令和4年2月10日（木）
開札日時及び場所		令和4年2月15日（火）午前9時10分 さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階中ホール
最低制限価格		設定する
入札保証金		免除
契約保証金		要（契約代金の100分の10以上の額を納付すること）
入札書に記載する金額		総価を記載する

入札参加資格	名簿登載業務	建物管理等
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	—
3(1)イに関する書類		—
業務を担当する課		さいたま市北区宮原町1-852-1 さいたま市北区役所くらし応援室 電話 048(669)6026
整理番号		4-0101-3
件名		さいたま市見沼区役所総合案内業務
履行場所		さいたま市見沼区堀崎町12-36
履行期間		令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
業務概要		入札説明書のとおり
入札書の到達期限		令和4年2月10日(木)
開札日時及び場所		令和4年2月15日(火) 午前9時35分 さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階中ホール
最低制限価格		設定する
入札保証金		免除
契約保証金		要(契約代金の100分の10以上の額を納付すること)
入札書に記載する金額		総価を記載する
入札参加資格	名簿登載業務	建物管理等
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	—
3(1)イに関する書類		—
業務を担当する課		さいたま市見沼区堀崎町12-36 さいたま市見沼区役所くらし応援室 電話 048(681)6027
整理番号		4-0101-4
件名		さいたま市浦和区役所宿日直業務
履行場所		さいたま市浦和区常盤6-4-4
履行期間		令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
業務概要		入札説明書のとおり
入札書の到達期限		令和4年2月10日(木)
開札日時及び場所		令和4年2月15日(火) 午前10時00分 さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階中ホール
最低制限価格		設定する
入札保証金		免除
契約保証金		要(契約代金の100分の10以上の額を納付すること)
入札書に記載する金額		総価を記載する
入札参加資格	名簿登載業務	建物管理等
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	—

3(1)イに関する書類	—	
業務を担当する課	さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市浦和区役所区民生活部総務課 電話 048(829)6015	
整理番号	4-0101-5	
件名	さいたま市青少年宇宙科学館総合案内業務	
履行場所	さいたま市浦和区駒場2-3-45	
履行期間	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで	
業務概要	入札説明書のとおり	
入札書の到達期限	令和4年2月10日(木)	
開札日時及び場所	令和4年2月15日(火)午前10時35分 さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階中ホール	
最低制限価格	設定する	
入札保証金	免除	
契約保証金	要(契約代金の100分の10以上の額を納付すること)	
入札書に記載する金額	総価を記載する	
入札参加資格	名簿登載業務	建物管理等
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	—
3(1)イに関する書類	—	
業務を担当する課	さいたま市浦和区駒場2-3-45 さいたま市教育委員会事務局生涯学習部青少年宇宙科学館 電話 048(881)1515	
整理番号	4-0101-6	
件名	さいたま市うらわ美術館受付・監視業務	
履行場所	さいたま市浦和区仲町2-5-1 浦和センチュリーシティ3階外	
履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	
業務概要	入札説明書のとおり	
入札書の到達期限	令和4年2月10日(木)	
開札日時及び場所	令和4年2月15日(火)午前11時00分 さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階中ホール	
最低制限価格	設定する	
入札保証金	免除	
契約保証金	要(契約代金の100分の10以上の額を納付すること)	
入札書に記載する金額	総価を記載する	
入札参加資格	名簿登載業務	建物管理等
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	—
3(1)イに関する書類	—	
業務を担当する課	さいたま市浦和区仲町2-5-1 浦和センチュリーシティ3階 さいたま市教育委員会事務局生涯学習部うらわ美術館 電話 048(827)3215	
整理番号	4-0101-7	
件名	さいたま市立田島公民館外4館管理業務	

履行場所	さいたま市桜区田島3-27-6外	
履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	
業務概要	入札説明書のとおり	
入札書の到達期限	令和4年2月15日(火)	
開札日時及び場所	令和4年2月17日(木) 午前9時10分 さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階中ホール	
最低制限価格	設定する	
入札保証金	免除	
契約保証金	要(契約代金の100分の10以上の額を納付すること)	
入札書に記載する金額	総価を記載する	
入札参加資格	名簿登載業務	建物管理等
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	—
3(1)イに関する書類	—	
業務を担当する課	さいたま市桜区田島3-27-6 さいたま市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習総合センター 田島公民館 電話 048(863)0400	
整理番号	4-0101-8	
件名	さいたま市立領家公民館外10館管理業務	
履行場所	さいたま市浦和区領家4-21-21外	
履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	
業務概要	入札説明書のとおり	
入札書の到達期限	令和4年2月15日(火)	
開札日時及び場所	令和4年2月17日(木) 午前9時35分 さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階中ホール	
最低制限価格	設定する	
入札保証金	免除	
契約保証金	要(契約代金の100分の10以上の額を納付すること)	
入札書に記載する金額	総価を記載する	
入札参加資格	名簿登載業務	建物管理等
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	—
3(1)イに関する書類	—	
業務を担当する課	さいたま市浦和区岸町5-1-3 さいたま市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習総合センター 岸町公民館 電話 048(824)0168	
整理番号	4-0101-9	
件名	さいたま市立文蔵公民館外7館管理業務	
履行場所	さいたま市南区文蔵4-19-3外	
履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	
業務概要	入札説明書のとおり	
入札書の到達期限	令和4年2月15日(火)	
開札日時及び場所	令和4年2月17日(木) 午前10時00分 さいたま市浦和区常盤6-4-21	

		ときわ会館5階中ホール
最低制限価格		設定する
入札保証金		免除
契約保証金		要（契約代金の100分の10以上の額を納付すること）
入札書に記載する金額		総価を記載する
入札参加資格	名簿登載業務	建物管理等
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	—
3(1)イに関する書類		—
業務を担当する課		さいたま市南区文蔵4-19-3 さいたま市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習総合センター 文蔵公民館 電話 048(845)5151
整理番号		4-0101-10
件名		さいたま市立大古里公民館外4館管理業務
履行場所		さいたま市緑区大字三室2614-2外
履行期間		令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
業務概要		入札説明書のとおり
入札書の到達期限		令和4年2月15日(火)
開札日時及び場所		令和4年2月17日(木) 午前10時35分 さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階中ホール
最低制限価格		設定する
入札保証金		免除
契約保証金		要（契約代金の100分の10以上の額を納付すること）
入札書に記載する金額		総価を記載する
入札参加資格	名簿登載業務	建物管理等
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	—
3(1)イに関する書類		—
業務を担当する課		さいたま市緑区大字三室2614-2 さいたま市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習総合センター 大古里公民館 電話 048(810)4155
整理番号		4-0200-1
件名		さいたま市本庁舎警備業務
履行場所		さいたま市浦和区常盤6-4-4
履行期間		令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
業務概要		入札説明書のとおり
入札書の到達期限		令和4年2月15日(火)
開札日時及び場所		令和4年2月17日(木) 午前11時00分 さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階中ホール
最低制限価格		設定する
入札保証金		免除
契約保証金		要（契約代金の100分の10以上の額を納付すること）

入札書に記載する金額		総価を記載する
入札参加資格	名簿登載業務	建物管理等又は警備
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	(1) 本入札の告示日において、警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定に基づく埼玉県公安委員会の認定を受けていること（組合等にあつては、当該組合等が自ら認定を受けていること。）。 (2) 本入札の告示日において、同法第22条の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証（警備業務の区分・1号）の交付を受けている者を1名以上配置できること。
3(1)イに関する書類		(1) 埼玉県公安委員会の認定証の写し（組合等にあつては、当該組合等が自ら認定を受けた認定証の写し） (2) 警備員指導教育責任者資格者証（警備業務の区分・1号）の写し（旧警備業法第11条の規定により交付された同資格者証は不可）
業務を担当する課		さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部庁舎管理課 電話 048(829)1173
整理番号		4-0200-2
件名		さいたま市思い出の里警備及び盆・彼岸交通整理業務
履行場所		さいたま市見沼区大字大谷600番地外
履行期間		令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
業務概要		入札説明書のとおり
入札書の到達期限		令和4年2月16日（水）
開札日時及び場所		令和4年2月18日（金）午前9時10分 さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階中ホール
最低制限価格		設定する
入札保証金		免除
契約保証金		要（契約代金の100分の10以上の額を納付すること）
入札書に記載する金額		総価を記載する
入札参加資格	名簿登載業務	建物管理等又は警備
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	(1) 本入札の告示日において、警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定に基づく埼玉県公安委員会の認定を受けていること（組合等にあつては、当該組合等が自ら認定を受けていること。）。 (2) 本入札の告示日において、同法第22条の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証（警備業務の区分・1号及び2号）の交付を受けている者を1名以上配置できること。
3(1)イに関する書類		(1) 埼玉県公安委員会の認定証の写し（組合等にあつては、当該組合等が自ら認定を受けた認定証の写し） (2) 警備員指導教育責任者資格者証（警備業務の区分・1号及び2号）の写し（旧警備業法第11条の規定により交付された同資格者証は不可）
業務を担当する課		さいたま市見沼区大字大谷600 さいたま市保健福祉局保健部思い出の里市営霊園事務所

		電話 048(686)3499
整理番号		4-0200-3
件名		さいたま市のびのびプラザ大宮警備業務
履行場所		さいたま市大宮区桜木町1-185-2
履行期間		令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
業務概要		入札説明書のとおり
入札書の到達期限		令和4年2月16日(水)
開札日時及び場所		令和4年2月18日(金)午前9時35分 さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階中ホール
最低制限価格		設定する
入札保証金		免除
契約保証金		要(契約代金の100分の10以上の額を納付すること)
入札書に記載する金額		総価を記載する
入札参加資格	名簿登載業務	建物管理等又は警備
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	(1) 本入札の告示日において、警備業法(昭和47年法律第117号)第4条の規定に基づく埼玉県公安委員会の認定を受けていること(組合等にあつては、当該組合等が自ら認定を受けていること)。 (2) 本入札の告示日において、同法第22条の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証(警備業務の区分・1号及び2号)の交付を受けている者を1名以上配置できること。
3(1)イに関する書類		(1) 埼玉県公安委員会の認定証の写し(組合等にあつては、当該組合等が自ら認定を受けた認定証の写し) (2) 警備員指導教育責任者資格者証(警備業務の区分・1号及び2号)の写し(旧警備業法第11条の規定により交付された同資格者証は不可)
業務を担当する課		さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局幼児未来部保育課 電話 048(829)1867
整理番号		4-0200-4
件名		さいたま市西区役所警備業務
履行場所		さいたま市西区西大宮3-4-2
履行期間		令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
業務概要		入札説明書のとおり
入札書の到達期限		令和4年2月16日(水)
開札日時及び場所		令和4年2月18日(金)午前10時00分 さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階中ホール
最低制限価格		設定する
入札保証金		免除
契約保証金		要(契約代金の100分の10以上の額を納付すること)
入札書に記載する金額		総価を記載する
入札参加資格	名簿登載業務	建物管理等又は警備
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	(1) 本入札の告示日において、警備業法(昭和47年法律第117号)第4条の規定に基づく埼玉県公安委員会の認定を受けていること

		(組合等にあつては、当該組合等が自ら認定を受けていること。)。 (2) 本入札の告示日において、同法第22条の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証(警備業務の区分・1号)の交付を受けている者を1名以上配置できること。
3(1)イに関する書類		(1) 埼玉県公安委員会の認定証の写し(組合等にあつては、当該組合等が自ら認定を受けた認定証の写し) (2) 警備員指導教育責任者資格者証(警備業務の区分・1号)の写し(旧警備業法第11条の規定により交付された同資格者証は不可)
業務を担当する課		さいたま市西区西大宮3-4-2 さいたま市西区役所区民生活部総務課 電話 048(620)2613
整理番号		4-0200-5
件名		さいたま市見沼区役所警備業務
履行場所		さいたま市見沼区堀崎町12-36
履行期間		令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
業務概要		入札説明書のとおり
入札書の到達期限		令和4年2月16日(水)
開札日時及び場所		令和4年2月18日(金)午前10時35分 さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階中ホール
最低制限価格		設定する
入札保証金		免除
契約保証金		要(契約代金の100分の10以上の額を納付すること)
入札書に記載する金額		総価を記載する
入札参加資格	名簿掲載業務	建物管理等又は警備
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	(1) 本入札の告示日において、警備業法(昭和47年法律第117号)第4条の規定に基づく埼玉県公安委員会の認定を受けていること(組合等にあつては、当該組合等が自ら認定を受けていること。) (2) 本入札の告示日において、同法第22条の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証(警備業務の区分・1号)の交付を受けている者を1名以上配置できること。
3(1)イに関する書類		(1) 埼玉県公安委員会の認定証の写し(組合等にあつては、当該組合等が自ら認定を受けた認定証の写し) (2) 警備員指導教育責任者資格者証(警備業務の区分・1号)の写し(旧警備業法第11条の規定により交付された同資格者証は不可)
業務を担当する課		さいたま市見沼区堀崎町12-36 さいたま市見沼区役所区民生活部総務課 電話 048(681)6013
整理番号		4-0200-6
件名		さいたま市立小学校(中央区内)警備業務
履行場所		さいたま市中央区本町東3-5-23外
履行期間		令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
業務概要		入札説明書のとおり

入札書の到達期限	令和4年2月16日(水)	
開札日時及び場所	令和4年2月18日(金) 午前11時00分 さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階中ホール	
最低制限価格	設定する	
入札保証金	免除	
契約保証金	要(契約代金の100分の10以上の額を納付すること)	
入札書に記載する金額	総価を記載する	
入札参加資格	名簿登載業務	建物管理等又は警備
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	(1) 本入札の告示日において、警備業法(昭和47年法律第117号)第4条の規定に基づく埼玉県公安委員会の認定を受けていること(組合等にあつては、当該組合等が自ら認定を受けていること。) (2) 本入札の告示日において、同法第22条の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証(警備業務の区分・1号)の交付を受けている者を1名以上配置できること。
3(1)イに関する書類	(1) 埼玉県公安委員会の認定証の写し(組合等にあつては、当該組合等が自ら認定を受けた認定証の写し) (2) 警備員指導教育責任者資格者証(警備業務の区分・1号)の写し(旧警備業法第11条の規定により交付された同資格者証は不可)	
業務を担当する課	さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育課健康教育課 電話 048(829)1679	
整理番号	4-0200-7	
件名	さいたま市立小学校(桜区内)警備業務	
履行場所	さいたま市桜区西堀7-21-1外	
履行期間	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで	
業務概要	入札説明書のとおり	
入札書の到達期限	令和4年2月18日(金)	
開札日時及び場所	令和4年2月22日(火) 午前9時10分 さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階中ホール	
最低制限価格	設定する	
入札保証金	免除	
契約保証金	要(契約代金の100分の10以上の額を納付すること)	
入札書に記載する金額	総価を記載する	
入札参加資格	名簿登載業務	建物管理等又は警備
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	(1) 本入札の告示日において、警備業法(昭和47年法律第117号)第4条の規定に基づく埼玉県公安委員会の認定を受けていること(組合等にあつては、当該組合等が自ら認定を受けていること。) (2) 本入札の告示日において、同法第22条の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証(警備業務の区分・1号)の交付を受けている者を1名以上配置できること。
3(1)イに関する書類	(1) 埼玉県公安委員会の認定証の写し(組合等にあつては、当該組	

	合等が自ら認定を受けた認定証の写し) (2) 警備員指導教育責任者資格者証（警備業務の区分・1号）の写し（旧警備業法第11条の規定により交付された同資格者証は不可）	
業務を担当する課	さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部健康教育課 電話 048(829)1679	
整理番号	4-0200-8	
件名	さいたま市立小学校（浦和区内）警備業務	
履行場所	さいたま市浦和区岸町4-1-29外	
履行期間	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで	
業務概要	入札説明書のとおり	
入札書の到達期限	令和4年2月18日（金）	
開札日時及び場所	令和4年2月22日（火）午前9時35分 さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階中ホール	
最低制限価格	設定する	
入札保証金	免除	
契約保証金	要（契約代金の100分の10以上の額を納付すること）	
入札書に記載する金額	総価を記載する	
入札参加資格	名簿登載業務	建物管理等又は警備
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	(1) 本入札の告示日において、警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定に基づく埼玉県公安委員会の認定を受けていること（組合等にあつては、当該組合等が自ら認定を受けていること。）。 (2) 本入札の告示日において、同法第22条の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証（警備業務の区分・1号）の交付を受けている者を1名以上配置できること。
3(1)イに関する書類	(1) 埼玉県公安委員会の認定証の写し（組合等にあつては、当該組合等が自ら認定を受けた認定証の写し） (2) 警備員指導教育責任者資格者証（警備業務の区分・1号）の写し（旧警備業法第11条の規定により交付された同資格者証は不可）	
業務を担当する課	さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部健康教育課 電話 048(829)1679	
整理番号	4-0200-9	
件名	さいたま市立小学校（南区内）警備業務	
履行場所	さいたま市南区太田窪5-10-6外	
履行期間	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで	
業務概要	入札説明書のとおり	
入札書の到達期限	令和4年2月18日（金）	
開札日時及び場所	令和4年2月22日（火）午前10時00分 さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階中ホール	
最低制限価格	設定する	
入札保証金	免除	
契約保証金	要（契約代金の100分の10以上の額を納付すること）	
入札書に記載する金額	総価を記載する	

入札参加資格	名簿登載業務	建物管理等又は警備
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	(1) 本入札の告示日において、警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定に基づく埼玉県公安委員会の認定を受けていること（組合等にあつては、当該組合等が自ら認定を受けていること。）。 (2) 本入札の告示日において、同法第22条の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証（警備業務の区分・1号）の交付を受けている者を1名以上配置できること。
3(1)イに関する書類		(1) 埼玉県公安委員会の認定証の写し（組合等にあつては、当該組合等が自ら認定を受けた認定証の写し） (2) 警備員指導教育責任者資格者証（警備業務の区分・1号）の写し（旧警備業法第11条の規定により交付された同資格者証は不可）
業務を担当する課		さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部健康教育課 電話 048（829）1679
整理番号		4-0200-10
件名		さいたま市立小学校・特別支援学校（緑区内）警備業務
履行場所		さいたま市緑区三室1994外
履行期間		令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
業務概要		入札説明書のとおり
入札書の到達期限		令和4年2月18日（金）
開札日時及び場所		令和4年2月22日（火）午前10時35分 さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階中ホール
最低制限価格		設定する
入札保証金		免除
契約保証金		要（契約代金の100分の10以上の額を納付すること）
入札書に記載する金額		総価を記載する
入札参加資格	名簿登載業務	建物管理等又は警備
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	(1) 本入札の告示日において、警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定に基づく埼玉県公安委員会の認定を受けていること（組合等にあつては、当該組合等が自ら認定を受けていること。）。 (2) 本入札の告示日において、同法第22条の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証（警備業務の区分・1号）の交付を受けている者を1名以上配置できること。
3(1)イに関する書類		(1) 埼玉県公安委員会の認定証の写し（組合等にあつては、当該組合等が自ら認定を受けた認定証の写し） (2) 警備員指導教育責任者資格者証（警備業務の区分・1号）の写し（旧警備業法第11条の規定により交付された同資格者証は不可）
業務を担当する課		さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部健康教育課 電話 048（829）1679

整理番号	4-0200-11	
件名	さいたま市青少年宇宙科学館人間警備業務	
履行場所	さいたま市浦和区駒場2-3-45外	
履行期間	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで	
業務概要	入札説明書のとおり	
入札書の到達期限	令和4年2月18日(金)	
開札日時及び場所	令和4年2月22日(火) 午前11時00分 さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階中ホール	
最低制限価格	設定する	
入札保証金	免除	
契約保証金	要(契約代金の100分の10以上の額を納付すること)	
入札書に記載する金額	総価を記載する	
入札参加資格	名簿登載業務	建物管理等又は警備
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	(1) 本入札の告示日において、警備業法(昭和47年法律第117号)第4条の規定に基づく埼玉県公安委員会の認定を受けていること(組合等にあつては、当該組合等が自ら認定を受けていること。) (2) 本入札の告示日において、同法第22条の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証(警備業務の区分・1号)の交付を受けている者を1名以上配置できること。
3(1)イに関する書類	(1) 埼玉県公安委員会の認定証の写し(組合等にあつては、当該組合等が自ら認定を受けた認定証の写し) (2) 警備員指導教育責任者資格者証(警備業務の区分・1号)の写し(旧警備業法第11条の規定により交付された同資格者証は不可)	
業務を担当する課	さいたま市浦和区駒場2-3-45 さいたま市教育委員会事務局生涯学習部青少年宇宙科学館 電話 048(881)1515	
整理番号	4-0300-1	
件名	さいたま市コムナーレ清掃業務	
履行場所	さいたま市浦和区東高砂町11-1	
履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	
業務概要	入札説明書のとおり	
入札書の到達期限	令和4年2月21日(月)	
開札日時及び場所	令和4年2月24日(木) 午前9時10分 さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階中ホール	
最低制限価格	設定する	
入札保証金	免除	
契約保証金	要(契約代金の100分の10以上の額を納付すること)	
入札書に記載する金額	総価を記載する	
入札参加資格	名簿登載業務	清掃
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	本入札の告示日において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号の「建築物清掃業」又は同条同項第8号の「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること。

3(1)イに関する書類	建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録証明書の写し	
業務を担当する課	さいたま市浦和区東高砂町11-1 コムナーレ9階 さいたま市市民局市民生活部市民協働推進課 電話 048(813)6403	
整理番号	4-0300-2	
件名	さいたま市指扇駅北口公衆トイレ外5施設清掃等業務	
履行場所	さいたま市西区大字宝来1716外	
履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	
業務概要	入札説明書のとおり	
入札書の到達期限	令和4年2月21日(月)	
開札日時及び場所	令和4年2月24日(木) 午前9時35分 さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階中ホール	
最低制限価格	設定する	
入札保証金	免除	
契約保証金	要(契約代金の100分の10以上の額を納付すること)	
入札書に記載する金額	総価を記載する	
入札参加資格	名簿登載業務	清掃
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	本入札の告示日において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号の「建築物清掃業」又は同条同項第8号の「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること。
3(1)イに関する書類	建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録証明書の写し	
業務を担当する課	さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局保健部生活衛生課 電話 048(829)1299	
整理番号	4-0300-3	
件名	さいたま市北浦和駅東口公衆トイレ外4施設清掃等業務	
履行場所	さいたま市浦和区北浦和3-3-1外	
履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	
業務概要	入札説明書のとおり	
入札書の到達期限	令和4年2月21日(月)	
開札日時及び場所	令和4年2月24日(木) 午前10時00分 さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階中ホール	
最低制限価格	設定する	
入札保証金	免除	
契約保証金	要(契約代金の100分の10以上の額を納付すること)	
入札書に記載する金額	総価を記載する	
入札参加資格	名簿登載業務	清掃
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	本入札の告示日において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号の「建築物清掃業」又は同条同項第8号の「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること。
3(1)イに関する書類	建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録証明書の写し	

	し	
業務を担当する課	さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市保健福祉局保健部生活衛生課 電話 048(829)1299	
整理番号	4-0300-4	
件名	さいたま市大宮聖苑清掃業務	
履行場所	さいたま市見沼区染谷 2-350-1	
履行期間	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで	
業務概要	入札説明書のとおり	
入札書の到達期限	令和4年2月21日(月)	
開札日時及び場所	令和4年2月24日(木) 午前10時35分 さいたま市浦和区常盤 6-4-21 ときわ会館5階中ホール	
最低制限価格	設定する	
入札保証金	免除	
契約保証金	要(契約代金の100分の10以上の額を納付すること)	
入札書に記載する金額	総価を記載する	
入札参加資格	名簿登載業務	清掃
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	本入札の告示日において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号の「建築物清掃業」又は同条同項第8号の「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること。
3(1)イに関する書類	建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録証明書の写し	
業務を担当する課	さいたま市見沼区染谷 2-350-1 さいたま市保健福祉局保健部大宮聖苑管理事務所 電話 048(682)2800	
整理番号	4-0300-5	
件名	さいたま市動物愛護ふれあいセンター清掃等業務	
履行場所	さいたま市桜区大字神田 950-1	
履行期間	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで	
業務概要	入札説明書のとおり	
入札書の到達期限	令和4年2月21日(月)	
開札日時及び場所	令和4年2月24日(木) 午前11時00分 さいたま市浦和区常盤 6-4-21 ときわ会館5階中ホール	
最低制限価格	設定する	
入札保証金	免除	
契約保証金	要(契約代金の100分の10以上の額を納付すること)	
入札書に記載する金額	総価を記載する	
入札参加資格	名簿登載業務	清掃
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	本入札の告示日において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号の「建築物清掃業」又は同条同項第8号の「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること。
3(1)イに関する書類	建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録証明書の写し	

	し	
業務を担当する課	さいたま市桜区大字神田950-1 さいたま市保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター 電話 048(840)4150	
整理番号	4-0300-6	
件名	さいたま市保健所・健康科学研究センター清掃業務	
履行場所	さいたま市中央区鈴谷7-5-12	
履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	
業務概要	入札説明書のとおり	
入札書の到達期限	令和4年2月22日(火)	
開札日時及び場所	令和4年2月25日(金)午前9時10分 さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階中ホール	
最低制限価格	設定する	
入札保証金	免除	
契約保証金	要(契約代金の100分の10以上の額を納付すること)	
入札書に記載する金額	総価を記載する	
入札参加資格	名簿登載業務	清掃
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	本入札の告示日において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号の「建築物清掃業」又は同条同項第8号の「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること。
3(1)イに関する書類	建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録証明書の写し	
業務を担当する課	さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健福祉局保健所保健総務課 電話 048(840)2205	
整理番号	4-0300-7	
件名	さいたま市立大久保保育園外3園清掃等業務	
履行場所	さいたま市桜区大字大久保領家373-1外	
履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	
業務概要	入札説明書のとおり	
入札書の到達期限	令和4年2月22日(火)	
開札日時及び場所	令和4年2月25日(金)午前9時35分 さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階中ホール	
最低制限価格	設定する	
入札保証金	免除	
契約保証金	要(契約代金の100分の10以上の額を納付すること)	
入札書に記載する金額	総価を記載する	
入札参加資格	名簿登載業務	清掃
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	本入札の告示日において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号の「建築物清掃業」又は同条同項第8号の「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること。
3(1)イに関する書類	建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録証明書の写し	

	し	
業務を担当する課	さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局幼児未来部保育課 電話 048(829)1867	
整理番号	4-0300-8	
件名	さいたま市立原山保育園外3園清掃等業務	
履行場所	さいたま市緑区原山1-7-2外	
履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	
業務概要	入札説明書のとおり	
入札書の到達期限	令和4年2月22日(火)	
開札日時及び場所	令和4年2月25日(金)午前10時00分 さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階中ホール	
最低制限価格	設定する	
入札保証金	免除	
契約保証金	要(契約代金の100分の10以上の額を納付すること)	
入札書に記載する金額	総価を記載する	
入札参加資格	名簿登載業務	清掃
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	本入札の告示日において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号の「建築物清掃業」又は同条同項第8号の「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること。
3(1)イに関する書類	建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録証明書の写し	
業務を担当する課	さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局幼児未来部保育課 電話 048(829)1867	
整理番号	4-0300-9	
件名	さいたま市立田島保育園外3園清掃等業務	
履行場所	さいたま市桜区田島2-16-7外	
履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	
業務概要	入札説明書のとおり	
入札書の到達期限	令和4年2月22日(火)	
開札日時及び場所	令和4年2月25日(金)午前10時35分 さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階中ホール	
最低制限価格	設定する	
入札保証金	免除	
契約保証金	要(契約代金の100分の10以上の額を納付すること)	
入札書に記載する金額	総価を記載する	
入札参加資格	名簿登載業務	清掃
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	本入札の告示日において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号の「建築物清掃業」又は同条同項第8号の「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること。
3(1)イに関する書類	建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録証明書の写し	

	し	
業務を担当する課	さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局幼児未来部保育課 電話 048(829)1867	
整理番号	4-0300-10	
件名	さいたま市立東大宮保育園外3園清掃等業務	
履行場所	さいたま市見沼区丸ヶ崎町13-13外	
履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	
業務概要	入札説明書のとおり	
入札書の到達期限	令和4年2月22日(火)	
開札日時及び場所	令和4年2月25日(金)午前11時00分 さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階中ホール	
最低制限価格	設定する	
入札保証金	免除	
契約保証金	要(契約代金の100分の10以上の額を納付すること)	
入札書に記載する金額	総価を記載する	
入札参加資格	名簿登載業務	清掃
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	本入札の告示日において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号の「建築物清掃業」又は同条同項第8号の「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること。
3(1)イに関する書類	建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録証明書の写し	
業務を担当する課	さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局幼児未来部保育課 電話 048(829)1867	
整理番号	4-0300-11	
件名	さいたま市立東大成保育園外2園清掃等業務	
履行場所	さいたま市北区東大成町2-103外	
履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	
業務概要	入札説明書のとおり	
入札書の到達期限	令和4年2月25日(金)	
開札日時及び場所	令和4年3月1日(火)午前9時10分 さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階中ホール	
最低制限価格	設定する	
入札保証金	免除	
契約保証金	要(契約代金の100分の10以上の額を納付すること)	
入札書に記載する金額	総価を記載する	
入札参加資格	名簿登載業務	清掃
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	本入札の告示日において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号の「建築物清掃業」又は同条同項第8号の「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること。
3(1)イに関する書類	建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録証明書の写し	

	し	
業務を担当する課	さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局幼児未来部保育課 電話 048(829)1867	
整理番号	4-0300-12	
件名	さいたま市立寿能保育園外3園清掃等業務	
履行場所	さいたま市大宮区寿能町2-140外	
履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	
業務概要	入札説明書のとおり	
入札書の到達期限	令和4年2月25日(金)	
開札日時及び場所	令和4年3月1日(火)午前9時35分 さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階中ホール	
最低制限価格	設定する	
入札保証金	免除	
契約保証金	要(契約代金の100分の10以上の額を納付すること)	
入札書に記載する金額	総価を記載する	
入札参加資格	名簿登載業務	清掃
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	本入札の告示日において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号の「建築物清掃業」又は同条同項第8号の「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること。
3(1)イに関する書類	建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録証明書の写し	
業務を担当する課	さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局幼児未来部保育課 電話 048(829)1867	
整理番号	4-0300-13	
件名	さいたま市立三橋保育園外3園清掃等業務	
履行場所	さいたま市大宮区三橋2-929外	
履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	
業務概要	入札説明書のとおり	
入札書の到達期限	令和4年2月25日(金)	
開札日時及び場所	令和4年3月1日(火)午前10時00分 さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階中ホール	
最低制限価格	設定する	
入札保証金	免除	
契約保証金	要(契約代金の100分の10以上の額を納付すること)	
入札書に記載する金額	総価を記載する	
入札参加資格	名簿登載業務	清掃
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	本入札の告示日において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号の「建築物清掃業」又は同条同項第8号の「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること。
3(1)イに関する書類	建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録証明書の写し	

	し	
業務を担当する課	さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局幼児未来部保育課 電話 048(829)1867	
整理番号	4-0300-14	
件名	さいたま市立日進西保育園外2園清掃等業務	
履行場所	さいたま市北区日進町1-800-1外	
履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	
業務概要	入札説明書のとおり	
入札書の到達期限	令和4年2月25日(金)	
開札日時及び場所	令和4年3月1日(火)午前10時35分 さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階中ホール	
最低制限価格	設定する	
入札保証金	免除	
契約保証金	要(契約代金の100分の10以上の額を納付すること)	
入札書に記載する金額	総価を記載する	
入札参加資格	名簿登載業務	清掃
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	本入札の告示日において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号の「建築物清掃業」又は同条同項第8号の「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること。
3(1)イに関する書類	建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録証明書の写し	
業務を担当する課	さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局幼児未来部保育課 電話 048(829)1867	
整理番号	4-0300-15	
件名	さいたま市のびのびプラザ大宮清掃業務	
履行場所	さいたま市大宮区桜木町1-185-2	
履行期間	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで	
業務概要	入札説明書のとおり	
入札書の到達期限	令和4年2月25日(金)	
開札日時及び場所	令和4年3月1日(火)午前11時00分 さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階中ホール	
最低制限価格	設定する	
入札保証金	免除	
契約保証金	要(契約代金の100分の10以上の額を納付すること)	
入札書に記載する金額	総価を記載する	
入札参加資格	名簿登載業務	清掃
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	本入札の告示日において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号の「建築物清掃業」又は同条同項第8号の「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること。
3(1)イに関する書類	建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録証明書の写し	

	し	
業務を担当する課	さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局幼児未来部保育課 電話 048(829)1867	
整理番号	4-0300-16	
件名	さいたま市西部環境センター建物清掃業務	
履行場所	さいたま市西区大字宝来52-1	
履行期間	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで	
業務概要	入札説明書のとおり	
入札書の到達期限	令和4年3月1日(火)	
開札日時及び場所	令和4年3月3日(木)午前9時10分 さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階中ホール	
最低制限価格	設定する	
入札保証金	免除	
契約保証金	要(契約代金の100分の10以上の額を納付すること)	
入札書に記載する金額	総価を記載する	
入札参加資格	名簿登載業務	清掃
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	本入札の告示日において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号の「建築物清掃業」又は同条同項第8号の「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること。
3(1)イに関する書類	建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録証明書の写し	
業務を担当する課	さいたま市西区大字宝来52-1 さいたま市環境局施設部西部環境センター 電話 048(623)4100	
整理番号	4-0300-17	
件名	さいたま市クリーンセンター大崎管理棟建物清掃業務	
履行場所	さいたま市緑区大字大崎317	
履行期間	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで	
業務概要	入札説明書のとおり	
入札書の到達期限	令和4年3月1日(火)	
開札日時及び場所	令和4年3月3日(木)午前9時35分 さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階中ホール	
最低制限価格	設定する	
入札保証金	免除	
契約保証金	要(契約代金の100分の10以上の額を納付すること)	
入札書に記載する金額	総価を記載する	
入札参加資格	名簿登載業務	清掃
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	本入札の告示日において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号の「建築物清掃業」又は同条同項第8号の「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること。
3(1)イに関する書類	建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録証明書の写し	

	し	
業務を担当する課	さいたま市緑区大字大崎 3 1 7 さいたま市環境局施設部クリーンセンター大崎 電話 0 4 8 (8 7 8) 0 9 8 9	
整理番号	4 - 0 3 0 0 - 1 8	
件名	さいたま市クリーンセンター大崎工場棟建物清掃業務	
履行場所	さいたま市緑区大字大崎 3 1 7	
履行期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで	
業務概要	入札説明書のとおり	
入札書の到達期限	令和 4 年 3 月 1 日 (火)	
開札日時及び場所	令和 4 年 3 月 3 日 (木) 午前 1 0 時 0 0 分 さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 2 1 ときわ会館 5 階中ホール	
最低制限価格	設定する	
入札保証金	免除	
契約保証金	要 (契約代金の 1 0 0 分の 1 0 以上の額を納付すること)	
入札書に記載する金額	総価を記載する	
入札参加資格	名簿登載業務	清掃
	等級区分	A 級
	所在地区分	市内本店
	1 に掲げるもの以外に関する事項	本入札の告示日において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律 (昭和 4 5 年法律第 2 0 号) 第 1 2 条の 2 第 1 項第 1 号の「建築物清掃業」又は同条同項第 8 号の「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること。
3 (1) イに関する書類	建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録証明書の写し	
業務を担当する課	さいたま市緑区大字大崎 3 1 7 さいたま市環境局施設部クリーンセンター大崎 電話 0 4 8 (8 7 8) 0 9 8 9	
整理番号	4 - 0 3 0 0 - 1 9	
件名	さいたま市西区役所清掃業務	
履行場所	さいたま市西区西大宮 3 - 4 - 2	
履行期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで	
業務概要	入札説明書のとおり	
入札書の到達期限	令和 4 年 3 月 1 日 (火)	
開札日時及び場所	令和 4 年 3 月 3 日 (木) 午前 1 0 時 3 5 分 さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 2 1 ときわ会館 5 階中ホール	
最低制限価格	設定する	
入札保証金	免除	
契約保証金	要 (契約代金の 1 0 0 分の 1 0 以上の額を納付すること)	
入札書に記載する金額	総価を記載する	
入札参加資格	名簿登載業務	清掃
	等級区分	A 級
	所在地区分	市内本店
	1 に掲げるもの以外に関する事項	本入札の告示日において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律 (昭和 4 5 年法律第 2 0 号) 第 1 2 条の 2 第 1 項第 1 号の「建築物清掃業」又は同条同項第 8 号の「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること。
3 (1) イに関する書類	建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録証明書の写し	

	し	
業務を担当する課	さいたま市西区西大宮 3-4-2 さいたま市西区役所区民生活部総務課 電話 048(620)2613	
整理番号	4-0300-20	
件名	さいたま市中央区役所清掃業務	
履行場所	さいたま市中央区下落合 5-7-10 外	
履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	
業務概要	入札説明書のとおり	
入札書の到達期限	令和4年3月1日(火)	
開札日時及び場所	令和4年3月3日(木) 午前11時00分 さいたま市浦和区常盤 6-4-21 ときわ会館5階中ホール	
最低制限価格	設定する	
入札保証金	免除	
契約保証金	要(契約代金の100分の10以上の額を納付すること)	
入札書に記載する金額	総価を記載する	
入札参加資格	名簿登載業務	清掃
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	本入札の告示日において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号の「建築物清掃業」又は同条同項第8号の「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること。
3(1)イに関する書類	建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録証明書の写し	
業務を担当する課	さいたま市中央区下落合 5-7-10 さいたま市中央区役所区民生活部総務課 電話 048(840)6013	
整理番号	4-0300-21	
件名	さいたま市岩槻区役所清掃業務	
履行場所	さいたま市岩槻区本町 3-2-5 外	
履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	
業務概要	入札説明書のとおり	
入札書の到達期限	令和4年3月2日(水)	
開札日時及び場所	令和4年3月4日(金) 午前9時10分 さいたま市浦和区常盤 6-4-21 ときわ会館5階中ホール	
最低制限価格	設定する	
入札保証金	免除	
契約保証金	要(契約代金の100分の10以上の額を納付すること)	
入札書に記載する金額	総価を記載する	
入札参加資格	名簿登載業務	清掃
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	本入札の告示日において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号の「建築物清掃業」又は同条同項第8号の「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること。
3(1)イに関する書類	建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録証明書の写し	

	し	
業務を担当する課	さいたま市岩槻区本町3-2-5 さいたま市岩槻区役所区民生活部総務課 電話 048(790)0115	
整理番号	4-0300-22	
件名	さいたま市立大宮小学校外36校便所清掃業務	
履行場所	さいたま市大宮区大門町3-3外	
履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	
業務概要	入札説明書のとおり	
入札書の到達期限	令和4年3月2日(水)	
開札日時及び場所	令和4年3月4日(金)午前9時35分 さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階中ホール	
最低制限価格	設定する	
入札保証金	免除	
契約保証金	要(契約代金の100分の10以上の額を納付すること)	
入札書に記載する金額	総価を記載する	
入札参加資格	名簿登載業務	清掃
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	本入札の告示日において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号の「建築物清掃業」又は同条同項第8号の「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること。
3(1)イに関する書類	建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録証明書の写し	
業務を担当する課	さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育財務課 電話 048(829)1635	
整理番号	4-0300-23	
件名	さいたま市立高砂小学校外44校便所清掃業務	
履行場所	さいたま市浦和区岸町4-1-29外	
履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	
業務概要	入札説明書のとおり	
入札書の到達期限	令和4年3月2日(水)	
開札日時及び場所	令和4年3月4日(金)午前10時00分 さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階中ホール	
最低制限価格	設定する	
入札保証金	免除	
契約保証金	要(契約代金の100分の10以上の額を納付すること)	
入札書に記載する金額	総価を記載する	
入札参加資格	名簿登載業務	清掃
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	本入札の告示日において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号の「建築物清掃業」又は同条同項第8号の「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること。
3(1)イに関する書類	建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録証明書の写し	

	し	
業務を担当する課	さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育財務課 電話 048(829)1635	
整理番号	4-0300-24	
件名	さいたま市青少年宇宙科学館清掃業務	
履行場所	さいたま市浦和区駒場 2-3-45	
履行期間	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで	
業務概要	入札説明書のとおり	
入札書の到達期限	令和4年3月2日(水)	
開札日時及び場所	令和4年3月4日(金)午前10時35分 さいたま市浦和区常盤 6-4-21 ときわ会館5階中ホール	
最低制限価格	設定する	
入札保証金	免除	
契約保証金	要(契約代金の100分の10以上の額を納付すること)	
入札書に記載する金額	総価を記載する	
入札参加資格	名簿登載業務	清掃
	等級区分	A級
	所在地区分	市内本店
	1に掲げるもの以外に関する事項	本入札の告示日において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号の「建築物清掃業」又は同条同項第8号の「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること。
3(1)イに関する書類	建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録証明書の写し	
業務を担当する課	さいたま市浦和区駒場 2-3-45 さいたま市教育委員会事務局生涯学習部青少年宇宙科学館 電話 048(881)1515	

さいたま市告示第62号

さいたま市データエントリ業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市データエントリ業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「電算」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けている者であること。

(5) 平成31年度以降に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体において同種同規模の契約を2件以上締結し、履行している者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部

担当 情報システム担当 電話 048（829）1104

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月9日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付方法

CD-ROM

(4) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月21日（月）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年3月8日（火）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル
改革推進部情報システム担当

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月10日(木) 午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所地下1階第1会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月10日(木) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部

電話 048(829)1064 FAX 048(829)1997

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部

電話 048(829)1104 FAX 048(829)1969

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第63号

公募型プロポーザル方式の手続きの開始

さいたま市発達障害者社会参加事業委託業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和4年1月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

さいたま市発達障害者社会参加事業委託業務

(2) 履行場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-7外

(3) 業務概要

さいたま市内に居住する発達障害者に、個々の置かれた状況に合わせ、家庭外で安心して過ごせる「居場所・日中体験活動の場」を提供することで、二次障害を予防し、その人らしい地域での暮らしや社会参加の実現を目指し、支援する。

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は12,223,200円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本招請日において、令和3・令和4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(業務委託)に登録されている者又は令和3・令和4年度特定随意契約対象者名簿に登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合にあつては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本招請に参加していないこと。

(3) 本招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

3 企画提案に係る実施要領等の交付

(1) 交付方法

障害者総合支援センターの窓口で配布又はさいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p035768.html>

(2) 交付期間

本招請日から令和4年2月1日（火）午後4時まで

4 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続きを行うこと。

(1) 提出書類

参加意思表明書 1部

(2) 提出期間

本招請日から令和4年2月1日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-7 さいたま市保健福祉局福祉部障害者総合支援センター
担当 発達障害者支援係 電話 048-859-7422

(4) 提出方法

持参

5 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、書面により次のとおり質問することができる。

(1) 受付期間

令和4年1月18日（火）から令和4年2月1日（火）午後4時まで

(2) 受付方法

ア 電子メールで受け付ける。詳細は実施要領による。

メールアドレス syogaisha-sogo-sien@city.saitama.lg.jp

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

ウ 提出先・到達確認に関する問い合わせ先

4(3)に同じ

(3) 質問に対する回答予定日

令和4年2月7日（月）までに行う。

(4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p035768.html>

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（1部）

イ 企画提案書本文（正本1部、副本9部）

ウ 見積書（1部）

(2) 提出期間

令和4年2月7日（月）から令和4年2月16日（水）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出場所

4(3)に同じ

(4) 提出方法

持参

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ 虚偽の記載をした企画提案書

ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

エ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した企画提案書

オ プレゼンテーションに参加しなかった者が提出した企画提案書

7 優先交渉権者決定の方法

提案内容が本市の要求を満たしている企画提案書について、「さいたま市発達障害者社会参加事業委託業務事業者選定委員会」により審査を行い、最優秀提案者を優先交渉権者に決定します。

8 その他

(1) 最優秀提案者特定の日翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。

(2) 本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とすること。

(3) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書等は、返却しない。

(5) 詳細は、実施要領による。

9 連絡先

さいたま市中央区鈴谷7-5-7

さいたま市保健福祉局福祉部障害者総合支援センター発達障害者支援係

電話 048-859-7422

FAX 048-852-3272

保健福祉局福祉部障害者総合支援センター

さいたま市告示第64号

小型乗用ハイブリッド自動車賃貸借（令和4年度導入）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
小型乗用ハイブリッド自動車賃貸借（令和4年度導入）
- (2) 借入場所
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 数量・特質等
ア 数量 3台
イ 特質等 仕様書による。
- (4) 借入期間
令和4年7月4日から令和9年9月4日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「自動車リース」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

- (1) 交付場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部庁舎管理課
担当 森田 電話 048（829）1174
- (2) 交付期間
告示の日から令和4年1月28日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

- (3) 交付費用
無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年1月28日（金）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市財政局財政部庁舎管理課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月3日（木）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの1台の額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年2月14日（月）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

4(5)イに同じ

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月16日（水）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第7会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額（月額）に台数及び月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月16日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部庁舎管理課
電話 048(829)1174 FAX 048(825)0665

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に台数及び月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

この契約を締結した会計年度の翌年度以降において、さいたま市の歳出予算における当該契約金額に基づく予算措置がなされない場合は、本契約を変更又は解除する場合がある。

本契約は、令和4年度歳入歳出予算が令和4年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和4年4月1日に確定させる。

9 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 契約条項等は、さいたま市財政局財政部庁舎管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第65号

小型乗用ハイブリッド7人乗り自動車賃貸借（令和4年度導入）（その1）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

小型乗用ハイブリッド7人乗り自動車賃貸借（令和4年度導入）（その1）

(2) 借入場所

入札説明書及び仕様書による。

(3) 数量・特質等

ア 数量 5台

イ 特質等 仕様書による。

(4) 借入期間

令和4年7月1日から令和9年7月3日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「自動車リース」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 過去2年間に、さいたま市自動車賃貸借契約と同規模（年間5台程度）の契約を履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部庁舎管理課

担当 森田 電話 048(829)1174

(2) 交付期間

告示の日から令和4年1月28日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登録されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年1月28日（金）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市財政局財政部庁舎管理課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月3日（木）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの1台の額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する

こと。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年2月14日(月)書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

4(5)イに同じ

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月16日(水)午前10時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第7会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額(月額)に台数及び月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月16日(水)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部庁舎管理課
電話 048(829)1174 FAX 048(825)0665

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額(月額)に台数及び月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

この契約を締結した会計年度の翌年度以降において、さいたま市の歳出予算における当該契約金額に基づく予算措置がなされない場合は、本契約を変更又は解除する場合がある。

本契約は、令和4年度歳入歳出予算が令和4年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和4年4月1日に確定させる。

9 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 契約条項等は、さいたま市財政局財政部庁舎管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第66号

小型貨物自動車賃貸借（令和4年度導入）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

小型貨物自動車賃貸借（令和4年度導入）

(2) 借入場所

入札説明書及び仕様書による。

(3) 数量・特質等

ア 数量 7台

イ 特質等 仕様書による。

(4) 借入期間

令和4年8月1日から令和9年7月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「自動車リース」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 過去2年間に、さいたま市自動車賃貸借契約と同規模（年間7台程度）の契約を履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部庁舎管理課

担当 森田 電話 048(829)1174

(2) 交付期間

告示の日から令和4年1月28日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登録されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年1月28日（金）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市財政局財政部庁舎管理課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月3日（木）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの1台の額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する

こと。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年2月14日(月)書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

4(5)イに同じ

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月16日(水)午前10時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第7会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額(月額)に台数及び月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月16日(水)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部庁舎管理課
電話 048(829)1174 FAX 048(825)0665

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額(月額)に台数及び月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

この契約を締結した会計年度の翌年度以降において、さいたま市の歳出予算における当該契約金額に基づく予算措置がなされない場合は、本契約を変更又は解除する場合がある。

本契約は、令和4年度歳入歳出予算が令和4年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和4年4月1日に確定させる。

9 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 契約条項等は、さいたま市財政局財政部庁舎管理課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第67号

普通乗用ハイブリッド7人乗り自動車賃貸借（令和4年度導入）（その1）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

普通乗用ハイブリッド7人乗り自動車賃貸借（令和4年度導入）（その1）

(2) 借入場所

入札説明書及び仕様書による。

(3) 数量・特質等

ア 数量 1台

イ 特質等 仕様書による。

(4) 借入期間

令和4年9月1日から令和9年8月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「自動車リース」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 過去2年間に、さいたま市自動車賃貸借契約と同規模の契約を履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部庁舎管理課

担当 森田 電話 048(829)1174

(2) 交付期間

告示の日から令和4年1月28日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登録されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年1月28日（金）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市財政局財政部庁舎管理課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月3日（木）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの1台の額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する

こと。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年2月14日(月)書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

4(5)イに同じ

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月16日(水)午前10時45分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第7会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額(月額)に台数及び月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月16日(水)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部庁舎管理課
電話 048(829)1174 FAX 048(825)0665

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額(月額)に台数及び月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

この契約を締結した会計年度の翌年度以降において、さいたま市の歳出予算における当該契約金額に基づく予算措置がなされない場合は、本契約を変更又は解除する場合がある。

本契約は、令和4年度歳入歳出予算が令和4年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和4年4月1日に確定させる。

9 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 契約条項等は、さいたま市財政局財政部庁舎管理課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
詳細は、入札説明書による。

告示の日から令和4年1月28日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登録されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年1月28日（金）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市財政局財政部庁舎管理課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月3日（木）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの1台の額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する

こと。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年2月14日（月）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

4(5)イに同じ

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月16日（水）午前11時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第7会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額（月額）に台数及び月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月16日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部庁舎管理課
電話 048(829)1174 FAX 048(825)0665

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に台数及び月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

この契約を締結した会計年度の翌年度以降において、さいたま市の歳出予算における当該契約金額に基づく予算措置がなされない場合は、本契約を変更又は解除する場合がある。

本契約は、令和4年度歳入歳出予算が令和4年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和4年4月1日に確定させる。

9 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 契約条項等は、さいたま市財政局財政部庁舎管理課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第69号

小型乗用ハイブリッド7人乗り自動車賃貸借（令和4年度導入）（その2）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

小型乗用ハイブリッド7人乗り自動車賃貸借（令和4年度導入）（その2）

(2) 借入場所

入札説明書及び仕様書による。

(3) 数量・特質等

ア 数量 1台

イ 特質等 仕様書による。

(4) 借入期間

令和4年9月5日から令和9年9月4日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「自動車リース」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 過去2年間に、さいたま市自動車賃貸借契約と同規模の契約を履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部庁舎管理課

担当 森田 電話 048(829)1174

(2) 交付期間

告示の日から令和4年1月28日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登録されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年1月28日（金）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市財政局財政部庁舎管理課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月3日（木）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの1台の額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する

こと。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年2月14日(月)書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

4(5)イに同じ

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月16日(水)午前11時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第7会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額(月額)に台数及び月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月16日(水)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部庁舎管理課
電話 048(829)1174 FAX 048(825)0665

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額(月額)に台数及び月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

この契約を締結した会計年度の翌年度以降において、さいたま市の歳出予算における当該契約金額に基づく予算措置がなされない場合は、本契約を変更又は解除する場合がある。

本契約は、令和4年度歳入歳出予算が令和4年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和4年4月1日に確定させる。

9 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 契約条項等は、さいたま市財政局財政部庁舎管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第70号

さいたま市本庁舎保守管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市本庁舎保守管理業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」の等級区分がA級で受注希望業務「建物総合管理」で登載され、かつ、本市内に本店を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合にあっては、その組合員が同一入札に参加していない者であること。

(7) 過去2年間において、さいたま市本庁舎保守管理業務と同種同規模（延床面積30,000㎡以上）の契約を締結し、履行した実績を有する者であること。

(8) 設備管理に必要な次に掲げる全ての資格を有する者を配置できる者であること。

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第7条第1項に規定する建築物環境衛生管理技術者

イ 電気事業法（昭和39年法律170号）第44条第1項に規定する第三種電気主任技術者

ウ 消防法（昭和23年法律第186号）第13条に規定する危険物取扱者（乙種第4類）

エ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条第1項に規定する第一種電気工事士

オ 水道法（昭和32年法律第177号）第19条に規定する水道技術管理者

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部庁舎管理課

担当 大竹 電話 048(829)1173

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月4日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月18日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に140円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月7日（月）午前9時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所地下1階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月7日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加し、開札に立ち会った者とする。ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができない。再度入札は、1回とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部財政課
電話 048(829)1153 FAX 048(829)1974

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部庁舎管理課
電話 048(829)1173 FAX 048(825)0665

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局財政部庁舎管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第71号

さいたま市本庁舎駐車場警備業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市本庁舎駐車場警備業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所本庁舎駐車場

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」の等級区分がA級で受注希望業務「駐車場管理」で登載され、かつ、本市内に本店を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合にあっては、その組合員が同一入札に参加していない者であること。

(7) 過去2年間において、さいたま市本庁舎駐車場警備業務と同種同規模（駐車可能台数約300台）の契約を締結し、履行した実績を有する者であること。

(8) 警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第1項第2号及び第4条の規定に基づく埼玉県

公安委員会の認定を受け、かつ、同法第22条の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証（警備業務の区分・2号）の交付を受けている者を1名以上配置できる者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市財政局財政部庁舎管理課
担当 大竹　電話　048（829）1173

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月4日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月18日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に140円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る

課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月7日(月)午前9時45分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所地下1階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月7日(月)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加し、開札に立ち会った者とする。ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができない。再度入札は、1回とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部財政課

電話 048(829)1153 FAX 048(829)1974

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部庁舎管理課

電話 048(829)1173 FAX 048(825)0665

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

- (3) 議決の要否
否

8 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 契約条項等は、さいたま市財政局財政部庁舎管理課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第72号

さいたま市本庁舎外電話設備保守業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市本庁舎外電話設備保守業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「保守点検」の受注希望業務「通信設備保守点検」で登載され、かつ、本市内に本店を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合にあっては、その組合員が同一入札に参加していない者であること。

(7) 過去2年間において、さいたま市本庁舎外電話設備保守業務と同種同規模の契約を締結し、履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局財政部庁舎管理課

担当 大竹 電話 048(829)1173

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月4日(金)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月18日(金)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に140円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月7日(月)午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所地下1階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月7日(月)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加し、開札に立ち会った者とする。ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができない。再度入札は、1回とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部財政課

電話 048(829)1153 FAX 048(829)1974

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部庁舎管理課

電話 048(829)1173 FAX 048(825)0665

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 契約条項等は、さいたま市財政局財政部庁舎管理課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第73号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年1月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字三条町字東226番1、225番1、227番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和3年7月6日

第開-N2021044号

4 検査済証番号

令和4年1月17日

第完-N2021044号

さいたま市告示第74号

市報さいたま（令和4年5月号～令和5年4月号）広告掲載業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市報さいたま（令和4年5月号～令和5年4月号）広告掲載業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「製作等」又は「その他」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室広報課
担当 中村、中田、近藤 電話 048（829）1039

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p039516.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月1日（火）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）

を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ（持参の場合は、休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は電子メール（電子メールアドレス koho@city.saitama.lg.jp）

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和4年2月3日（木）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月10日（木）午前10時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第7会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13

年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月10日(木)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格以上で、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書課

電話 048(829)1014 FAX 048(829)1018

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室広報課

電話 048(829)1039 FAX 048(829)1018

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市市長公室広報課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第75号

さいたま市WEBサイトトップページバナー広告枠の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市WEBサイトトップページバナー広告枠の売却

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「製作等」又は「その他」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室広報課
担当 伊藤、細谷、金子 電話 048(829)1039

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/004/p032520.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月1日（火）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）

を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ（持参の場合は、休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は電子メール（電子メールアドレス koho@city.saitama.lg.jp）

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和4年2月3日（木）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月10日（木）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第7会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13

年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月10日(木)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格以上で、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書課

電話 048(829)1014 FAX 048(829)1018

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室広報課

電話 048(829)1039 FAX 048(829)1018

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市市長公室広報課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第76号

令和4年度さいたま市「市報さいたま」企画編集業務について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施します。つきましては、次のとおり当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和4年1月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

令和4年度さいたま市「市報さいたま」企画編集業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「製作等」の受注希望業務「パンフレット等」又は「デザイン」で登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本告示日から企画提案書提出期限までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成31年4月1日以降、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体の1回当たり8ページ以上の広報紙を年4回以上定期的に企画編集する旨の契約を締結し、納入した実績を有する者であること。

3 企画提案に係る仕様書、公募要項等の交付

企画提案書の提出を希望する者に対し、仕様書、令和4年度さいたま市「市報さいたま」企画編集業務企画提案公募要項（以下「公募要項」という。）等を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室広報課

担当 中村、中田、近藤 電話 048（829）1039

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p062736.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月1日（火）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 交付費用

無償

4 質問の受付

企画提案の公募に関する質問については、電子メールにより受け付けるものとする。

(1) 受付先

さいたま市市長公室広報課

電子メールアドレス koho@city.saitama.lg.jp

(2) 受付期間

告示の日から令和4年2月1日（火）まで

5 参加申込手続

企画提案書の提出を希望する者は、参加申込及び参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、確認審査を受けていない者は、参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 参加申込兼資格確認申請書

イ 公募要項に定める書類

(2) 参加申込兼資格確認申請書の交付

参加申込兼資格確認申請書を希望した者に対し、電子メールにて交付するものとする。

ア 受付先

4(1)に同じ

イ 受付期間

4(2)に同じ

(3) 提出場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参

6 参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、参加資格確認結果通知書を、令和4年2月3日（木）を目途に郵送する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

公募要項に定める書類

(2) 提出日時

令和4年2月4日（金）から令和4年2月18日（金）まで（休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 提出場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参

8 業者決定の方法

業者決定は、事業者選定委員会を実施し、選定する。

9 事業者選定委員会

参加資格確認結果通知書により、参加資格を有すると認められた者は、事業者選定委員会において、提案内容の説明をすることができる。詳細な時間、場所等については、後日通知する。

(1) 実施日

令和4年3月1日(火)

(2) 実施場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所

10 本招請に関する事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室広報課

電話 048(829)1039 FAX 048(829)1018

11 その他

(1) この企画提案書等の手続きに係る一切の経費は、提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 詳細は、公募要項による。

さいたま市告示第77号

令和4年度さいたま市テレビ広報番組等制作・放映（代理）業務について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施します。つきましては、次のとおり当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和4年1月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

令和4年度さいたま市テレビ広報番組等制作・放映（代理）業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「製作等」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本告示日から企画提案書提出期限までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 企画提案に係る仕様書、公募要項等の交付

企画提案書の提出を希望する者に対し、仕様書、令和4年度さいたま市テレビ広報番組等制作・放映（代理）業務企画提案公募要項（以下「公募要項」という。）等を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室広報課
担当 東、山川 電話 048(829)1039

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p068796.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月1日（火）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条

例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

- (3) 交付費用
無償

4 質問の受付

企画提案の公募に関する質問については、電子メールにより受け付けるものとする。

- (1) 受付先
さいたま市市長公室広報課
電子メールアドレス koho@city.saitama.lg.jp

- (2) 受付期間
告示の日から令和4年2月1日（火）まで

5 参加申込手続

企画提案書の提出を希望する者は、参加申込及び参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、確認審査を受けていない者は、参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類
 - ア 参加申込兼資格確認申請書
 - イ 誓約書
- (2) 参加申込兼資格確認申請書の交付
参加申込兼資格確認申請書を希望した者に対し、電子メールにて交付するものとする。
 - ア 受付先
4(1)に同じ
 - イ 受付期間
4(2)に同じ

- (3) 提出場所
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室広報課

- (4) 提出方法
持参又は郵送（到達記録が確認できる方法に限る。）

6 参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、参加資格確認結果通知書を、令和4年2月3日（木）を目途に郵送する。

7 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
公募要項に定める書類
- (2) 提出日時
令和4年2月4日（金）から令和4年2月18日（金）まで（休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）
- (3) 提出場所
3(1)アに同じ
- (4) 提出方法

持参

8 業者決定の方法

業者決定は、事業者選定委員会を実施し、選定する。

9 事業者選定委員会

参加資格確認結果通知書により、参加資格を有すると認められた者は、事業者選定委員会において、提案内容の説明をすることができる。詳細な時間、場所等については、後日通知する。

(1) 実施日

令和4年3月2日(水)

(2) 実施場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所

10 本招請に関する事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室広報課

電話 048(829)1039 FAX 048(829)1018

11 その他

(1) この企画提案書等の手続きに係る一切の経費は、提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は返却しない。

詳細は、公募要項による。

さいたま市告示第78号

さいたま市救急資器材管理供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市救急資器材管理供給業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-1-28外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「保守点検」の受注希望業務「医療機器保守点検」又は業務「その他」の受注希望業務「その他」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局警防部救急課
担当 清宮、渡邊 電話 048(833)7981

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月3日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和4年2月7日（月）まで（休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月15日（火）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年2月22日（火）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-0061 さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局警防部救急課

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月24日（木）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6-1-28 さいたま市消防局 4階第1調整室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月24日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-1-28 さいたま市消防局警防部救急課
電話 048(833)7981 FAX 048(833)7201

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(2) 契約条項等は、さいたま市消防局警防部救急課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第79号

さいたま市岩槻環境センター外4施設で使用する電気について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

さいたま市岩槻環境センター外4施設で使用する電気 601, 520キロワット時

(2) 需要場所

入札説明書のとおり

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 需給期間

入札説明書のとおり

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「その他」内の営業種目「電気」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）施行後の電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者又は電気事業法附則第2条第1項により同法第2条の2の登録を受けたものとみなされる者であること。

(5) 1(2)の需要場所に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局施設部環境施設管理課
担当 管理係 電話 048(829)1342

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/002/p057550.html>

(2) 交付期間

令和4年1月20日(木)から令和4年2月8日(火)まで(3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年2月8日(火)書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局施設部環境施設管理課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和4年2月18日(金)午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒(角形2号)に120円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができな

い。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年3月4日（金）必着。書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

4(5)イに同じ

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月8日（火）午前9時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館3階第3会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月8日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局施設部環境施設管理課

電話 048（829）1342 FAX 048（829）1991

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札価格の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定

に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市環境局施設部環境施設管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第80号

さいたま市西部環境センターで使用する電気外2件について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

- ア さいたま市西部環境センターで使用する電気 390,930キロワット時
- イ さいたま市東部環境センターで使用する電気 174,400キロワット時
- ウ さいたま市クリーンセンター西堀で使用する電気 1,170,000キロワット時

(2) 需要場所

- ア 1(1)ア さいたま市西区大字宝来52-1 さいたま市西部環境センター
- イ 1(1)イ さいたま市見沼区大字膝子626-1 さいたま市東部環境センター
- ウ 1(1)ウ さいたま市桜区新開4-1-1 さいたま市クリーンセンター西堀

(3) 業務概要

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 需給期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「その他」内の営業種目「電気」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）施行後の電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者又は電気事業法附則第2条第1項により同法第2条の2の登録を受けたものとみなされる者であること。
- (5) 1(2)の需要場所に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局施設部環境施設管理課
担当 管理係 電話 048(829)1342

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/002/p057550.html>

(2) 交付期間

令和4年1月20日(木)から令和4年2月8日(火)まで(3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する件名ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年2月8日(火)書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局施設部環境施設管理課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する件名ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和4年2月18日(金)午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において競争入札に付する件名ごとに返信用封筒（角形2号）に120円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する件名ごとに総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年3月4日（金）必着。書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

4(5)イに同じ

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

- (ア) 1(1)ア 令和4年3月8日（火）午前9時30分
- (イ) 1(1)イ 令和4年3月8日（火）午前9時45分
- (ウ) 1(1)ウ 令和4年3月8日（火）午前10時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館3階第3会議室

(4) 入札保証金

競争入札に付する件名ごとに見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月8日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局施設部環境施設管理課

電話 048(829)1342 FAX 048(829)1991

(9) 業務を担当する課

ア 1(1)ア

さいたま市西区大字宝来52-1 さいたま市環境局施設部西部環境センター

電話 048(623)4100 FAX 048(622)5353

イ 1(1)イ

さいたま市見沼区大字膝子626-1 さいたま市環境局施設部東部環境センター

電話 048(684)3802 FAX 048(686)0466

ウ 1(1)ウ

さいたま市桜区新開4-1-1 さいたま市環境局施設部クリーンセンター西堀

電話 048(862)5721 FAX 048(838)5811

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった件名ごとに落札価格の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市環境局施設部環境施設管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第81号

さいたま市西部環境センターの余剰電力の売却外2件について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

- ア さいたま市西部環境センターの余剰電力の売却 7,888,540キロワット時
- イ さいたま市東部環境センターの余剰電力の売却 4,905,000キロワット時
- ウ さいたま市クリーンセンター大崎の余剰電力の売却 23,194,000キロワット時

(2) 供給場所

- ア 1(1)ア さいたま市西区大字宝来52-1 さいたま市西部環境センター
- イ 1(1)イ さいたま市見沼区大字膝子626-1 さいたま市東部環境センター
- ウ 1(1)ウ さいたま市緑区大字大崎317 さいたま市クリーンセンター大崎

(3) 業務概要

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 需給期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「その他」内の営業種目「電気」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）施行後の電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者又は電気事業法附則第2条第1項により同法第2条の2の登録を受けたものとみなされる者であること。
- (5) 1(2)の供給場所からの発電量に対し安定的に購入可能な者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局施設部環境施設管理課
担当 管理係 電話 048(829)1342

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/002/p057550.html>

(2) 交付期間

令和4年1月20日(木)から令和4年2月8日(火)まで(3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する件名ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年2月8日(火)書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局施設部環境施設管理課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する件名ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和4年2月18日(金)午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において競争入札に付する件名ごとに返信用封筒（角形2号）に120円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する件名ごとに総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年3月4日（金）必着。書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

4(5)イに同じ

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

- (ア) 1(1)ア 令和4年3月8日（火）午前10時45分
- (イ) 1(1)イ 令和4年3月8日（火）午前11時00分
- (ウ) 1(1)ウ 令和4年3月8日（火）午前11時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館3階第3会議室

(4) 入札保証金

競争入札に付する件名ごとに見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月8日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格を超え最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局施設部環境施設管理課
電話 048(829)1342 FAX 048(829)1991

(9) 業務を担当する課

ア 1(1)ア

さいたま市西区大字宝来52-1 さいたま市環境局施設部西部環境センター
電話 048(623)4100 FAX 048(622)5353

イ 1(1)イ

さいたま市見沼区大字膝子626-1 さいたま市環境局施設部東部環境センター
電話 048(684)3802 FAX 048(686)0466

ウ 1(1)ウ

さいたま市緑区大字大崎317 さいたま市環境局施設部クリーンセンター大崎
電話 048(878)0989 FAX 048(878)0959

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった件名ごとに落札価格の100分の10以上を納付すること。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市環境局施設部環境施設管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第82号

ガスクロマトグラフ質量分析装置・フーリエ変換赤外分光光度計賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき告示する。

令和4年1月19日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

ガスクロマトグラフ質量分析装置・フーリエ変換赤外分光光度計賃貸借

(2) 履行場所

さいたま市大宮区天沼町1丁目893番地 さいたま市防災センター 5階火災調査鑑定室

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿に「物品納入等」に登録されており、営業種目「レンタル・リース・その他」の資格を有すると認められた者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約から暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対して、入札説明書等は無償で交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6丁目1番28号

さいたま市消防局予防部予防課（さいたま市消防局6階）

電話 048（833）7593

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月2日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さい

たま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和4年2月7日(月)午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(休日を除く)

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月10日(木)午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。

なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を添付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価(月額)で行う。入札金額は、賃借料1か月当たりの額を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるもの

とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月15日(火)午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6丁目1番28号 さいたま市消防局4階調整室

(3) 入札保証金

見積もった金額(月額)に月数を乗じた100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月15日(火)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は、これを無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6丁目1番28号

さいたま市消防局予防部予防課(さいたま市消防局6階)

電話 048(833)7593

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額(月額)に月額を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

(4) 本件契約締結については、令和4年度さいたま市一般会計予算が令和4年3月31日までにさいたま市議会において可決されることを条件とする。

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第83号

さいたま市療育センターさくら草モノクロ複写機賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月19日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市療育センターさくら草モノクロ複写機賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市桜区田島2-16-2 療育センターさくら草1階

(3) 数量・特質等

仕様書による。

(4) 借入期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に営業種目「OA機器リース等」で掲載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市桜区田島2-16-2

さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターさくら草

担当 管理・相談係 許斐・高橋 電話 048(710)5811

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月1日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時

から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償にて交付する。

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

ウ 返信用封筒（84円切手を貼付）

(2) 受付場所

3(1)に同じ

(3) 受付期間

3(2)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日時

令和4年2月7日（月）までに交付するものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行います。入札金額は、賃借料1月あたりの額（税抜）及び使用料1カウ
ントあたりの単価（税抜）を記入してください。なお、消費税及び地方消費税に係る課税事業者
であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を
入札書に記載してください。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月9日（水）午前10時00分

イ 場所

さいたま市西区三橋6-1587 さいたま市総合療育センターひまわり学園2階会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月9日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

賃借料（月額）及び使用料（単価）がともにさいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、賃借料（月額）に推定月額使用料（単価に1ヶ月の予定使用量である3,800カウントを乗じた金額）を加えた総額が、最低の金額で入札したものを落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市西区三橋6-1587

さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課

電話 048（622）1211

(8) 業務を担当する課

さいたま市桜区田島2-16-2

さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターさくら草

電話 048（710）5811

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(3) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(4) 令和4年度以降の予算について、本契約に係る予算措置がされない場合は、変更契約の締結または契約の解除を行う場合がある。

(5) 契約条項は、さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターさくら草及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(6) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第84号

さいたま市療育センターさくら草フルカラー複写機賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月19日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市療育センターさくら草フルカラー複写機賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市桜区田島2-16-2 療育センターさくら草2階

(3) 数量・特質等

仕様書による。

(4) 借入期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に営業種目「OA機器リース等」で登載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市桜区田島2-16-2

さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターさくら草

担当 管理・相談係 許斐・高橋 電話 048(710)5811

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月1日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時

から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償にて交付する。

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

ウ 返信用封筒（84円切手を貼付）

(2) 受付場所

3(1)に同じ

(3) 受付期間

3(2)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日時

令和4年2月7日（月）までに交付するものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行います。入札金額は、賃借料1月あたりの額（税抜）及び使用料1カウ
ントあたりの単価（税抜）を記入してください。なお、消費税及び地方消費税に係る課税事業者
であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を
入札書に記載してください。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月9日（水）午前10時30分

イ 場所

さいたま市西区三橋6-1587 さいたま市総合療育センターひまわり学園2階会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月9日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

賃借料（月額）及び使用料（単価）がともにさいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、賃借料（月額）に推定月額使用料（単価に1ヶ月の予定使用量であるフルカラー100カウント、モノクロ800カウントを乗じた金額）を加えた総額が、最低の金額で入札したものを落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市西区三橋6-1587

さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課

電話 048（622）1211

(8) 業務を担当する課

さいたま市桜区田島2-16-2

さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターさくら草

電話 048（710）5811

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(3) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(4) 令和4年度以降の予算について、本契約に係る予算措置がされない場合は、変更契約の締結または契約の解除を行う場合がある。

(5) 契約条項は、さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターさくら草及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(6) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第85号

さいたま市療育センターさくら草鼻腔内視鏡セット賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月19日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市療育センターさくら草鼻腔内視鏡セット賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市桜区田島2-16-2 療育センターさくら草3階診察室

(3) 数量・特質等

仕様書による。

(4) 借入期間

令和4年4月1日から令和11年3月31日まで

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に営業種目「医療機器レンタル等」で登載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 本入札の告示日において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法第145号）第39条に基づく高度管理医療機器等の貸与業の許可を受けている者であること。

(5) 過去2年の間（令和元年4月1日から令和3年3月31日まで）に、国（独立行政法人を含む）若しくは地方公共団体との賃貸借契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行している実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対して、入札説明書及び仕様書等を交付するとともに、仕様書を貸与する。

(1) 交付場所

さいたま市桜区田島2-16-2

さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターさくら草

担当 許斐・高橋 電話 048(710)5811

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月1日(火)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。))を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償にて交付する。

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付場所

3(1)に同じ

(3) 受付期間

3(2)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日時

令和4年2月7日(月)までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価(月額)で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月9日(水)午前11時00分

イ 場所

さいたま市西区三橋 6-1587 さいたま市総合療育センターひまわり学園 2階会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の 100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月9日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は、これを無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市西区三橋 6-1587

さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課

電話 048（622）1211

(8) 業務を担当する課

さいたま市桜区田島 2-16-2

さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターさくら草

電話 048（710）5811

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の 100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(3) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(4) 令和4年度以降の予算について、本契約に係る予算措置がされない場合は、変更契約の締結または契約の解除を行う場合がある。

- (5) 契約条項等は、さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターさくら草及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (6) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第86号

さいたま市療育センターさくら草軽バン貸貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月19日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市療育センターさくら草軽バン貸貸借

(2) 借入場所

さいたま市桜区田島2-16-2 療育センターさくら草

(3) 数量・特質等

仕様書による。

(4) 借入期間

令和4年6月1日から令和9年5月31日まで

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に営業種目「自動車リース」で登載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市桜区田島2-16-2

さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターさくら草

担当 管理・相談係 許斐・高橋 電話 048(710)5811

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月1日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時

から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償にて交付する。

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

ウ 返信用封筒（84円切手を貼付）

(2) 受付場所

3(1)に同じ

(3) 受付期間

3(2)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日時

令和4年2月7日（月）までに交付するものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月9日（水）午前9時30分

イ 場所

さいたま市西区三橋 6-1587 さいたま市総合療育センターひまわり学園 2階会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の 100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月9日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って有効な入札を行ったものを落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市西区三橋 6-1587

さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課

電話 048（622）1211

(8) 業務を担当する課

さいたま市桜区田島 2-16-2

さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターさくら草

電話 048（710）5811

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の 100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(3) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(4) 令和4年度以降の予算について、本契約に係る予算措置がされない場合は、変更契約の締結または契約の解除を行う場合がある。

(5) 契約条項は、さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターさくら草及

びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(6) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第87号

公募型プロポーザル方式の手続きの開始

さいたま市若者自立支援ルーム運営業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和4年1月19日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

さいたま市若者自立支援ルーム運営業務

(2) 履行場所

桜木ルーム（さいたま市大宮区桜木町2-190）及び南浦和ルーム（さいたま市南区南浦和2-27-16）

(3) 業務概要

社会生活を営むうえで困難を有する若者を対象に、その個人の状態に合わせた自立支援プログラムを段階的に実施し、円滑な自立が果たせるよう継続的な支援を行う。

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

(5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は118,602,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本招請日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に、業務「その他」の受注希望業務「人材派遣」又は「その他」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本招請に参加していないこと。

(3) 本招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

3 企画提案に係る実施要領等の交付

(1) 交付方法

ア 窓口にて配布

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p086149.html>

(2) 交付期間

本招請日から令和4年2月3日（木）午後4時まで

4 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続きを行うこと。

(1) 提出書類

参加意思表明書 1部

(2) 提出期間

本招請日から令和4年2月3日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局子ども育成部青少年育成課
担当 管理育成係 電話 048（829）1716

(4) 提出方法

持参

5 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、書面により次のとおり質問することができる。

(1) 受付期間

令和4年1月25日（火）から令和4年2月3日（木）午後4時まで

(2) 受付方法

ア 電子メールで受け付ける。詳細は実施要領による。

メールアドレス seishonenka@city.saitama.lg.jp

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

ウ 提出先・到達確認に関する問い合わせ先

4(3)に同じ

(3) 質問に対する回答予定日

令和4年2月10日（木）までに行う。

(4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p086149.html>

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（12部）

イ 見積書

(2) 提出期間

令和4年2月9日（水）から令和4年2月17日（木）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出場所

4(3)に同じ

(4) 提出方法

持参

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ 虚偽の記載をした企画提案書

ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

エ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した企画提案書

オ プレゼンテーションに参加しなかった者が提出した企画提案書

カ 企画提案書に関する、各委員の平均得点が60点以上を満たさない場合

7 業者決定の方法

業者の決定にあたっては、さいたま市若者自立支援ルーム運營業務委託事業者選定委員会において、企画提案書等の内容について審査を行い決定する。なお、審査方法等詳細については、実施要領を参照すること。

8 その他

- (1) 最優秀提案者特定の日（翌日）から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。
- (2) 本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とすること。
- (3) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (5) 企画提案の審査結果は、企画提案の具体的内容を除き、公表する。
- (6) 詳細は、実施要領による。

9 連絡先

さいたま市浦和区常盤 6-4-4

さいたま市子ども未来局子ども育成部青少年育成課管理育成係

電話 048(829)1716

FAX 048(829)1960

さいたま市告示第88号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和4年1月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

- ・ 市県民税（普通徴収） 督促状
- ・ 市県民税（特別徴収） 督促状
- ・ 固定資産税・都市計画税 督促状
- ・ 軽自動車税（種別割） 督促状
- ・ 国民健康保険税（普徴） 督促状

2 送達を受ける者の住所・所在地及び氏名・名称

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したとき、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 北部市税事務所 納税課
- (2) 電話 電話 048（646）3081

さいたま市告示第89号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和4年1月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

交付要求通知書

2 送達を受ける者の氏名・名称

（省略）

3 その他

(1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。

(2) 公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所 財政局 南部市税事務所 納税課

(2) 電話 048（829）1735

さいたま市告示第90号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和4年1月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

- ・市県民税 督促状
- ・固定資産税・都市計画税 督促状
- ・軽自動車税 督促状
- ・国民健康保険税 督促状

2 送達を受ける者の氏名・名称

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 南部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048（829）1732～1734

さいたま市告示第91号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和4年1月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

参加差押通知書

2 送達を受ける者の氏名・名称

（省略）

3 その他

(1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。

(2) 公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所 財政局 南部市税事務所 納税課

(2) 電話 048（829）1732～1734

さいたま市告示第92号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年1月20日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市岩槻区大字釣上字高岡1482番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
（省略）
- 3 許可番号
令和3年7月12日
第開-N2021054号
- 4 検査済証番号
令和4年1月19日
第完-N2021054号

さいたま市告示第93号

さいたま市立三室小学校医療的ケア実施業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立三室小学校医療的ケア実施業務

(2) 履行場所

さいたま市内外

(3) 履行期間

令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで

(4) 契約形態

時間あたりの単価契約とする。

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告知日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に営業種目「その他の福祉サービス」「訪問介護」で搭載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 都道府県知事等の指定を受けた指定訪問看護事業者又は指定介護予防訪問看護事業者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部特別支援教育室
担当 篠崎・安藤・初田 電話 048（829）1667

(2) 交付期間

本入札の告示日から令和4年2月3日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1

時から午後4時まで)

- (3) 交付費用
無償

- (4) 交付方法

入札説明書等は、CD-ROMにて交付する。

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

- (2) 受付期間

3(2)に同じ

- (3) 受付場所

3(1)に同じ

- (4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

- (1) 交付場所

3(1)に同じ

- (2) 交付日時

令和4年2月10日（木）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

- (3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を添付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

- (1) 入札方法

単価（時間）で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札の日時及び場所

- ア 日時

令和4年2月17日（木）午前10時45分

- イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5F 小ホール

- (3) 入札保証金

見積もった金額（単価）の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月17日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定において無効と定める入札は、これを無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部学事課
電話 048（829）1646

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第94号

さいたま市立沼影小学校医療的ケア実施業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立沼影小学校医療的ケア実施業務

(2) 履行場所

さいたま市内外

(3) 履行期間

令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで

(4) 契約形態

時間あたりの単価契約とする。

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告知日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に営業種目「その他の福祉サービス」「訪問介護」で搭載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 都道府県知事等の指定を受けた指定訪問看護事業者又は指定介護予防訪問看護事業者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部特別支援教育室
担当 篠崎・安藤・初田 電話 048（829）1667

(2) 交付期間

本入札の告示日から令和4年2月3日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1

時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

入札説明書等は、CD-ROMにて交付する。

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月10日（木）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を添付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（時間）で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月17日（木）午前10時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5F 小ホール

(3) 入札保証金

見積もった金額（単価）の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月17日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定において無効と定める入札は、これを無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育課
電話 048（829）1646

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第95号

さいたま市立大久保東小学校医療的ケア実施業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立大久保東小学校医療的ケア実施業務

(2) 履行場所

さいたま市内外

(3) 履行期間

令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで

(4) 契約形態

時間あたりの単価契約とする。

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告知日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に営業種目「その他の福祉サービス」「訪問介護」で搭載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 都道府県知事等の指定を受けた指定訪問看護事業者又は指定介護予防訪問看護事業者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部特別支援教育室
担当 篠崎・安藤・初田 電話 048(829)1667

(2) 交付期間

本入札の告示日から令和4年2月3日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1

時から午後4時まで)

- (3) 交付費用
無償

- (4) 交付方法

入札説明書等は、CD-ROMにて交付する。

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

- (2) 受付期間

3(2)に同じ

- (3) 受付場所

3(1)に同じ

- (4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

- (1) 交付場所

3(1)に同じ

- (2) 交付日時

令和4年2月10日（木）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

- (3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を添付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

- (1) 入札方法

単価（時間）で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札の日時及び場所

- ア 日時

令和4年2月17日（木）午前10時00分

- イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5F 小ホール

- (3) 入札保証金

見積もった金額（単価）の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月17日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定において無効と定める入札は、これを無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部学事課
電話 048(829)1646

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第96号

さいたま市立大宮東小学校医療的ケア実施業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立大宮東小学校医療的ケア実施業務

(2) 履行場所

さいたま市内外

(3) 履行期間

令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで

(4) 契約形態

時間あたりの単価契約とする。

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告知日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に営業種目「その他の福祉サービス」「訪問介護」で搭載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 都道府県知事等の指定を受けた指定訪問看護事業者又は指定介護予防訪問看護事業者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部特別支援教育室
担当 篠崎・安藤・初田 電話 048（829）1667

(2) 交付期間

本入札の告示日から令和4年2月3日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1

時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

入札説明書等は、CD-ROMにて交付する。

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月10日（木）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を添付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（時間）で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月17日（木）午前9時45分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5F 小ホール

(3) 入札保証金

見積もった金額（単価）の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月17日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定において無効と定める入札は、これを無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育課
電話 048（829）1646

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第97号

さいたま市立馬宮東小学校医療的ケア実施業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立馬宮東小学校医療的ケア実施業務

(2) 履行場所

さいたま市内外

(3) 履行期間

令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで

(4) 契約形態

時間あたりの単価契約とする。

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告知日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に営業種目「その他の福祉サービス」「訪問介護」で搭載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 都道府県知事等の指定を受けた指定訪問看護事業者又は指定介護予防訪問看護事業者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部特別支援教育室
担当 篠崎・安藤・初田 電話 048（829）1667

(2) 交付期間

本入札の告示日から令和4年2月3日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1

時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

入札説明書等は、CD-ROMにて交付する。

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月10日（木）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を添付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（時間）で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月17日（木）午前9時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5F 小ホール

(3) 入札保証金

見積もった金額（単価）の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月17日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定において無効と定める入札は、これを無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部学事課
電話 048（829）1646

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第98号

さいたま市立ひまわり特別支援学校医療的ケア実施業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立ひまわり特別支援学校医療的ケア実施業務

(2) 履行場所

さいたま市内外

(3) 履行期間

令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで

(4) 契約形態

時間あたりの単価契約とする。

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告知日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に営業種目「その他の福祉サービス」「訪問介護」で搭載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 都道府県知事等の指定を受けた指定訪問看護事業者又は指定介護予防訪問看護事業者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部特別支援教育室
担当 篠崎・安藤・初田 電話 048（829）1667

(2) 交付期間

本入札の告示日から令和4年2月3日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1

時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

入札説明書等は、CD-ROMにて交付する。

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月10日（木）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を添付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（時間）で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月17日（木）午前11時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5F 小ホール

(3) 入札保証金

見積もった金額（単価）の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月17日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定において無効と定める入札は、これを無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部学事課
電話 048（829）1646

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第99号

さいたま市立さくら草特別支援学校医療的ケア実施業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立さくら草特別支援学校医療的ケア実施業務

(2) 履行場所

さいたま市内外

(3) 履行期間

令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで

(4) 契約形態

時間あたりの単価契約とする。

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告知日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に営業種目「その他の福祉サービス」「訪問介護」で搭載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 都道府県知事等の指定を受けた指定訪問看護事業者又は指定介護予防訪問看護事業者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部特別支援教育室
担当 篠崎・安藤・初田 電話 048（829）1667

(2) 交付期間

本入札の告示日から令和4年2月3日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1

時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

入札説明書等は、CD-ROMにて交付する。

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月10日（木）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を添付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（時間）で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月17日（木）午前11時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5F 小ホール

(3) 入札保証金

見積もった金額（単価）の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月17日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定において無効と定める入札は、これを無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育課
電話 048（829）1646

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第100号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第7条第1項の規定により、行旅死亡人を次の通り取り扱ったので、同法第9条の規定により告示する。

令和4年1月20日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 氏名 不詳
- 2 性別 男性
- 3 生年月日 不詳
- 4 本籍 不詳
- 5 住居 不詳
- 6 人相・特徴
 - (1) 年齢 40歳から80歳位
 - (2) 身長 170センチメートル位
 - (3) 体格等 普通
 - (4) 着衣 上衣：薄緑色ジャンパー、灰色パーカー、青色長袖ワイシャツ、白色半袖肌着
下衣：茶色長ズボン、青色トランクス、灰色靴下
- 7 発見日時 令和3年12月21日 午後8時9分
- 8 死亡日時 令和3年12月21日 午後8時9分
- 9 死亡場所 埼玉県さいたま市見沼区大字蓮沼786番地2
東武鉄道株式会社東武野田線第23号踏切道内
- 10 死因 轢死
- 11 遺体の処置 令和4年1月14日に火葬し、遺骨は市で保管している
- 12 連絡先
 - (1) 担当 さいたま市見沼区役所健康福祉部福祉課
 - (2) 電話 048（681）6054

さいたま市告示第101号

さいたま市市議会だより印刷製本業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市市議会だより印刷製本業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

さいたま市議会が年度4回発行する広報紙「市議会だよりさいたま」の印刷製本に係る業務

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「製作等」の受注希望業務「パンフレット等」又は「デザイン」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 1回当たり発行部数15万部以上の広報紙を年4回以上定期的に印刷し納入する旨の契約を締結し、納入した実績を有する、又は、4回目以降の広報紙を告示日現在において納入中である者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市議会ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/gikai/005/keiyaku/index.html>

(2) 交付期間

本入札の告示日から令和4年2月4日（金）まで

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

本入札の告示日から令和4年2月7日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市議会局総務部秘書総務課

担当 広報係 電話 048（829）1748

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月9日（水）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、令和4年2月14日（月）午後4時までに、さいたま市議会局総務部秘書総務課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、印刷部数1部当たりに要する金額を入札書に記載することとし、当該金額（単価）は、1円未満について、小数点以下第2位までとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月18日（金）午前11時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市役所議会棟 2 階第 4 委員会室

(3) 入札保証金

見積もった金額（単価）に予定数量を乗じた額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 4 年 2 月 18 日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 入札参加資格者の確認

ア 入札参加資格がある旨の競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(6) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(7) 入札回数等

ア 再度入札は、1 回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(8) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

(9) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に違反する行為を行ってはならない。

(10) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

8 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未滿の入札をした者は、再度入札に参加できない。

9 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札とすべき同額の入札をした者が 2 者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

10 入札の無効

さいたま市契約規則第 13 条に該当する入札は無効とする。

11 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市議会局総務部秘書総務課

電話 048 (829) 1747 FAX 048 (829) 1984

1.2 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

1.3 支払条件

支払いは、実績数量に応じて行う。

1.4 特記事項

本入札に係る契約の効果は、令和4年度予算の成立を要件とする。

1.5 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市議会局総務部秘書総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第102号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和4年1月25日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和4年1月21日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
1月 20日	猫	見沼区大和田 町	雑種	オス	キジ白	5～8歳	無	

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

さいたま市告示第103号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年1月21日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市岩槻区大字表慈恩寺字西1257番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
（省略）
- 3 許可番号
令和3年10月5日
第変-N30131号
- 4 検査済証番号
令和4年1月20日
第完-N30131号

さいたま市告示第103号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年1月21日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市岩槻区大字表慈恩寺字西1257番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
（省略）
- 3 許可番号
令和3年10月5日
第変-N30131号
- 4 検査済証番号
令和4年1月20日
第完-N30131号

さいたま市告示第104号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年1月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和4年 1月14日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 55台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/01/11	東浦和駅	埼玉県警20-201017866	GC9K06583		
2022/01/11	東浦和駅	埼玉県警21-210293124	F20G14848		
2022/01/11	東浦和駅	埼玉県警21-213354396	S213S16885		
2022/01/11	東浦和駅	埼玉県警21-214711702	SVI303026		
2022/01/11	南浦和駅東口	埼玉県警20-200178823	B9C10217		
2022/01/11	南浦和駅西口	埼玉県警21-213828932	A21AF27833		
2022/01/11	南浦和駅西口	埼玉県警20-201709024	GC9J17356		
2022/01/11	武蔵浦和駅	埼玉県警20-202170366	A20AC06249		
2022/01/11	武蔵浦和駅	埼玉県警10-0080333	B9X80529		
2022/01/11	西浦和駅	埼玉県警20-202557988	GZ9M00838		
2022/01/12	南浦和駅西口	埼玉県警14-4124928	3H80101		
2022/01/12	南浦和駅西口	埼玉県警21-212707465	SVD321931		
2022/01/12	南浦和駅西口	埼玉県警21-213991647	V200906492		
2022/01/13	東浦和駅	埼玉県警12-2350737	H6D38684		
2022/01/13	武蔵浦和駅	埼玉県警14-4453142	FBD1J262072		
2022/01/13	西浦和駅	埼玉県警20-205111484	STTDF29197		
2022/01/14	東浦和駅	埼玉県警20-204178828	98C3697		
2022/01/14	東浦和駅	埼玉県警20-204494479	SUF306987		
2022/01/14	東浦和駅	埼玉県警11-1402495	S9L66623		
2022/01/14	南浦和駅西口	万世橋A-63935	64C2368		
2022/01/14	西浦和駅	埼玉県警20-205110690	A20AI23727		
2022/01/14	西浦和駅	埼玉県警19-192136237	S9WB01522		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/01/11	大宮駅東口	埼玉県警03-3205999	2V04364		
2022/01/11	大宮駅東口	埼玉県警21-211580925	STTIF33524		
2022/01/11	大宮駅東口	埼玉県警10-0512314	KI0HK02121		
2022/01/11	大宮駅西口	埼玉県警20-201040809	A19AJ33527		
2022/01/11	大宮駅西口	埼玉県警17-7404216	T17D3282		
2022/01/11	東大宮駅西口	千葉県警7-022032	R9B03838		
2022/01/13	大宮駅東口	不明	STQGF00834		
2022/01/13	大宮駅西口	埼玉県警22-220029948	CU03377		
2022/01/13	大宮駅西口	浅草B-66811	TY190502841		
2022/01/13	宮原駅東口	埼玉県警20-201698820	S7H213781		
2022/01/13	加茂宮駅	埼玉県警18-8383890	B7B65115		
2022/01/14	大宮駅西口	不明	H9A49247		
2022/01/14	大宮駅西口	兵庫県警900-G-256051	G34G13619		
2022/01/14	宮原駅東口	川崎21-0527171	F180900814		
2022/01/14	宮原駅西口	埼玉県警20-200043170	F91228636		
2022/01/14	東大宮駅西口	埼玉県警12-2112256	S1E03755		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/01/11	浦和駅東口	愛知県警21-ナ-85873	SUL006238		
2022/01/11	浦和駅東口	埼玉県警19-194865619	VF19F00122		
2022/01/11	北浦和駅東口	埼玉県警18-8498405	H8SI01151		
2022/01/11	北浦和駅西口	埼玉県警11-1662469	SLA91707		
2022/01/13	浦和駅西口	深川G-75308	GD4D01163		
2022/01/13	浦和駅西口	埼玉県警10-0497690	B2C51283		
2022/01/13	浦和駅西口	埼玉県警15-5518343	JH5G06075		
2022/01/13	北浦和駅東口	埼玉県警21-214189550	EG03044		
2022/01/13	北浦和駅西口	埼玉県警20-205251758	F20980533		
2022/01/13	南与野駅	不明	QS9E04651		
2022/01/14	浦和駅西口	埼玉県警21-214185750	AD20L01119		
2022/01/14	浦和駅西口	埼玉県警04-4240517	4B03303		
2022/01/14	浦和駅西口	埼玉県警17-7011174	A16AI19513		
2022/01/14	北浦和駅東口	埼玉県警15-5492754	C5AL1900		
2022/01/14	北浦和駅西口	埼玉県警16-6413163	B5K09413		

保管告示台帳

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/01/13	岩槻駅	不明	FJA0100873		
2022/01/13	東岩槻駅	長野県警Y92485	S3B08852		

合計: 55台

さいたま市告示第105号

区政推進部内モノクロ複合機賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

区政推進部内モノクロ複合機賃貸借

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 区政推進部内

(3) 数量・特質等

ア 数量 1台

イ 特質等 仕様書による。

(4) 借入期間

令和4年3月1日から令和9年2月28日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。交付の方法は手交、郵送又は電子メールによるものとする。郵送及び電子メールを希望する場合は受付先に連絡すること。手交を希望する場合は受付先にて直接手交する。

(1) 受付先

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所8階 さいたま市市民局区政推進部

電話 048（829）1833 FAX 048（829）1992

(2) 交付期間

告示の日から令和4年1月28日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

CD-ROM又は電子データ

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」と

いう。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

※郵送の場合は令和4年1月28日（金）必着

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和4年1月31日（月）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月3日（木）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号　さいたま市役所　西会議棟1階第7会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月3日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号　さいたま市市民局区政推進部

電話　048（829）1833　FAX　048（829）1992

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市市民局区政推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/001/p086273.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第106号

さいたま市の発注する「スマイルロード整備工事（R4市道10836号線）（ゼロ債）」ほか4件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年1月24日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿掲載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。
- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がし

た入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

6 余裕期間を定めている場合の工事

- (1) 余裕期間は、契約確定の日の翌日から工事の開始日の前日までとする。
- (2) 任意着手方式の場合は、入札参加資格の確認時に 2 (3) に掲げる資格確認書類と併せて、工事開始日通知書を提出すること。
- (3) 余裕期間内は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。
- (4) 余裕期間内は、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を配置することを要しない。
- (5) 入札参加資格の確認時において、他の工事の技術者として従事している者であっても、当該工事が工事開始日までに完成することが明らかな工事の場合に限り、他の工事に従事していない者として取扱うものとする。
- (6) 前金払の請求については、工事開始日以降に請求できる。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）第 9 条第 1 項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第 29 条の規定による。

8 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の 10 分の 4 以内（継続費等の 2 年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の 10 分の 4 以内）とする。この場合において 1 万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3 箇月ごとに出来形部分の 10 分の 9 に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が 500 万円以上で、かつ、工期が 2 月を超える工事は、中間前金払をすることが

できる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

9 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

10 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）、さいたま市余裕期間設定工事試行要領（令和2年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

契約整理番号	03-4365-122
入札方法	一般競争入札（電子）
参加形態	単体企業
工事名	スマイルロード整備工事（R4市道10836号線）（ゼロ債）
工事場所	さいたま市北区吉野町2丁目地内
履行期間及び工事開始期限日	工事開始日から120日間 工事開始期限日は、令和4年4月1日（金）

概要	概算数量発注方式による発注 延長 325.2m 幅員 6.8~6.9m 舗装工【夜間】 切削オーバーレイ工（再生粗粒度 As-20、平均切削深さ 12cm、t=7cm）2220 m ² 路面切削工（平均切削深さ 5cm）97 m ² 表層工（改質Ⅱ型密粒度 As-20、t=5cm）2320 m ² （再生密粒度 As-20、t=5cm）12 m ² 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和 4 年 2 月 1 日（火）午前 9 時から 令和 4 年 2 月 3 日（木）午後 5 時まで							
入札書提出期間	令和 4 年 2 月 4 日（金）午前 9 時から 令和 4 年 2 月 7 日（月）午後 5 時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号 さいたま市役所 入札室 令和 4 年 2 月 8 日（火）午後 2 時 20 分							
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 A 級 本公告日において、令和 3・4 年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前 3 箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が 65 点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2 に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和 4 年 1 月 24 日（月）から						
	質問受付期間	令和 4 年 1 月 24 日（月）午前 9 時から 令和 4 年 1 月 31 日（月）午後 5 時まで						
	質問回答期日	令和 4 年 2 月 3 日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事（任意着手方式）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和 4 年 4 月 1 日以降でないといけない。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町 1 丁目 1 2 4 番地 1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号	03-4387-58							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	芝川第 9-1 処理分区下水道工事（北建-R4-1302）（ゼロ債）							
工事場所	さいたま市見沼区染谷 1 丁目地内							
履行期間	契約確定の日から令和 4 年 9 月 30 日まで							
概要	延長 374.9m 管きょ工 開削（φ200mm、硬質塩ビ管）374.9m マンホール工 組立 1 号マンホール 15 箇所 取付管工 取付管 12 箇所 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和 4 年 2 月 1 日（火）午前 9 時から							

	令和4年2月3日(木)午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年2月4日(金)午前9時から 令和4年2月7日(月)午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年2月8日(火)午後2時40分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区)に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年1月24日(月)から							
	質問受付期間	令和4年1月24日(月)午前9時から 令和4年1月31日(月)午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年2月3日(木)							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件である。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和4年4月1日以降でないといけない。 								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 電話 048-646-3262								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								
契約整理番号	03-4387-59								
入札方法	一般競争入札(電子)								
参加形態	単体企業								
工事名	芝川第9-1処理分区下水道工事(北建-R4-1303)(ゼロ債)								
工事場所	さいたま市見沼区大和田町1丁目地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年7月29日まで								
概要	延長263.4m 管きょ工 開削(φ200mm、硬質塩ビ管)263.4m マンホール工 組立1号マンホール6箇所 小型マンホール1箇所 取付管工 取付管3箇所 付帯工一式								
予定価格(税込)	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和4年2月1日(火)午前9時から 令和4年2月3日(木)午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年2月4日(金)午前9時から 令和4年2月7日(月)午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年2月8日(火)午後2時50分								

参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年1月24日（月）から						
	質問受付期間	令和4年1月24日（月）午前9時から 令和4年1月31日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年2月3日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和4年4月1日以降でないといけない。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 電話 048-646-3262							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号	03-4387-56							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	芝川第6処理分区外下水道工事（北建-R3-1013）							
工事場所	さいたま市見沼区大字小深作地内							
履行期間	契約確定の日から令和4年12月23日まで							
概要	延長479.6m 管きょ工 開削（φ200mm、硬質塩ビ管、汚水）269.9m 泥土圧推進（φ200mm、低耐、汚水）27.6m 開削（φ1000mm、FRPM管、雨水）95.1m（φ1100mm、FRPM管、雨水）87.0m マンホール工 組立1号マンホール（汚水）5箇所 組立2号マンホール（汚水）1箇所 鋼製ケーシング内特殊2号マンホール（汚水）2箇所 組立3号マンホール（雨水）3箇所 組立4号マンホール（雨水）1箇所 組立矩形マンホール（1500×1500）（雨水）1箇所 取付管工10箇所 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和4年2月9日（水）午前9時から 令和4年2月14日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年2月15日（火）午前9時から 令和4年2月16日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年2月17日（木）午後1時30分							

参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年1月24日（月）から							
	質問受付期間	令和4年1月24日（月）午前9時から 令和4年2月8日（火）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年2月14日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 電話 048-646-3263								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								
契約整理番号	03-4387-57								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	芝川第9-1処理分区下水道工事（北建-R4-1301）（ゼロ債）								
工事場所	さいたま市見沼区大和田町1丁目地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年11月30日まで								
概要	延長514.0m 管きょ工 開削（φ200mm、硬質塩ビ管）514.0m マンホール工 組立1号マンホール14箇所 取付管工32箇所 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和4年2月9日（水）午前9時から 令和4年2月14日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年2月15日（火）午前9時から 令和4年2月16日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年2月17日（木）午後1時40分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、中央区又は桜区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							

	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年1月24日(月)から							
	質問受付期間	令和4年1月24日(月)午前9時から 令和4年2月8日(火)午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年2月14日(月)							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件である。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和4年4月1日以降でないとできない。 								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 電話 048-646-3262								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示第107号

さいたま市の発注する「ゾーン30設計業務（北部R4）（ゼロ債）」ほか1件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年1月24日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号。以下「登録規程」という。）の登録部門を定めている場合は、本公告日において、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。

ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

エ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

オ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

カ 管理技術者及び照査技術者（照査技術者にあつては、設計図書等に定めのある場合に限る。）を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。

キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一業務に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一業務に単体企業として参加していないこと。

- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、業務ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第5条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録規程に基づき登録されていることを証する書類の写し

ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し

エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」の業務カルテ（業務概要の記載されているもの）の写し

オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札

書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は業務ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

- (1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、業務ごとに別に定める。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (8) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱及びさいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。

契約整理番号	03-4356-104	
入札方法	一般競争入札（電子）	
参加形態	単体企業	
業務名	ゾーン30設計業務（北部R4）（ゼロ債）	
業務場所	さいたま市大宮区三橋2丁目地内外	
履行期間	契約確定の日から令和4年7月29日まで	
概要	設計業務 整備計画策定143ha 打合せ業務一式	
予定価格（税込）	10,076,000円	
最低制限価格	設定する	
参加申請受付期間	令和4年2月1日（火）午前9時から 令和4年2月3日（木）午後5時まで	
入札書提出期間	令和4年2月4日（金）午前9時から 令和4年2月7日（月）午後5時まで	
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年2月8日（火）午後2時10分	
参加資格	名簿登載業務	建設コンサルタント／道路 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。
	登録部門	本公告日において、建設コンサルタント登録規程に基づく「道路部門」の登録があること。
	業務実績等	－
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	－

設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年1月24日(月)から					
	質問受付期間	令和4年1月24日(月)午前9時から 令和4年1月31日(月)午後5時まで					
	質問回答期日	令和4年2月3日(木)					
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。 ・本業務は債務負担行為が当該案件のため、前払金等の請求は令和4年4月1日以降でないといけない。 					
業務担当課		さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3207					
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180					
契約整理番号		03-4365-123					
入札方法		一般競争入札(電子)					
参加形態		単体企業					
業務名		流末排水管改築詳細設計業務(市道12332号線外)					
業務場所		さいたま市見沼区大和田町2丁目地内					
履行期間		契約確定の日から令和4年3月25日まで					
概要		詳細設計業務 開削工法(内径1200mm未満、レベル1地震動)98m 推進工法(刃口・小口径、レベル1地震動)183m 設計協議(中間1回)一式 報告書作成一式 測量業務 水準測量(4級)1.0km					
予定価格(税込)		事後公表					
最低制限価格		設定する					
参加申請受付期間		令和4年2月1日(火)午前9時から 令和4年2月3日(木)午後5時まで					
入札書提出期間		令和4年2月4日(金)午前9時から 令和4年2月7日(月)午後5時まで					
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年2月8日(火)午後2時30分					
参加資格	名簿登載業務	建設コンサルタント/下水管渠 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業務で登載された者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。					
	登録部門	本公告日において、建設コンサルタント登録規程に基づく「下水道部門」の登録があること。					
	業務実績等	本公告日において、技術士法(昭和58年法律第25号)に基づく技術士のうち、「総合技術監理部門(上下水道/下水道)」又は「上下水道部門(下水道)」の登録を受けている者が1人以上いること。					
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	業務実績等に規定する、技術士の登録を証明する書類の写し及び雇用関係を証する書類の写し					
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年1月24日(月)から					
	質問受付期間	令和4年1月24日(月)午前9時から 令和4年1月31日(月)午後5時まで					
	質問回答期日	令和4年2月3日(木)					
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有

その他	設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。
業務担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180

さいたま市告示第108号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年1月24日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市中央区本町東四丁目518番2、518番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
（省略）
- 3 許可番号
令和3年10月11日
第 開 - S 2 0 2 1 0 3 7 号
- 4 検査済証番号
令和4年1月21日
第 完 - S 2 0 2 1 0 3 7 号

さいたま市告示第109号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第11条第1項の規定により、大宮駅西口第3-A・D地区市街地再開発組合の設立認可の申請があったので、同法第16条第1項の規定により、さいたま都市計画大宮駅西口第3-A・D地区第一種市街地再開発事業の事業計画を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該第一種市街地再開発事業に関係のある土地若しくはその土地に定着する物件について権利を有する者又は参加組合員は、縦覧に供された事業計画について意見があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、さいたま市長に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りではない。

令和4年1月24日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 設立予定の組合名称
大宮駅西口第3-A・D地区市街地再開発組合
- 2 施行地区
さいたま市大宮区桜木町2丁目の一部
- 3 縦覧の場所
さいたま市都市局都心整備部大宮駅西口まちづくり事務所
(さいたま市大宮区錦町682番地2 大宮情報文化センター(JACK大宮)6階)
- 4 縦覧の開始の日
令和4年1月25日(火)
- 5 縦覧の期間
令和4年1月25日(火)から令和4年2月7日(月)まで
(但し土曜日、日曜日を除く。)
- 6 縦覧の時間
午前8時30分から午後5時15分まで
- 7 意見書の提出先
さいたま市都市局まちづくり推進部市街地整備課
(さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 市役所本庁舎9階)
- 8 意見書の提出期限
令和4年2月21日(月)
- 9 連絡先
 - (1) 担当 都市局都心整備部大宮駅西口まちづくり事務所管理係
 - (2) 電話 048(778)8452

さいたま市告示第110号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を廃止したので、さいたま市建築基準法施行細則（平成13年規則第215号）第13条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年1月24日

さいたま市長 清水 勇 人

1 道路廃止の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市北区土呂町二丁目99番3の一部
- (2) 廃止の年月日 令和4年1月24日
- (3) 廃止の番号 第北廃21-006号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 30.20m

さいたま市告示第111号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市長が保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付する。

令和4年1月24日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達する書類

- ・ 令和3年度固定資産税・都市計画税納税通知書（共有者通知用）
- ・ 令和3年度（令和2年度課税）固定資産税・都市計画税納税通知書（共有者通知用）
- ・ 令和3年度（平成31年度課税）固定資産税・都市計画税納税通知書（共有者通知用）
- ・ 令和3年度（平成30年度課税）固定資産税・都市計画税納税通知書（共有者通知用）
- ・ 令和3年度（平成29年度課税）固定資産税・都市計画税納税通知書（共有者通知用）

2 送達を受ける者の氏名等

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所財政局南部市税事務所資産課税課家屋第2係
- (2) 電話 048（829）1573

さいたま市告示第112号

救急廃棄物収集運搬処理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月24日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 救急廃棄物収集運搬処理業務
- (2) 履行場所 さいたま市西区西大宮3丁目48番地 外
- (3) 業務概要 仕様書のとおり
- (4) 履行期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格名簿者（業務委託）以下「名簿」という。）に業務「産業廃棄物収集運搬」及び「産業廃棄物処分」の受注希望業務が登載され、特別管理産業廃棄物収集運搬・処分の許可証を有しているものであること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6丁目1番28号 さいたま市消防局警防部救急課
担当 清宮・奥村 電話 048(833)7981

- (2) 交付期間

告示の日から令和4年2月14日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時まで）

- (3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において

確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

令和4年2月14日（月）まで（休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月18日（金）午前9時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

入札の際は見積書を同封し提出すること。なお、落札決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月24日（木）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6丁目1番地28号　さいたま市消防局4階第1調整室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月24日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6丁目1番地28号 さいたま市消防局警防部救急課
電話 048(833)7981 FAX 048(833)7201

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(2) 契約条項等は、さいたま市警防部救急課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

さいたま市告示第113号

令和4年1月18日さいたま市告示第72号の内容の訂正について、下記のとおり告示する。

令和4年1月24日

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 件名

さいたま市本庁舎外電話設備保守業務

2 訂正箇所及び理由

入札告示「2 競争入札参加資格に関する事項(1)」の記載内容に誤りがあったため。

3 訂正する内容

(1) 訂正前

本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「保守点検」の受注希望業務「通信設備保守点検」で登載され、かつ、本市内に本店を有している者であること。

(2) 訂正後

本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「保守点検」の受注希望業務「通信設備保守点検」で登載され、かつ、本市内に本店又は支店を有している者であること。

4 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部庁舎管理課
電話 048(829)1173 FAX 048(825)0665

さいたま市告示第114号

令和4年度さいたま市指定情報公表センター業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和4年度さいたま市指定情報公表センター業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局長寿応援部介護保険課 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、次のすべてに該当する者であること。

ア 「令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）」（以下「名簿」という。）に業務「福祉サービス」の受注希望業務が「その他の福祉サービス」で掲載されている者であること。

イ 施行令第167条の4第1項の規定により制限を受けていない者、又、同条第2項の規定により現に資格停止の処分を受けていない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立がなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

エ 法人格を有すること。

オ 当該法人が、法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者でないこと。

カ 当該法人の役員のうち、法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者がいないこと。

キ 当該法人自らが介護サービスを提供していないこと。

ク 当該法人の役員、構成員又は職員の構成について、介護サービスを現に提供する事業者の役員、役員であった者及び職員並びに当該役員又は職員の配偶者及び3親等以内の親族が、当該法人の役員、法人の種類に応じた構成員又は職員の総数の2分の1を超えて含まれていないこと。

ケ 個人情報保護に関する規定が整備されていること。

コ 「介護サービス情報の公表」制度に係る調査及び事業者からの問い合わせ対応業務に複数年度従事した経験を有する職員がいること。

(2) 本入札の告示日から入札日までの間に、「さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）」による入札参加停止の措置又は「さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）」による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(3) 令和3年4月1日現在で、過去3年間にさいたま市又は国、他の地方公共団体から、本件業務又は本件業務と類似の業務を受託し、2回以上全て誠実に履行した実績のある者であること。

なお、類似の業務とは、案内サービス・コールセンター・ヘルプデスクなど住民と直接又は電話で対応し、公共サービスの提供等を行う業務をいう。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で2の要件を満たす者に対し、入札説明書を無償で交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局長寿応援部介護保険課
担当 事業者係 電話番号 048(829)1265

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月8日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下、「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

4 入札参加資格の有無

入札に参加を希望する者は、次の書類を提出して入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和4年2月8日（火）まで（休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月14日（月）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を添付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月25日（金）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 旧会見室

(3) 入札保証金

入札金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月25日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定しない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加し、開札に立ち会った者とする。ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができない。再度入札は1回とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課
電話 048（829）1259 FAX 048（829）1981

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局長寿応援部介護保険課
電話 048（829）1265 FAX 048（829）1981

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市市長公室広聴課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第115号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年1月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字土屋字上新田1744番12、1744番13、1744番14、
1744番15、1744番16、1744番17、1744番18、1744番19、
1744番20、1744番21、1744番22、1744番23、1744番24、
1744番25

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市東伏見三丁目6番19号
タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕

3 許可番号

令和3年8月11日
第開-N2021068号

4 検査済証番号

令和4年 1月24日
第完-N2021068号

さいたま市告示第116号

行旅病人行旅死亡人取扱法第9条により次のとおり告示する。

令和4年1月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 行旅死亡人

- (1) 住所 不詳
- (2) 氏名 不詳
- (3) 性別 男
- (4) 生年月日 不詳
- (5) 本籍 不詳
- (6) 年齢 60歳代
- (7) 身長 165cm
- (8) 特徴 小肥

2 着衣・所持品

黒色長袖シャツ、黒色Tシャツ、紺色スウェット、黒色トランクス、現金428円、財布、携帯電話、鍵、通帳、保険証、キャッシュカード

3 経緯

上記の者は、集合住宅の一室で発見され、身元確認を実施するも特定に至らなかった。

4 死亡日時・場所

令和3年4月20日（推定）

さいたま市北区日進町3丁目274番地1

5 発見日時・場所

令和3年4月21日 午後9時57分頃

さいたま市北区日進町3丁目274番地1

6 遺体の処理

火葬に付し、さいたま市営霊園思い出の里内「やすらぎの墓」に安置。

7 連絡先

担 当 さいたま市北区役所健康福祉部福祉課

電 話 048-669-6054

FAX 048-669-6167

さいたま市告示第117号

令和4年さいたま市議会2月定例会を次のとおり招集する。

令和4年1月25日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 招集する期日 令和4年2月1日
- 2 招集する場所 さいたま市議会議事堂

さいたま市告示第118号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年1月25日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市岩槻区大字箕輪字東116番1、116番7
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
（省略）
- 3 許可番号
令和3年8月5日
第開-N2021067号
- 4 検査済証番号
令和4年1月25日
第完-N2021067号

さいたま市告示第 119 号

さいたま市小学校用務業務（桜区・浦和区）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 4 年 1 月 26 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市小学校用務業務（桜区・浦和区）

(2) 履行場所

さいたま市桜区五関 21 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

2 一般競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和 3・4 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」、受注希望業種「建物総合管理」及び等級区分「A 級」で登載され、かつ、本市内に本社を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 13 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 過去 5 年間に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と、当該業務と種類及び規模を同じくする契約を 2 回以上締結し、かつ、誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書とともに仕様書等を交付する。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課人事係
電話 048(829)1624

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月4日(金)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。))を除く午前9時00分から午後4時00分まで)

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和4年2月4日(金)まで(休日を除く午前9時00分から午後4時00分まで)。なお、郵送の場合は、同日必着とし、郵送後に電話連絡をすること。

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は書留郵便(簡易書留を含む。)による郵送により提出すること。

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月9日(水)午前9時00分から午後4時00分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月18日（金）午前9時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所 第二別館1階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月18日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札を行った者は、再度入札に参加することはできない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は、これを無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課秘書・総務係 電話 048(829)1623

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課人事係 電話 048(829)1624

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

本契約は、令和4年度歳入歳出予算が令和4年3月31日までにさいたま市市議会で可決された場合において令和4年4月1日に確定させる。

9 その他

- (1) 提出された確認申請書類は、返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議申し立てすることはできない。
- (3) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課及びホームページにおいて閲覧できる。
<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (5) 詳細は、入札説明書等による。

さいたま市告示第120号

さいたま市小学校用務業務（南区・緑区）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市小学校用務業務（南区・緑区）

(2) 履行場所

さいたま市南区太田窪5-10-6 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 一般競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」、受注希望業種「建物総合管理」及び等級区分「A級」で掲載され、かつ、本市内に本社を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 過去5年間に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と、当該業務と種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結し、かつ、誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書とともに仕様書等を交付する。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課人事係
電話 048(829)1624

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月4日(金)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。))を除く午前9時00分から午後4時00分まで)

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和4年2月4日(金)まで(休日を除く午前9時00分から午後4時00分まで)。なお、郵送の場合は、同日必着とし、郵送後に電話連絡をすること。

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は書留郵便(簡易書留を含む。)による郵送により提出すること。

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月9日(水)午前9時00分から午後4時00分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月18日（金）午前9時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所 第二別館1階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月18日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札を行った者は、再度入札に参加することはできない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は、これを無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課秘書・総務係 電話 048(829)1623

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課人事係 電話 048(829)1624

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

本契約は、令和4年度歳入歳出予算が令和4年3月31日までにさいたま市市議会で可決された場合において令和4年4月1日に確定させる。

9 その他

- (1) 提出された確認申請書類は、返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議申し立てすることはできない。
- (3) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課及びホームページにおいて閲覧できる。
<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (5) 詳細は、入札説明書等による。

さいたま市告示第121号

さいたま市小学校用務業務（西区・北区・大宮区・見沼区・中央区・岩槻区）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市小学校用務業務（西区・北区・大宮区・見沼区・中央区・岩槻区）

(2) 履行場所

さいたま市北区日進町2-911 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 一般競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」、受注希望業種「建物総合管理」及び等級区分「A級」で掲載され、かつ、本市内に本社を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 過去5年間に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と、当該業務と種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結し、かつ、誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書とともに仕様書等を交付する。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課人事係
電話 048(829)1624

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月4日(金)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。))を除く午前9時00分から午後4時00分まで)

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和4年2月4日(金)まで(休日を除く午前9時00分から午後4時00分まで)。なお、郵送の場合は、同日必着とし、郵送後に電話連絡をすること。

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は書留郵便(簡易書留を含む。)による郵送により提出すること。

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月9日(水)午前9時00分から午後4時00分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月18日（金）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所 第二別館1階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月18日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札を行った者は、再度入札に参加することはできない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は、これを無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課秘書・総務係 電話 048(829)1623

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課人事係 電話 048(829)1624

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

本契約は、令和4年度歳入歳出予算が令和4年3月31日までにさいたま市市議会で可決された場合において令和4年4月1日に確定させる。

9 その他

- (1) 提出された確認申請書類は、返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議申し立てすることはできない。
- (3) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課及びホームページにおいて閲覧できる。
<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (5) 詳細は、入札説明書等による。

さいたま市告示第122号

さいたま市中学校用務業務（桜区・浦和区・南区・緑区）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市中学校用務業務（桜区・浦和区・南区・緑区）

(2) 履行場所

さいたま市桜区町谷1-19-1 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 一般競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」、受注希望業種「建物総合管理」及び等級区分「A級」で掲載され、かつ、本市内に本社を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 過去5年間に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と、当該業務と種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結し、かつ、誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書とともに仕様書等を交付する。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課人事係
電話 048(829)1624

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月4日(金)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。))を除く午前9時00分から午後4時00分まで)

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和4年2月4日(金)まで(休日を除く午前9時00分から午後4時00分まで)。なお、郵送の場合は、同日必着とし、郵送後に電話連絡をすること。

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は書留郵便(簡易書留を含む。)による郵送により提出すること。

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月9日(水)午前9時00分から午後4時00分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月18日（金）午前10時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所 第二別館1階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月18日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札を行った者は、再度入札に参加することはできない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は、これを無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課秘書・総務係 電話 048(829)1623

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課人事係 電話 048(829)1624

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

本契約は、令和4年度歳入歳出予算が令和4年3月31日までにさいたま市市議会で可決された場合において令和4年4月1日に確定させる。

9 その他

- (1) 提出された確認申請書類は、返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議申し立てすることはできない。
- (3) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課及びホームページにおいて閲覧できる。
<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (5) 詳細は、入札説明書等による。

さいたま市告示第123号

さいたま市中学校用務業務（西区・北区・大宮区・見沼区・中央区・岩槻区）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市中学校用務業務（西区・北区・大宮区・見沼区・中央区・岩槻区）

(2) 履行場所

さいたま市北区榑引町2-503-1 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 一般競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」、受注希望業種「建物総合管理」及び等級区分「A級」で掲載され、かつ、本市内に本社を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 過去5年間に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と、当該業務と種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結し、かつ、誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書とともに仕様書等を交付する。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課人事係
電話 048(829)1624

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月4日(金)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。))を除く午前9時00分から午後4時00分まで)

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和4年2月4日(金)まで(休日を除く午前9時00分から午後4時00分まで)。なお、郵送の場合は、同日必着とし、郵送後に電話連絡をすること。

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は書留郵便(簡易書留を含む。)による郵送により提出すること。

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月9日(水)午前9時00分から午後4時00分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月18日（金）午前11時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所 第二別館1階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月18日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札を行った者は、再度入札に参加することはできない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は、これを無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課秘書・総務係 電話 048(829)1623

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課人事係 電話 048(829)1624

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

本契約は、令和4年度歳入歳出予算が令和4年3月31日までにさいたま市市議会で可決された場合において令和4年4月1日に確定させる。

9 その他

- (1) 提出された確認申請書類は、返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議申し立てすることはできない。
- (3) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課及びホームページにおいて閲覧できる。
<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (5) 詳細は、入札説明書等による。

さいたま市告示第124号

さいたま市特別支援学校用務業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市特別支援学校用務業務

(2) 履行場所

さいたま市緑区三室636-80

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 一般競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」、受注希望業種「建物総合管理」及び等級区分「A級」で掲載され、かつ、本市内に本社を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 過去5年間に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と、当該業務と種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結し、かつ、誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書とともに仕様書等を交付する。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課人事係

電話 048(829)1624

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月4日(金)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。))を除く午前9時00分から午後4時00分まで)

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和4年2月4日(金)まで(休日を除く午前9時00分から午後4時00分まで)。なお、郵送の場合は、同日必着とし、郵送後に電話連絡をすること。

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は書留郵便(簡易書留を含む。)による郵送により提出すること。

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月9日(水)午前9時00分から午後4時00分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月18日（金）午前11時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所 第二別館1階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月18日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札を行った者は、再度入札に参加することはできない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は、これを無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課秘書・総務係 電話 048(829)1623

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課人事係 電話 048(829)1624

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

本契約は、令和4年度歳入歳出予算が令和4年3月31日までにさいたま市市議会で可決された場合において令和4年4月1日に確定させる。

9 その他

(1) 提出された確認申請書類は、返却しない。

- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議申し立てすることはできない。
- (3) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (5) 詳細は、入札説明書等による。

さいたま市告示第125号

さいたま市『ふるさと応援』寄附事務代行業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき告示する。

令和4年1月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市『ふるさと応援』寄附事務代行業務

(2) 履行場所

受託者作業場所 外

(3) 業務概要

さいたま市『ふるさと応援』寄附に関する事務の代行（詳細は業務委託仕様書による。）

(4) 履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 過去2年の間に地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロードする。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p086192.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月8日（火）まで

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申込み及び一般競争入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、開札日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の交付

- ア 交付方法
3(1)に同じ
- イ 交付期間
3(2)に同じ

(3) 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

- ア 提出先
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部財政課
担当 財源係 電話 048(829)1155

イ 受付期間

告示の日から令和4年2月8日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

ウ 提出部数

1部

エ 提出方法

郵送又は持参

※ 郵送による場合、提出は受付期間中に必着とする。

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、郵送にて競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。郵送にて交付するため、4の書類提出時において、84円切手を貼付した返信用封筒をあわせて提出すること。

6 入札手続等

(1) 入札方法

ア 郵送（一般書留（簡易書留を含む。）又はレターパックプラス）による提出とする。

イ 総額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 提出書類

入札説明書に定める書類

(3) 提出書類の到達期限及び提出先

ア 到達期限

令和4年2月15日（火）必着

イ 提出先

4(3)アに同じ

(4) 入札に関する注意事項

ア 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。入札参加者が入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を提出しなければならない。ただし、入札書等の到達後の入札辞退は認めないものとする。

イ その他

(ア) 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(イ) 入札書等を持参により提出することはできない。

(ウ) 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

(5) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月16日（水）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所 3階 西側会議室

(7) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(8) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、執行立会人がくじを引き、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、再度期日を定め再度入札を行う。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができない。再度入札は、1回とする。

(9) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は、無効とする。

(10) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部財政課

電話 048(829)1155 FAX 048(829)1974

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第126号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年1月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市桜区大字神田字横手497番1、497番3、497番4、497番5、497番6、497番7、497番8、497番9、497番10

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

栃木県宇都宮市大通り四丁目3番18号

グランディハウス株式会社 代表取締役 林 裕朗

3 許可番号

令和3年10月29日

第 変 - S 2 0 2 1 0 2 8 号

4 検査済証番号

令和4年1月25日

第 完 - S 2 0 2 1 0 2 8 号

さいたま市告示第127号

さいたま市立中央図書館外3館窓口等業務外3件について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

- ア さいたま市立中央図書館外3館窓口等業務
- イ さいたま市立武蔵浦和図書館外6館窓口等業務
- ウ さいたま市立大宮西部図書館外5館窓口等業務
- エ さいたま市立春野図書館外6館窓口等業務

(2) 履行場所

- ア 1(1)アの業務 さいたま市浦和区東高砂町11-1外
- イ 1(1)イの業務 さいたま市南区別所7-20-1外
- ウ 1(1)ウの業務 さいたま市北区榎引町2-499-1外
- エ 1(1)エの業務 さいたま市見沼区春野2-12-1外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」の受注希望業務「その他」で掲載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 平成29年4月1日以降に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と同種の契約実績を1件以上有している者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区東高砂町 1 1 - 1 さいたま市教育委員会事務局中央図書館管理課
担当 猪俣 電話 0 4 8 (8 7 1) 2 1 7 2

(2) 交付期間

告示の日から令和 4 年 2 月 9 日 (水) まで (さいたま市の休日を定める条例 (平成 1 3 年さい
たま市条例第 2 号) 第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査 (以下「確認審査」と
いう。) の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において
確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3 (2) に同じ

(3) 受付場所

3 (1) に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3 (1) に同じ

(2) 交付日時

令和 4 年 2 月 1 5 日 (火) 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

(3) その他

郵送希望者については、4 の書類提出時において返信用封筒に 8 4 円切手を貼付し、申し出た
場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の
1 0 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切
り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る
課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当す
る金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

- (ア) 1(1)アの業務 令和4年2月21日(月)午前9時45分
- (イ) 1(1)イの業務 令和4年2月21日(月)午前10時00分
- (ウ) 1(1)ウの業務 令和4年2月21日(月)午前10時15分
- (エ) 1(1)エの業務 令和4年2月21日(月)午前10時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階小ホール

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月21日(月)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課
電話 048(829)1705 FAX 048(829)1989

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区東高砂町11-1 さいたま市教育委員会事務局中央図書館管理課
電話 048(871)2172 FAX 048(884)5500

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局中央図書館管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第128号

さいたま市統計調査条例（平成13年さいたま市条例第16号）第2条の適用を受ける統計調査を次のとおり行うこととしたので、第3条の規定により告示する。

令和4年1月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 調査の名称

総合振興計画の進行管理に係るアンケート調査

2 目的

さいたま市総合振興計画の着実な推進を図るため、各施策の達成度を測るものとして設定した「成果指標」の現状値等を把握するため。

3 事項

日常生活において取り組んでいる活動・行動（自然環境の保全、スポーツ、文化芸術など）や生活実感などについて調査する。

4 範囲

さいたま市全域の満18歳から79歳までの住民

5 期間

令和4年2月15日から3月4日まで

6 方法

調査票を直接対象者に郵送・配布し、自計申告されたものを回収する郵送自計方式とする。

7 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所都市戦略本部都市経営戦略部

(2) 電話 048（829）1035

さいたま市告示第129号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和4年2月1日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和4年1月26日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
1月 22日	猫	桜区田島	雑種	メス	白黒	5～8歳	無	
1月 25日	犬	浦和区木崎	チワワ	オス	茶白	5～8歳	無	

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

さいたま市告示第130号

さいたま市次期財務会計システム仕様策定支援業務について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施します。つきましては、次のとおり当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和4年1月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

さいたま市次期財務会計システム仕様策定支援業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部外

(3) 業務概要

次期財務会計システムの仕様策定に係る支援

(4) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(5) 予算の上限額

別途貸与する「次期財務会計システム仕様策定支援業務要求水準書」に記載のとおり

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に、業務「計画策定」又は「電算」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本告示日から企画提案書提出期限までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

(4) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合にあつては、その組合員が、本招請に参加していない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(7) 平成24年度以降に、国（独立行政法人を含む。）、都道府県又は人口20万人以上の市若し

くは特別区において、財務会計システムに係る調達支援、工程管理支援等の業務契約実績及び責任者としての経験の実績を有し、その者を本業務の業務責任者に配置できる者であること。

3 企画提案に係る実施要領等の貸与

(1) 貸与場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部

担当 情報システム担当 電話 048(829)1104

(2) 交付期間

本告示日から令和4年3月1日(火)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 貸与方法

CD-ROM

4 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続きを行うこと。

(1) 提出書類

参加意思表明書 1部

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、電子メールにより次のとおり質問することができる。なお、質問を電子メールで送信後、電話による到達確認を行うこと。詳細は、実施要領による。

(1) 受付期間

本告示日から令和4年3月1日(火)午後4時まで

(2) 受付方法

ア 電子メールアドレス

[jyoho-system-s@city.saitama.lg.jp](mailto: jyoho-system-s@city.saitama.lg.jp)

イ 到達確認先

3(1)に同じ

(3) 質問に対する回答予定日

令和4年3月3日(木)までに行う。

(4) 回答方法

ア 参加資格及び実施要領に関する質問の回答は、質問者に対し随時電子メールにより回答を行うものとし、原則として他の質問者に公表しない。

イ 要求水準書に関する質問及び回答については、令和4年3月3日(木)午後5時までに、全

参加申込者に対し参加意思表明書に記載された電子メールアドレス宛てに電子メールにより送信するとともに、市ホームページに掲載する。質問の回答によって、自己の提案内容等が他者に類推されたとしても、市は一切の責任を負わない。（市の判断により、質問者が特定される可能性や、提案内容が明らかになる可能性がある部分についてはその部分を除いて公表することがある。）なお、質問者の名称は非公開とする。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（原本1部、写し8部）

イ 見積書

(2) 提出期間

令和4年3月3日（木）から令和4年3月11日（金）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 提出場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ 虚偽の記載をした企画提案書

ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

エ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した企画提案書

オ 提案会に参加しなかった者が提出した企画提案書

7 業者決定の方法

業者の決定にあたっては、さいたま市次期財務会計システム仕様策定支援業務事業者選定委員会において書類審査を行い決定する。なお、審査方法等詳細については、実施要領を参照すること。

8 本招請に関する事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部

電話 048(829)1104 FAX 048(829)1969

9 その他

(1) 企画提案書提出期限の翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。

(2) 本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とすること。

(3) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書等は、返却しない。

(5) 企画提案の審査結果は、企画提案の具体的内容を除き、公表する。

(6) 詳細は、実施要領による。

さいたま市告示 131号

館岩少年自然の家浄化槽維持管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

館岩少年自然の家浄化槽維持管理業務

(2) 履行場所

福島県南会津郡南会津町宮里字向山2847-1

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「保守点検」の受注希望業務「浄化槽保守点検」に登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 本入札の告示日において、福島県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年福島県条例第36号）第2条第1項の福島県浄化槽保守点検業者の登録を受けている者で、次のいずれかの条件に該当する者であること。

ア 南会津町が営業区域市町村に登録された者

イ 南会津町が営業区域市町村に登録されていない者において、同条例に基づく浄化槽保守点検業者登録事項変更届出書により営業区域市町村の追加手続きを行った者

(5) 本業務に対応する浄化槽法（昭和58年法律第43号）第10条第2項の規定による技術管理者を配置できる者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付方法

入札説明書等の交付を希望する者は、入札説明書等交付申請書を提出すること。申請受付後、受付場所において又は郵送により入札説明書等を交付する。

ア 申請方法

次のホームページから入札説明書等交付申請書をダウンロードし、必要事項を記載の上、3(1)ウまで提出すること。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p057582.html>

イ 受付期間

告示の日から令和4年2月8日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

ウ 受付場所

福島県南会津郡南会津町宮里字向山2847-1 さいたま市教育委員会事務局学校教育部
館岩少年自然の家

担当 大山 電話 0241(78)2311 FAX 0241(78)2313

エ 提出方法

持参又はFAX

(2) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(1)イに同じ

(3) 送付先

〒967-0347 福島県南会津郡南会津町宮里字向山2847-1 さいたま市教育委員会事務局学校教育部館岩少年自然の家

(4) 提出方法

郵送（書留郵便（簡易書留郵便を含む。）とし、受付期間内必着とする。）

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和4年2月10日（木）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月18日（金）午前11時45分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階小ホール

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月18日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育課

電話 048(829)1646 FAX 048(829)1990

(9) 業務を担当する課

福島県南会津郡南会津町宮里字向山2847-1 さいたま市教育委員会事務局学校教育課
岩少年自然の家

電話 0241(78)2311 FAX 0241(78)2313

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定

に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

本契約は、令和4年度歳入歳出予算が令和4年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和4年4月1日に確定させる。

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部館岩少年自然の家及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第132号

令和4年度さいたま市FM NACK5ラジオCM制作・放送（代理）業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和4年度さいたま市FM NACK5ラジオCM制作・放送（代理）業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「製作等」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 令和2年4月1日以降、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする業務の契約実績を2件以上有し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室シティセールス推進課
担当 谷 電話 048(829)1034

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月14日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

- (3) 交付費用
無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年2月14日（月）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室シティセールス推進課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月17日（木）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月28日（月）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所地下1階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月28日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書課

電話 048(829)1014 FAX 048(829)1018

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室シティセールス推進課

電話 048(829)1034 FAX 048(829)1018

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市市長公室シティセールス推進課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第133号

令和4年度さいたま市「市報さいたま」宅配業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
令和4年度さいたま市「市報さいたま」宅配業務
- (2) 履行場所
さいたま市全域
- (3) 業務概要
仕様書のとおり
- (4) 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「運送・運行」の受注希望業務「市報等配送・配布」で登載され、本市内に本社、支社又は営業所等を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 平成19年4月1日以降に、毎月1回以上発行する印刷物を連続して6か月以上、特定の行政区域全域に、配布員による全戸配布（1回当たり、30万世帯以上）の実績（元請に限る。）を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所
 - ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室広報課
担当 伊藤、中田 電話 048(829)1039
 - イ さいたま市ホームページからダウンロード

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月10日（木）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年2月10日（木）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室広報課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和4年2月15日（火）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 仕様書の貸出

仕様書の貸出を希望する者は、業務委託仕様書貸出申請書を3(1)イのホームページからダウンロードし、必要事項を記載の上、貸出場所に提出すること。

(1) 貸出場所

3(1)アに同じ

(2) 受付期間

3(2)に同じ

7 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、1部当たりの額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月24日（木）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第7会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額（単価）に年間予定配布部数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 入札に関する注意事項

ア 入札参加資格の確認

- ㊦ 入札参加資格がある旨の競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。
- ㊧ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

ウ 入札回数等

- ㊦ 再度入札は、1回までとする。
- ㊧ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

エ 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

オ 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

カ その他

- (7) 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
- (4) 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月24日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

8(2)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書課

電話 048(829)1014 FAX 048(829)1018

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室広報課

電話 048(829)1039 FAX 048(829)1018

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）に年間予定配布部数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

10 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市市長公室広報課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第134号

令和4年度さいたま市「市報さいたま」拠点施設等配達業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和4年度さいたま市「市報さいたま」拠点施設等配達業務

(2) 履行場所

さいたま市全域

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「運送・運行」の受注希望業務「市報等配送・配布」で登載され、本市内に本社、支社又は営業所等を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 本入札の告示日を起算日として過去5年の間、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする業務の契約実績を1件以上有し、かつ、これら全てを誠実に履行している者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室広報課

担当 伊藤、中田 電話 048(829)1039

イ さいたま市ホームページからダウンロード

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月10日（木）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年2月10日（木）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室広報課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和4年2月15日（火）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月24日（木）午前10時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第7会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 入札に関する注意事項

ア 入札参加資格の確認

- ㊦ 入札参加資格がある旨の競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。
- ㊧ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

ウ 入札回数等

- ㊦ 再度入札は、1回までとする。
- ㊧ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

エ 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

オ 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

カ その他

- ㊦ 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
- ㊧ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月24日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書課

電話 048(829)1014 FAX 048(829)1018

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室広報課

電話 048(829)1039 FAX 048(829)1018

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市市長公室広報課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第135号

令和4年度さいたま市長記者会見インターネット配信業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和4年度さいたま市長記者会見インターネット配信業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「製作等」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成28年4月1日以降、本業務と同種の業務実績を有し、契約書の写し又は業務完了検査証の写しを提示できる者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室広報課
担当 臼井、松本 電話 048（829）1017

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p085743.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月10日（木）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和4年2月15日（火）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、1回当たりの金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月24日(木) 午前10時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第7会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額(単価)に予定実施回数に乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月24日(木) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書課

電話 048(829)1014 FAX 048(829)1018

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室広報課

電話 048(829)1017 FAX 048(829)1018

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額(単価)に予定実施回数に乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市市長公室広報課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第136号

さいたま市立病院カルテ保管業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院カルテ保管業務

(2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「文書管理」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 過去5年間に、国又は地方公共団体における文書管理業務の年間契約を、元請として2件以上締結し、各契約について1月当たりの最大預け入れ文書保管箱数が1,000箱以上の月を有しており、確実に履行した実績を有している者であること。

(5) JIS規格（JISQ15001）に定められた個人情報保護取扱事業者の認定書（プライバシーマーク登録書）を有している者であること。

(6) ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム／重要書類・記録メディアの保管・集配に関する項目）、ISO9001（品質／重要書類・記録メディアの保管・集配に関する項目）及びISO22301（事業継続／重要書類・記録メディアの保管・集配に関する項目）の各認証を有している者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部情報管理室
担当 病歴担当 電話 048(767)7157

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月10日(木)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月18日(金)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月1日（火）午前10時00分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院別館2階会議室1

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月1日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部情報管理室
電話 048(767)7157 FAX 048(873)5451

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この業務委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部情報管理室及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第137号

さいたま市青少年宇宙科学館設備管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市青少年宇宙科学館設備管理業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区駒場2-3-45外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」の等級区分がA級で登載され、かつ、さいたま市内に本店を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 過去5年間に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と延床面積6,000㎡以上の施設における同業務の契約を1回以上締結し、かつ、履行した実績を有する者であること。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条に規定する第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者を1名以上配置できる者であること。

(6) 本業務を実施する営業所等において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第8号の建築物環境衛生総合管理業の登録を受けている者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区駒場 2-3-45 さいたま市教育委員会事務局生涯学習部青少年宇宙科学館担当 管理係 電話 048(881)1515

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p069244.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月10日(木)まで(3(1)アにおいては、さいたま市青少年宇宙科学館条例(平成13年さいたま市条例125号)第4条第1項に規定する休館日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和4年2月15日(火)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当す

る金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月21日(月) 午前11時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階 小ホール

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月21日(月) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課

電話 048(829)1705 FAX 048(829)1989

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区駒場2-3-45 さいたま市教育委員会事務局生涯学習部青少年宇宙科学館

電話 048(881)1515 FAX 048(882)9702

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立

てることはできない。

(3) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局生涯学習部青少年宇宙科学館及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第138号

さいたま市宇宙劇場券売機システム賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市宇宙劇場券売機システム賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市大宮区錦町682-2 大宮情報文化センター3階

さいたま市宇宙劇場

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和4年10月1日から令和9年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 賃貸借された納入機器等を設置及び設定し、常時正常な状態又は十分に機能が働く状態に維持し、万一問題が生じた場合には即時に対応ができる者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区駒場2-3-45

さいたま市教育委員会事務局生涯学習部青少年宇宙科学館

担当 管理係 電話 048(881)1515

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月10日（木）まで（さいたま市青少年宇宙科学館条例（平成13年さいたま市条例第125号）第4条第1項に規定する休館日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月15日（火）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料（設定費用等、当該業務に係る経費の全てを含む。）1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月25日（金）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区駒場 2-3-45 さいたま市青少年宇宙科学館 3階多目的教室 1

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月25日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区駒場 2-3-45

さいたま市教育委員会事務局生涯学習部青少年宇宙科学館

電話 048（881）1515 FAX 048（882）9702

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局生涯学習部青少年宇宙科学館及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第139号

さいたま市C I O支援業務について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施します。つきましては、次のとおり当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和4年1月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

さいたま市C I O支援業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部外

(3) 業務概要

情報システム最適化事業の推進（最適化に係るガイドラインの整備、情報システムに係る見積精査等）に係る支援

(4) 履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「計画策定」又は「電算」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本告示日から企画提案書提出期限までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

(4) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合にあつては、その組合員が、本招請に参加していない者であること。

(5) 平成29年度以降に、国（独立行政法人を含む。）、都道府県又は人口20万人以上の市若しくは特別区において、次のいずれかの実績を有し、その者を本業務の業務責任者に配置できる者であること。

ア C I O（Chief Information Officer）又はC I O補佐の経験

イ 情報システムに係る調達支援、工程管理支援等の業務契約実績及び責任者としての経験

3 企画提案実施要領等の貸与

企画提案書の提出を希望する者に対し、企画提案実施要領（以下「実施要領」という。）等を貸与するものとする。

(1) 貸与場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部
担当 デジタル改革担当　電話　048（829）1047

(2) 貸与受付期間

本告示日から令和4年3月1日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 貸与費用

無償

(4) 貸与方法

CD-R

(5) 実施要領等の返却

貸与した実施要領等は、企画提案書提案会時に返却すること。また、見積辞退及び参加意思表明書を提出しないことが決まった場合は、速やかに返却すること。

(6) 実施要領等の取り扱い

貸与した実施要領等は、企画提案及び見積りに係る検討以外の目的で使用してはならない。また、様式以外の資料は複製をしてはならない。

4 参加意思表明書の提出

企画提案書の提出を希望する者で、2の要件を満たしている者は、参加意思の表明を行い参加資格確認審査（以下「確認審査」という。）を受けなければならない。名簿に登載されている者であっても、企画提案書提出日において確認審査を受けていない者は、企画提案書提案会に参加できない。

なお、提出書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(1) 提出書類

ア 参加意思表明書

イ 2(5)の実績を証する書類　1部

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年3月4日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において、返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 企画提案書提案会参加資格の喪失

企画提案書提案会の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本企画提案書提案会に参加できない。

- (1) 企画提案書提案会の実施日において2に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。

7 企画提案書の提出

参加資格確認結果通知書により参加資格有と認められた者のみ、次の書類を提出することができる。

(1) 提出書類

企画提案書（9部）

(2) 受付期間

令和4年3月7日（月）から令和4年3月11日（金）まで（午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

8 企画提案書提案会

企画提案書の提出者は、令和4年3月17日（木）又は3月18日（金）に実施を予定している企画提案書提案会において、提案内容の説明をすること。なお、詳細な時間及び場所については、参加者数の確定後に通知する。

9 企画提案書の特定に関する事項

(1) 評価方法

企画提案書の内容及び企画提案書提案会の内容（質疑応答を含む。）について、選定委員会において、選定委員が評価を行う。

(2) 優先交渉権者の選定

選定委員会の後、優先交渉権者を選定する。

10 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

11 特記事項

- (1) 本業務に係る予算が本市議会で可決されない場合又はその他の理由により本業務が実施できない

なくなった場合にあっては、どの提案者とも契約を締結しないことがある。

- (2) 本業務の契約時点での業務責任者を、本業務とは別に、さいたま市C I O補佐監設置要綱（平成18年さいたま市制定）により、本市の特別職非常勤職員「C I O補佐監」として委嘱することがある。（月5日程度の勤務）

1 2 本招請に関する事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部

電話 048（829）1047 FAX 048（829）1985

1 3 その他

- (1) 企画提案書提出期限の翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。
- (2) 本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) この企画提案書の招請手続きに係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (4) 受託者は、本市の情報システムに関する事業における調達の公平性及び透明性を確保する必要があることから、本業務の契約履行期間及び契約完了後2年間において、本市のシステム設計・開発、システム運用及びシステム監査等の委託業務の入札に参加することはできないものとする。
- (5) 契約条項等は、さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (6) 詳細は、実施要領等による。

さいたま市告示第140号

さいたま市情報セキュリティ運用支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市情報セキュリティ運用支援業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部外

(3) 業務概要

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「電算」の受注希望業務「その他の電算」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定及び情報セキュリティマネジメントシステム認証基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けている者であること。

(5) 平成31年度以降に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体を相手方とした情報セキュリティ監査又は情報セキュリティに関するコンサルティングの契約実績を2件以上有する者であること。

(6) 本業務における業務責任者として、次のアに掲げるいずれかの業務について3年以上の実績（実務経験）を有し、かつ、イに掲げるいずれかの資格を有する者を、本業務における業務責任者以外の従事者として、イに掲げるいずれかの資格を有する者を1名以上、それぞれ配置できる者

であること。

ア 必要な業務実績

- (ア) 情報セキュリティ監査
- (イ) 情報セキュリティに関するコンサルティング
- (ロ) 情報セキュリティポリシーの作成又は改定に関するコンサルティング

イ 必要な資格

- (ア) 情報処理安全確保支援士
- (イ) 情報セキュリティマネジメント試験
- (ロ) システム監査技術者
- (ハ) 公認情報セキュリティ主任監査人
- (ニ) 公認情報セキュリティ監査人
- (ホ) 公認情報システム監査人（C I S A）
- (ヘ) 公認システム監査人（C S A）
- (ロ) 公認情報システムセキュリティプロフェッショナル（C I S S P）
- (ケ) I S M S 主任審査員
- (コ) I S M S 審査員

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部
担当 デジタル改革担当 電話 048(829)1047

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p058115.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月14日（月）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで。ただし、交付最終日は午前9時から正午までとする。）

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和4年2月14日（月）まで（持参の場合は、休日を除く午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）

(3) 受付場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部デジタル改革担当

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。）

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和4年2月18日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、入札に参加できないものとする。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月10日（木）午前11時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所地下1階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月10日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部
電話 048(829)1064 FAX 048(829)1997

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部
電話 048(829)1047 FAX 048(829)1985

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 特記事項

本契約は、令和4年度歳入歳出予算が令和4年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和4年4月1日に確定させる。

10 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第141号

令和4年度さいたま市臨時グラウンド清掃及び除草業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和4年度さいたま市臨時グラウンド清掃及び除草業務

(2) 履行場所

田島臨時グラウンド外7か所

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（土木施設維持管理）（以下「名簿」という。）に業務分類「苑地維持管理」で掲載され、かつ、本市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項に規定するさいたま市長からの許可を有している者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p085955.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月14日（月）まで

- (3) 交付費用
無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和4年2月14日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課
担当 スポーツ施設係 電話 048（829）1729

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月24日（木）午前9時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月14日（月）午後4時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館3階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月14日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課
電話 048（829）1058 FAX 048（829）1996

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第142号

さいたま市子どもケアホームプログラム運営業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市子どもケアホームプログラム運営業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区上木崎4-4-10外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」の受注希望業務「人材派遣」又は「その他」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 過去2年の間に、地方公共団体において、生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱（平成27年厚生労働省社会・援護局長通知社援発0727第2号別紙）に基づく生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業の実績を有し、かつ、誠実に履行している者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たしている者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区上木崎4-4-10 さいたま市子ども未来局子ども家庭総合センター子ども家庭支援課

担当 子どもケアホーム係 電話 048(711)3896

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月14日(月)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月18日(金)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所(省略)ア 日時

令和4年2月25日(金)午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区上木崎4-4-10 さいたま市子ども家庭総合センター3階プレイルー

ム5

(3) 入札保証金

見積もった金額（支払限度額）の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月25日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札を行った者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区上木崎4-4-10

さいたま市子ども未来局子ども家庭総合センター総務課

電話 048(711)1798 FAX 048(711)8904

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区上木崎4-4-10 さいたま市子ども未来局子ども家庭総合センター子ども家庭支援課

電話 048(711)3896 FAX 048(711)3994

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（支払限度額）の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 契約条項等は、さいたま市子ども未来局子ども家庭総合センター子ども家庭支援課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第143号

さいたま市24時間子どもSOS窓口業務（平日夜間及び休日）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市24時間子どもSOS窓口業務（平日夜間及び休日）

(2) 履行場所

委託者と受託者が協議のうえ決定する。

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」の受注希望業務「受付案内」又は業務「その他」の受注希望業務「その他」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間、国又は地方公共団体と、子どもの教育に関する電話相談にかかる業務及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

(7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定及び情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IE

C27001)の認定を受けている者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区上木崎4-4-10 さいたま市教育委員会事務局学校教育部総合教育相談室

担当 管理運営係 電話 048(711)5479

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p077943.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月8日(火)まで(3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年2月8日(火)書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

〒330-0071 さいたま市浦和区上木崎4-4-10 さいたま市教育委員会事務局
学校教育部総合教育相談室

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和4年2月10日（木）午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月18日（金）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階小ホール

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月18日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育課

電話 048(829)1646 FAX 048(829)1990

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区上木崎4-4-10

さいたま市教育委員会事務局学校教育部総合教育相談室

電話 048(711)5479 FAX 048(711)5672

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部総合教育相談室及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第144号

さいたま市SNSを活用した相談窓口業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市SNSを活用した相談窓口業務

(2) 履行場所

委託者と受託者が協議のうえ決定する。

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」の受注希望業務「受付案内」又は業務「その他」の受注希望業務「その他」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間、国又は地方公共団体と、子どもの悩みに関するSNSを活用した相談にかかる業務及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、かつ、これらを誠実に履行した実績を有する者であること。

(7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定及び情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IE

C27001)の認定を受けている者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区上木崎4-4-10 さいたま市教育委員会事務局学校教育部総合教育相談室

担当 管理運営係 電話 048(711)5479

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p077934.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月8日(火)まで(3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年2月8日(火)書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

〒330-0071 さいたま市浦和区上木崎4-4-10 さいたま市教育委員会事務局
学校教育部総合教育相談室

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和4年2月10日（木）午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月18日（金）午前10時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階小ホール

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月18日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育課

電話 048(829)1646 FAX 048(829)1990

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区上木崎4-4-10

さいたま市教育委員会事務局学校教育部総合教育相談室

電話 048(711)5479 FAX 048(711)5672

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部総合教育相談室及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第145号

さいたま市保健所OA機器賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市保健所OA機器賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健所

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和4年7月1日から令和9年6月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健福祉局保健所保健総務課
担当 管理係 電話 048(840)2205

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月14日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

CD-ROM

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月17日（木）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月25日（金）午前10時00分

イ 場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健所2階第2会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除と

する。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月25日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健福祉局保健所保健総務課

電話 048(840)2205 FAX 048(840)2228

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局保健所保健総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第146号

さいたま市と畜場汚泥処分業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市と畜場汚泥処分業務

(2) 履行場所

さいたま市大宮区吉敷町2-23 さいたま市経済局農業政策部食肉中央卸売市場

(3) 業務概要

仕様書のとおり（汚泥処分の予定数量は220t）

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「廃棄物処理」の受注希望業務「産業廃棄物処分」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 平成30年度以降に、国又は地方公共団体において、本業務と同種同規模の契約を締結し、履行した実績を有する者であること。

(7) 埼玉県内に焼却施設を有し、産業廃棄物「汚泥」の処分業の許可を受けている者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市大宮区吉敷町2-23 さいたま市経済局農業政策部食肉中央卸売市場
担当 施設係 電話 048(644)2929

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月14日(月)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月18日(金)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月28日(月)午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市役所西会議棟 1階第6会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月28日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市経済局農業政策部農業政策課

電話 048(829)1376 FAX 048(829)1944

(8) 業務を担当する課

さいたま市大宮区吉敷町 2-23 さいたま市経済局農業政策部食肉中央卸売市場

電話 048(644)2929 FAX 048(644)2927

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

本契約は、令和4年度歳入歳出予算が令和4年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和4年4月1日に確定させる。

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市経済局農業政策部食肉中央卸売市場及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第147号

さいたま市立病院中央材料室運営・清潔区域管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院中央材料室運営・清潔区域管理業務

(2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成31年4月1日以降、病床数500床以上の国公立病院における院外滅菌消毒業務を年間契約で2件以上締結し、確実に履行した実績（元請に限る。）を有している者であること。

(5) 一般財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度において、院内滅菌消毒業務、院外滅菌消毒業務及び院内清掃業務の認定を受けている者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を1部交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課
担当 山田 電話 048(873)4248

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月10日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月21日（月）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和4年2月28日（月）までにさいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月4日（金）午前11時30分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院3階アッセンブリーホール

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

(7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

8 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和4年3月4日（金）入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

7(2)イに同じ

10 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未滿の入札をした者は、再度入札に参加できない。

11 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

12 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

13 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課
電話 048(873)4248 FAX 048(873)5451

1.4 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

1.5 特記事項

本契約は、令和4年度歳入歳出予算が令和4年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和4年4月1日に確定させる。

1.6 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第148号

さいたま市立病院警備・駐車場等管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院警備・駐車場等管理業務

(2) 履行場所

ア さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

イ さいたま市緑区大字三室2423-11 さいたま市立病院看護師寮

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」の受注希望業務「駐車場管理」及び業務「警備」の等級区分がA級で受注希望業務「警備（機械警備業務を除く）」で掲載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 平成31年4月1日以降、病床数300床以上の病院における施設警備業務を年間契約で2件以上締結し、確実に履行した実績（元請に限る。）を有している者であること。

- (5) 本入札の告示日において、警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定に基づく埼玉県公安委員会の認定を受けている者であること。

- (6) 警備業法第22条の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者を1名以上配置できる者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を1部交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課
担当 山田 電話 048(873)4248

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月10日(木)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月21日(月)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和4年2月28日(月)までにさいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る

課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月4日（金）午後1時45分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院3階アッセンブリーホール

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

(7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

8 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和4年3月4日（金）入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

7(2)イに同じ

10 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

11 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

1.2 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

1.3 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課
電話 048(873)4248 FAX 048(873)5451

1.4 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

1.5 特記事項

本契約は、令和4年度歳入歳出予算が令和4年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和4年4月1日に確定させる。

1.6 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第149号

さいたま市立病院基準寝具賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院基準寝具賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「寝具レンタル等」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 一般財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度において寝具類洗濯業務の認定を受けている者であること。

(5) 病院での業務実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を1部交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課
担当 庄田 電話 048(873)4248

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月10日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さ

いたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月21日(月)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和4年2月28日(月)までにさいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価(日額)で行う。入札金額は、賃借料1日当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月4日(金)午後2時30分

イ 場所

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

(7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

8 入札保証金

見積もった金額（日額）に日数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和4年3月4日（金）入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

7(2)イに同じ

10 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

11 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

12 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460　さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課
電話 048（873）4248　FAX 048（873）5451

13 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（日額）に日数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

- (2) 契約書作成の要否
要

- (3) 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

1.4 特記事項

本契約は、令和4年度歳入歳出予算が令和4年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和4年4月1日に確定させる。

1.5 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第150号

さいたま市立病院カーテン賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院カーテン賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「寝具レンタル等」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 一般財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度において寝具類洗濯業務の認定を受けている者であること。

(5) 病院での業務実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を1部交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課
担当 庄田 電話 048(873)4248

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月10日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さ

いたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月21日(月)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和4年2月28日(月)までにさいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価(日額)で行う。入札金額は、賃借料1日当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月4日(金)午後2時40分

イ 場所

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

(7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

8 入札保証金

見積もった金額（日額）に日数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和4年3月4日（金）入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

7(2)イに同じ

10 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

11 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

12 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460　さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課
電話 048（873）4248　FAX 048（873）5451

13 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（日額）に日数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

- (2) 契約書作成の要否
要

- (3) 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

1.4 特記事項

本契約は、令和4年度歳入歳出予算が令和4年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和4年4月1日に確定させる。

1.5 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第号

さいたま市立病院洗濯業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院洗濯業務

(2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」で登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 一般財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度において寝具類洗濯業務の認定を受けている者であること。

(5) 病院での業務実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を1部交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課
担当 庄田 電話 048(873)4248

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月10日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

- (3) 交付費用
無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月21日（月）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和4年2月28日（月）までにさいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月4日（金）午後2時50分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院3階会議室1・2

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

(7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

8 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和4年3月4日（金）入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

7(2)イに同じ

10 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

11 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

12 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

13 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課
電話 048（873）4248 FAX 048（873）5451

1.4 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

1.5 特記事項

本契約は、令和4年度歳入歳出予算が令和4年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和4年4月1日に確定させる。

1.6 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第151号

さいたま市立病院洗濯業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院洗濯業務

(2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」で登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 一般財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度において寝具類洗濯業務の認定を受けている者であること。

(5) 病院での業務実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を1部交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課
担当 庄田 電話 048(873)4248

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月10日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

- (3) 交付費用
無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月21日（月）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和4年2月28日（月）までにさいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月4日（金）午後2時50分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院3階会議室1・2

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

(7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

8 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和4年3月4日（金）入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

7(2)イに同じ

10 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

11 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

12 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

13 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課
電話 048（873）4248 FAX 048（873）5451

1.4 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

1.5 特記事項

本契約は、令和4年度歳入歳出予算が令和4年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和4年4月1日に確定させる。

1.6 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第152号

さいたま市立病院当直用寝具賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院当直用寝具賃貸借

(2) 借入場所

ア さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

イ さいたま市緑区大字三室2423-11 さいたま市立病院看護師寮

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「寝具レンタル等」で登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 一般財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度において寝具類洗濯業務の認定を受けている者であること。

(5) 病院での業務実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を1部交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課
担当 庄田 電話 048(873)4248

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月10日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月21日（月）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和4年2月28日（月）までにさいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価（日額）で行う。入札金額は、賃借料1日1組当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月4日（金）午後3時00分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院3階会議室1・2

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

(7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

8 入札保証金

見積もった金額（日額）に日数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和4年3月4日（金）入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

7(2)イに同じ

10 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

11 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

12 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課
電話 048（873）4248 FAX 048（873）5451

1.3 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（日額）に日数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

1.4 特記事項

本契約は、令和4年度歳入歳出予算が令和4年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和4年4月1日に確定させる。

1.5 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第153号

さいたま市立病院設備管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院設備管理業務

(2) 履行場所

ア さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

イ さいたま市緑区大字三室2423-11 さいたま市立病院看護師寮

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」の等級区分がA級で受注希望業務「建物総合管理」並びに業務「保守点検」の受注希望業務「電気設備保守点検」、「ボイラー保守点検」、「空調設備保守点検」及び「給排水設備保守点検」で掲載され、かつ、本市内に本店、支店又は営業所を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成31年4月1日以降に、病床数500床以上の国公立病院における24時間常駐する設備管理業務を年間契約で2件以上締結し、確実に履行した実績（元請に限る。）を有している者であること。

(5) 次の資格者を配置できる者であること。

ア 電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定する電気主任技術者（第3種以上）

イ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に規定するボイラー技士（1級以上）

ウ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）に規定す

る公害防止主任者（大気関係 2 名・水質関係 2 名）

エ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に規定する危険物取扱者（第 4 類、乙種以上）

オ 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）に規定する特定高圧ガス取扱主任者及び製造保安責任者等の高圧ガス関係の資格者

カ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）に規定する建築物環境衛生管理技術者

キ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に規定するエネルギー管理者又はエネルギー管理員

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を 1 部交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室 2 4 6 0 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課
担当 本間 電話 0 4 8（8 7 3）4 2 4 8

(2) 交付期間

告示の日から令和 4 年 2 月 10 日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成 13 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 9 時から午後 4 時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和 4 年 2 月 21 日（月）午前 9 時から午後 4 時まで

(3) その他

郵送希望者については、4 の書類提出時において返信用封筒に 94 円切手を貼付し、申し出た

場合のみ受け付けるものとする。

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和4年2月28日（月）までにさいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月4日（金）午後3時10分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院3階会議室1・2

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

(7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

8 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和4年3月4日（金）入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

7(2)イに同じ

1 0 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

1 1 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

1 2 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

1 3 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課
電話 048(873)4248 FAX 048(873)5451

1 4 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

1 5 特記事項

本契約は、令和4年度歳入歳出予算が令和4年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和4年4月1日に確定させる。

1 6 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第154号

さいたま市立病院臨床検査業務（内分泌学的検査他）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院臨床検査業務（内分泌学的検査他）

(2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「検査・測定・調査」の受注希望業務「衛生検査」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 国、地方公共団体又はそれらに準ずる機関において病院事業に係る検査業務不履行等により、指名停止措置を過去3年以内に受けていない者であること。

(5) 平成31年4月1日以降に、病床数500床以上の国公立病院における臨床検査業務を年間契約で1件以上締結し、確実に履行した実績（元請に限る。）を有している者であること。

(6) 次のいずれも取得し、かつ、それを証明できる書類（写し可。）を提出できる者であること。

ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定

イ アメリカ臨床病理医協会（CAP）の認定

ウ 公益財団法人日本適合性認定協会のISO15189の認定

エ 一般財団法人医療サービス振興会の医療関連サービスマーク制度による衛生検査所業務に関する認定

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を1部交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課
担当 庄田 電話 048(873)4248

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月10日(木)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月21日(月)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和4年2月28日(月)までにさいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月4日（金）午後3時25分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院3階会議室1・2

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

(7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

8 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和4年3月4日（金）入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

7(2)イに同じ

10 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範

圏内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

1.1 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

1.2 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課
電話 048(873)4248 FAX 048(873)5451

1.3 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。
なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

1.4 特記事項

本契約は、令和4年度歳入歳出予算が令和4年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和4年4月1日に確定させる。

1.5 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第155号

さいたま市立病院臨床検査業務（腫瘍関連検査他）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院臨床検査業務（腫瘍関連検査他）

(2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「検査・測定・調査」の受注希望業務「衛生検査」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 国、地方公共団体又はそれらに準ずる機関において病院事業に係る検査業務不履行等により、指名停止措置を過去3年以内に受けていない者であること。

(5) 平成31年4月1日以降に、病床数500床以上の国公立病院における臨床検査業務を年間契約で1件以上締結し、確実に履行した実績（元請に限る。）を有している者であること。

(6) 次のいずれも取得し、かつ、それを証明できる書類（写し可。）を提出できる者であること。

ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定

イ アメリカ臨床病理医協会（CAP）の認定

ウ 公益財団法人日本適合性認定協会のISO15189の認定

エ 一般財団法人医療サービス振興会の医療関連サービスマーク制度による衛生検査所業務に関する認定

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を1部交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課
担当 庄田 電話 048(873)4248

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月10日(木)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月21日(月)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和4年2月28日(月)までにさいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月4日（金）午後3時35分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院3階会議室1・2

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

(7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

8 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和4年3月4日（金）入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

7(2)イに同じ

10 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範

圏内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

1.1 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

1.2 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課
電話 048(873)4248 FAX 048(873)5451

1.3 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

1.4 特記事項

本契約は、令和4年度歳入歳出予算が令和4年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和4年4月1日に確定させる。

1.5 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第156号

さいたま市立病院給食業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院給食業務

(2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「給食」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成31年4月1日以降、病床数400床以上の病院において、継続1年以上の給食業務を2件以上受託している実績を有する者であること。

(5) 一般財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度において患者等給食業務の認定を受けている者であること。

(6) 業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を1部交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課
担当 庄田 電話 048(873)4248

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月10日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月21日（月）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和4年2月28日（月）までにさいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月7日（月）午後2時05分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院別館2階会議室1

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

(7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

8 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和4年3月7日（月）入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

7(2)イに同じ

10 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未滿の入札をした者は、再度入札に参加できない。

11 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

12 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

13 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課
電話 048(873)4248 FAX 048(873)5451

1.4 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

1.5 特記事項

本契約は、令和4年度歳入歳出予算が令和4年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和4年4月1日に確定させる。

1.6 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第157号

さいたま市介護保険料納入通知書等作成業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
さいたま市介護保険料納入通知書等作成業務
- (2) 履行場所
受託者作業場所
- (3) 業務概要
仕様書のとおり
- (4) 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「文書管理」の受注希望業務「文書管理」又は「封入封緘」で掲載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けている者であること。
- (5) 平成30年以降に、国（独立行政法人を含む。）又は人口20万人以上の地方公共団体において同種業務の契約を締結し、履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

- (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市保健福祉局長寿応援部介護保険課
担当 介護保険係 電話 048(829)1264

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月15日(火)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月18日(金)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月25日(金)午前10時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市役所 1 階旧会見室

(3) 入札保証金

見積もった金額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 4 年 2 月 25 日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6 (2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第 13 条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課
電話 048 (829) 1259 FAX 048 (829) 1981

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市保健福祉局長寿応援部介護保険課
電話 048 (829) 1264 FAX 048 (829) 1981

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局長寿応援部介護保険課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第158号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の公告認定対象区域内において、一敷地内にあるものとみなされる建築物に係る一団地の区域を次のとおり認定したので、同条第6項の規定により告示する。

令和4年1月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 対象区域

さいたま市浦和区領家五丁目1070番1、1070番3、1071番1、1071番2の一部、1071番4、1072番1、1073番1、1074番、1075番1、1075番2

2 縦覧場所

さいたま市建設局建築部建築行政課

3 認定通知書交付番号及び年月日

- (1) 認定通知交付番号 建建建行認第8号
- (2) 認定通知交付年月日 令和4年 1月27日

さいたま市告示第159号

さいたま市支所・市民の窓口等公金警備輸送等業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
さいたま市支所・市民の窓口等公金警備輸送等業務
- (2) 履行場所
さいたま市西区大字西遊馬236番地2 外
- (3) 業務概要
仕様書のとおり
- (4) 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に営業種目「運送・運行」または「警備」で掲載されていること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 直近2年間で、さいたま市指定金融機関である埼玉りそな銀行へ直接現金を納入する業務を受託し、かつ適切に業務を完了した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。交付の方法は手交又は郵送とする。郵送を希望する場合は受付先に連絡すること。手交を希望する場合は受付先にて直接手交する。

- (1) 受付先
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所8階 さいたま市市民局区政推進部
電話 048（829）1833 FAX 048（829）1992
- (2) 交付期間

告示の日から令和4年2月14日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 交付費用及び交付方法

入札説明書等はCD-ROMにて無償で交付する。

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

※郵送の場合は令和4年2月14日（月）必着

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

郵送又は持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

全て郵送とする。

(2) 交付期間

令和4年2月15日（火）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月18日（金）午前9時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第6会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さい

たまた市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月18日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

電話 048(829)1833 FAX 048(829)1992

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市市民局区政推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第160号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年1月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区宮前町766番1、766番9、767番1、767番4（第2工区・全工区）

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和3年11月8日

第変-N2021026号

4 検査済証番号

令和4年1月27日

第完2N2021026号

さいたま市告示第160号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年1月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区宮前町766番1、766番9、767番1、767番4（第2工区・全工区）

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和3年11月8日

第変-N2021026号

4 検査済証番号

令和4年1月27日

第完2N2021026号

さいたま市告示第161号

令和4年度さいたま市保健事業と介護予防の一体的実施個別指導業務（重症化予防）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和4年度さいたま市保健事業と介護予防の一体的実施個別指導業務
（重症化予防）

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「電算」又は「その他」で登載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けている者であること。

(5) 令和元年度以降に国（独立行政法人を含む。）、人口20万人以上の地方公共団体、または後期高齢者医療広域連合において同種業務の契約を締結し、履行した実績があること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課

担当 高齢者医療係 電話 048(829)1278

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月8日(火)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年2月8日(火)書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

3(1)に同じ

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月10日(木)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100

に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年2月21日（月）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

4(5)イに同じ

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月22日（火）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館3階 第3会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月22日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(7) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(9) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部福祉総務課

電話 048(829)1253 FAX 048(829)1961

(10) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課

電話 048(829)1278 FAX 048(829)1947

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

- (3) 議決の要否
否

8 その他

- (1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課及びホームページにおいて閲覧できる。
<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第162号

令和4年度さいたま市保健事業と介護予防の一体的実施個別指導業務（フレイル予防）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和4年度さいたま市保健事業と介護予防の一体的実施個別指導業務
（フレイル予防）

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「電算」又は「その他」で登載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けている者であること。

(5) 令和元年度以降に国（独立行政法人を含む。）、人口20万人以上の地方公共団体、または後期高齢者医療広域連合において同種業務の契約を締結し、履行した実績があること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課

担当 高齢者医療係 電話 048(829)1278

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月8日(火)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年2月8日(火)書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

3(1)に同じ

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月10日(木)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100

に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年2月21日（月）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

4(5)イに同じ

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月22日（火）午後2時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館3階 第3会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月22日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(7) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(9) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部福祉総務課

電話 048(829)1253 FAX 048(829)1961

(10) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課

電話 048(829)1278 FAX 048(829)1947

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

- (3) 議決の要否
否

8 その他

- (1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課及びホームページにおいて閲覧できる。
<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第163号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年1月28日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市岩槻区大字大野島字構ノ内241番8、241番9
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
（省略）
- 3 許可番号
令和3年8月3日
第開-N2021062号
- 4 検査済証番号
令和4年1月27日
第完-N2021062号

さいたま市告示第164号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和4年1月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市北区吉野町二丁目191番6
- (2) 指定の年月日 令和4年1月28日
- (3) 指定の番号 第北21-020号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 19.60m

さいたま市告示第165号

さいたま市マイナンバーカード交付予約コールセンター等運營業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市マイナンバーカード交付予約コールセンター等運營業務

(2) 履行場所

コールセンター設置場所（日本国内）

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）

（以下「名簿」という。）に業務「電話交換」「受付案内」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）の認証を取得していること。

(5) 次のいずれかを取得していること

ア ISMS 適合性評価の認定取得

イ ISO27001の取得

(6) 国または地方自治体において、過去3年以内に同類、同規模の業務委託契約を締結した実績があること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

担当 齊藤、山本 電話 048(829)1833

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月14日(月)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

CD-ROM

(5) その他

郵送又は電子メールによる交付を希望する者は、(2)の期間内に、(1)の電話番号に連絡すること。

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

郵送又は持参

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年2月14日(月)必着

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和4年2月16日(水)までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切

り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月18日(金) 午前9時40分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所 西会議棟1階 第6会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月18日(金) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定しない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

電話 048(829)1833 FAX 048(829)1992

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市市民局区政推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第166号

マイナンバーカード特設交付センター機械警備業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市マイナンバーカード特設交付センター機械警備業務

(2) 履行場所

さいたま市中央区新都心10番地 けやきひろば1階 020区画 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）（業務委託）に業務「警備」の受注希望業務「機械警備」で掲載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) さいたま市内に本店、支店、営業所等の設置があること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

担当 齊藤、渡邊、井上 電話 048（829）1833

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月14日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

CD-ROM

(5) その他

郵送又は電子メールによる交付を希望する者は、(2)の期間内に、(1)の電話番号に連絡すること。

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

郵送又は持参

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年2月14日（月）必着。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和4年2月16日（水）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月18日（金）午前11時20分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市役所 西会議棟 第6会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月18日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定しない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

電話 048（829）1833 FAX 048（829）1992

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市市民局区政推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第167号

さいたま市マイナンバーカード特設交付センター設置運營業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市マイナンバーカード特設交付センター設置運營業務

(2) 履行場所

さいたま市中央区新都心10番地 けやきひろば1階 020区画 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）（業務委託）に業務「その他」の受注希望業務「人材派遣」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定を受けている者であること。

(5) 次のいずれかを取得している者であること。

ア ISMS 適合性評価の認定取得

イ ISO27001の取得

(6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条に規定する労働者派遣事業の許可を受けている者であること。

(7) 政令指定都市において、本業務と同様の業務を受託し、かつ、適切に業務を完了（完了見込みを含む。）した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

担当 齊藤、渡邊、井上 電話 048(829)1833

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月16日(水)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

CD-ROM

(5) その他

郵送又は電子メールによる交付を希望する者は、(2)の期間内に、(1)の電話番号に連絡すること。

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

郵送又は持参

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年2月16日(水) 必着

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和4年2月18日(金)までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月21日（月）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所 西会議棟1階 第6会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月21日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定しない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

電話 048(829)1833 FAX 048(829)1992

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市市民局区政推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第168号

さいたま市統合端末機器等賃貸借（特設交付センター分）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市統合端末機器等賃貸借（特設交付センター分）

(2) 借入場所

さいたま市中央区新都心10番地 けやきひろば1階 020区画

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に営業種目「OA機器リース等」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成30年4月1日以降、官公庁へ住基ネット統合端末の賃貸借を行った実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 受付先

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所8階 さいたま市市民局区政推進部
電話 048（829）1833 FAX 048（829）1992

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月14日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

CD-ROM

(5) その他

郵送又は電子メールによる交付を希望する者は(2)の期間内に(1)の電話番号に連絡すること。

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

※郵送の場合は令和4年2月14日（月）必着

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

郵送又は持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和4年2月16日（水）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月あたりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月18日（金）午前10時40分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所西会議棟1階第6会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さい

たま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月18日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市市民局区政推進部

電話 048（829）1833 FAX 048（829）1992

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市市民局区政推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第169号

さいたま市マイナンバーカード交付等事務補助員派遣について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市マイナンバーカード交付等事務補助員派遣

(2) 履行場所

さいたま市西区西大宮三丁目4番地2 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」の受注希望業務「人材派遣」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定を受けている者であること。

(5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条に規定する労働者派遣事業の許可を受けている者であること。

(6) 直近3年間において、単一契約又は同一履行期間の複数契約において、契約書上88人以上を従事させる人材派遣業務を受託し、かつ、適切に業務を完了（完了見込みを含む。）した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。交付の方法は手交、

郵送又は電子メールとする。郵送又は電子メールによる交付を希望する場合は受付先に連絡すること。手交を希望する場合は受付先にて直接手交する。

(1) 受付先

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所8階 さいたま市市民局区政推進部
電話 048(829)1833 FAX 048(829)1992

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月14日(月)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 交付費用及び交付方法

入札説明書等はCD-ROMにて無償で交付する。

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

※郵送の場合は令和4年2月14日(月)必着

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

郵送又は持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和4年2月16日(水)までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。1人1時間当たりの金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月18日（金）午前10時

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所西会議棟1階第6会議室

(3) 入札保証金

入札金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月18日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は、これを無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市市民局区政推進部
電話 048（829）1833

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市市民局区政推進部
電話 048（829）1833

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 契約条項等は、さいたま市市民局区政推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第170号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年1月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和4年 1月21日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 67台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/01/17	東浦和駅	埼玉県警06-6531898	S6H38398		
2022/01/17	東浦和駅	埼玉県警20-203218460	STQDF14962		
2022/01/17	南浦和駅東口	埼玉県警11-1625128	FJA1H53752		
2022/01/17	武蔵浦和駅	埼玉県警16-6318829	A16PA12479		
2022/01/17	武蔵浦和駅	埼玉県警18-8375242	F180589631		
2022/01/18	東浦和駅	埼玉県警12-2207681	FJA1H36540		
2022/01/18	南浦和駅東口	埼玉県警21-211022620	A20AH46859		
2022/01/18	武蔵浦和駅	埼玉県警21-212247294	B1C85874		
2022/01/18	西浦和駅	埼玉県警18-8518613	S0C244978		
2022/01/20	東浦和駅	不明	SNIDC13L01679		
2022/01/20	南浦和駅東口	不明	TK2105171		
2022/01/21	東浦和駅	埼玉県警06-6524907	B6F56096		
2022/01/21	南浦和駅東口	埼玉県警21-213994301	A18AK63626		
2022/01/21	南浦和駅東口	光が丘D-72058	H0SC05849		
2022/01/21	武蔵浦和駅	埼玉県警19-193295436	SVTC08829		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/01/17	大宮駅東口	埼玉県警13-3255444	G33C53864		
2022/01/17	大宮駅東口	埼玉県警19-193268510	V190305531		
2022/01/17	大宮駅西口	埼玉県警18-8518830	K68014032		
2022/01/17	大宮駅西口	不明	YJ51100486		
2022/01/17	宮原駅東口	埼玉県警20-201704049	GC9K22855		
2022/01/17	宮原駅西口	埼玉県警09-9287026	H8C15181		
2022/01/17	東大宮駅東口	不明	ML0671		
2022/01/17	東大宮駅東口	不明	ZXL20192283		
2022/01/17	東大宮駅西口	埼玉県警15-5002797	A14AE22214		
2022/01/17	東大宮駅西口	埼玉県警15-5498530	T6H00897		
2022/01/18	大宮駅東口	埼玉県警06-6361534	JF45094		
2022/01/18	大宮駅東口	埼玉県警21-211163666	A20PK11767		
2022/01/18	大宮駅西口	埼玉県警21-213701550	B1B03408		
2022/01/18	大宮駅西口	埼玉県警20-200006160	JH9C05306		
2022/01/18	大宮駅西口	埼玉県警20-201121159	V191134329		
2022/01/18	東大宮駅東口	埼玉県警17-7210392	A17AB48090		
2022/01/18	東大宮駅西口	埼玉県警20-201936861	A20AA08629		
2022/01/18	東大宮駅西口	埼玉県警19-194224257	F190673009		
2022/01/20	大宮駅東口	埼玉県警13-3293164	S3A41631		
2022/01/20	大宮駅西口	埼玉県警20-200001524	SNTK00515		
2022/01/20	大宮駅西口	埼玉県警18-8124187	S7L022215		
2022/01/20	大宮駅西口	茨城県警察D-755258	V200420157		
2022/01/20	東大宮駅東口	埼玉県警13-3149488	ND3A00643		
2022/01/20	東大宮駅東口	不明	ASY19H5637		
2022/01/20	東大宮駅東口	埼玉県警18-8117987	H2E57685		
2022/01/20	今羽駅	不明	J110281744		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/01/17	浦和駅東口	埼玉県警17-74959?2	S7C242175		
2022/01/17	浦和駅東口	埼玉県警17-7531415	S7H145480		
2022/01/17	浦和駅西口	埼玉県警16-6019835	C8AR0279		
2022/01/17	北浦和駅西口	埼玉県警13-3555306	FJA2B56512		
2022/01/17	北浦和駅西口	埼玉県警16-6336394	A16AC02036		
2022/01/17	北浦和駅西口	不明	CB4C9176		
2022/01/17	北与野駅	埼玉県警15-5139270	TB12277		
2022/01/17	北与野駅	不明	SH6E4231		
2022/01/18	浦和駅東口	埼玉県警20-200171144	F08E000212		
2022/01/18	北浦和駅東口	埼玉県警14-4548975	S0I013458		
2022/01/18	与野本町駅	埼玉県警20-204309302	SUH037798		
2022/01/20	浦和駅西口	埼玉県警18-8463756	A18AJ33797		
2022/01/20	浦和駅西口	埼玉県警20-201540674	A19AK17081		
2022/01/20	北浦和駅西口	埼玉県警20-202893007	A19AL60717		
2022/01/20	与野駅西口	不明	B5A89445		
2022/01/20	北与野駅	埼玉県警17-7440961	GZ7H02234		
2022/01/20	北与野駅	埼玉県警19-193541356	STE0191911		
2022/01/20	北与野駅	埼玉県警18-8442017	SVSD00610		
2022/01/21	北浦和駅西口	茨城県警察C-815804	KG2J09678		
2022/01/21	北浦和駅西口	埼玉県警17-7311720	T82MF421		
2022/01/21	与野駅東口	埼玉県警12-2046711	1XD0472		
2022/01/21	南与野駅	埼玉県警20-202891390	GZ9L11088		

保管告示台帳

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/01/17	岩槻駅	埼玉県警17-7400784	S7D383534		
2022/01/17	東岩槻駅	埼玉県警20-201810817	S2990268		
2022/01/20	岩槻駅	埼玉県警13-3311444	PG30227		
2022/01/20	東岩槻駅	埼玉県警17-7331959	F70602869		

合計: 67台

さいたま市告示第171号

さいたま市の発注する「さいたま市大崎清掃事務所解体工事」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年1月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上を受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿掲載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。
- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がし

た入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。

- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

契約整理番号	03-3688-3	
入札方法	一般競争入札（電子）	
参加形態	単体企業	
工事名	さいたま市大崎清掃事務所解体工事	
工事場所	さいたま市緑区大字大崎317番地	
履行期間	契約確定の日から令和4年11月11日まで	
概要	解体工事一式 管理棟 延べ面積約988㎡ S造 地上2階建て 車庫棟中央 延べ面積約468㎡ S造 地上1階建て 車庫棟北 延べ面積約274㎡ S造 地上1階建て 危険物庫 延べ面積約20㎡ コンクリートブロック造 地上1階建て	
予定価格（税込）	172,700,000円	
最低制限価格	設定する	
参加申請受付期間	令和4年2月9日（水）午前9時から 令和4年2月14日（月）午後5時まで	
入札書提出期間	令和4年2月15日（火）午前9時から 令和4年2月16日（水）午後5時まで	
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年2月17日（木）午後1時50分	
参加資格	名簿登載業種等	解体工事業 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種で登載された者であること。
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。

	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降、1件の契約金額が1億円以上の建築物の解体工事を元請として完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。 (2) 本市発注の解体工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年1月31日（月）から							
	質問受付期間	令和4年1月31日（月）午前9時から 令和4年2月8日（火）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年2月14日（月）							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		-							
工事担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市環境局施設部環境施設管理課 電話 048-829-1343							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号		03-4359-26							
入札方法		一般競争入札（電子）							
参加形態		単体企業							
工事名		大宮岩槻線芝川工区境橋下部工工事（R3）（2債）							
工事場所		さいたま市大宮区堀の内町2丁目地内外							
履行期間		契約確定の日から令和5年3月17日まで							
概要		RC橋脚工1基 既製杭工36本 橋脚躯体工 鉄筋89.2t 躯体コンクリート721m ³ 仮設工 土留・仮締切工 鋼矢板224枚 切梁・腹起し84.7t							
予定価格（税込）		事後公表							
最低制限価格		設定する							
参加申請受付期間		令和4年2月17日（木）午前9時から 令和4年2月21日（月）午後5時まで							
入札書提出期間		令和4年2月22日（火）午前9時から 令和4年2月24日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年2月25日（金）午後1時30分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							

設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年1月31日(月)から							
	質問受付期間	令和4年1月31日(月)午前9時から 令和4年2月16日(水)午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年2月21日(月)							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		本工事は債務負担行為該当案件である。また、本工事における前払金等は契約日以降に請求できる。							
工事担当課		さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路建設課 電話 048-646-3212							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号		03-4387-61							
入札方法		一般競争入札(電子)							
参加形態		単体企業							
工事名		芝川第9-1処理分区外下水道工事(北建-R3-1030)							
工事場所		さいたま市見沼区大和田町1丁目地内							
履行期間		契約確定の日から令和4年12月23日まで							
概要		延長462.2m 管きょ工 開削 (φ200mm、硬質塩ビ管、汚水)124.6m (φ450mm、硬質塩ビ管、雨水)68.6m (φ600mm、硬質塩ビ管、雨水)49.6m (φ800mm、鉄筋コンクリート管、雨水)165.5m (φ800mm、FRPM管、雨水)53.9m マンホール工 組立1号マンホール(汚水)4箇所(雨水)3箇所 組立2号マンホール(雨水)4箇所 組立4号マンホール(雨水)2箇所 組立矩形マンホール(1200×1200、雨水)2箇所 付帯工一式							
予定価格(税込)		事後公表							
最低制限価格		設定する							
参加申請受付期間		令和4年2月17日(木)午前9時から 令和4年2月21日(月)午後5時まで							
入札書提出期間		令和4年2月22日(火)午前9時から 令和4年2月24日(木)午後5時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年2月25日(金)午後1時40分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年1月31日(月)から							
	質問受付期間	令和4年1月31日(月)午前9時から 令和4年2月16日(水)午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年2月21日(月)							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件							

	である。
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 電話 048-646-3263
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180

さいたま市総合療育センターひまわり学園医事業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市総合療育センターひまわり学園医事業務

(2) 履行場所

さいたま市西区三橋6-1587 総合療育センターひまわり学園

さいたま市桜区田島2-16-2 療育センターさくら草

(3) 業務概要

さいたま市総合療育センターひまわり学園及び療育センターさくら草における医事業務等を行う業務

詳細については、入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」で登載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 過去2年の間に、医療機関（医科及び歯科）において、医事業務一括を継続して1年以上にわたり受託し、誠実に履行している実績を有すること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対して、入札説明書を交付するとともに、仕様書を貸与する。

(1) 交付場所

さいたま市西区三橋6-1587 さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課

担当 関 電話 048(622)1211

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月14日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 交付費用及び交付方法

入札説明書等は、CD-ROMで無償にて交付する。

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月17日（木）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月21日（月）午前9時30分

イ 場所

さいたま市西区三橋 6-1587 総合療育センターひまわり学園 2階会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月21日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は、これを無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市西区三橋 6-1587 さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課

電話 048（622）1211

(8) 業務を担当する課

さいたま市西区三橋 6-1587 さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園医務課

電話 048（622）1734

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第173号

さいたま市総合療育センターひまわり学園脳波計賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市総合療育センターひまわり学園脳波計賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市西区三橋6-1587

さいたま市総合療育センターひまわり学園1階 脳波室

(3) 数量・特質等

仕様書による。

(4) 借入期間

令和4年4月1日から令和10年3月31日まで

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に営業種目「医療機器レンタル等」で掲載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 本入札の告示日において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法第145号）第39条に基づく高度管理医療機器等の貸与業の許可を受けている者であること。

(5) 過去2年の間に国（独立行政法人を含む）若しくは地方公共団体と賃貸借契約実績がある者

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対して、入札説明書を交付するとともに、仕様書を貸与する。

(1) 交付場所

さいたま市西区三橋6-1587 さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園総

務課

担当 関 電話 048(622)1211

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月14日(月)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 交付費用及び交付方法

入札説明書等は、CD-ROMで無償にて交付する。

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月17日(木)午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価(月額)で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月21日（月）午前10時00分

イ 場所

さいたま市西区三橋6-1587 総合療育センターひまわり学園2階会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月21日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は、これを無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市西区三橋6-1587 さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課

電話 048（622）1211

(8) 業務を担当する課

さいたま市西区三橋6-1587 さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園医務課

電話 048（622）1734

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(3) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(4) 令和4年度以降の予算について、本契約に係る予算措置がされない場合は、変更契約の締結ま

たは契約の解除を行う場合がある。

- (5) 契約条項等は、さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (6) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第174号

さいたま市総合療育センターひまわり学園機械警備業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市総合療育センターひまわり学園機械警備業務

(2) 履行場所

さいたま市西区三橋6-1587 総合療育センターひまわり学園

(3) 業務概要

さいたま市総合療育センターひまわり学園における機械警備を行う業務
詳細については、入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「機械警備」で登載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対して、入札説明書を交付するとともに、仕様書を貸与する。

(1) 交付場所

さいたま市西区三橋6-1587 さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園
総務課 担当 管理係 工藤 電話 048(622)1211

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月14日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 交付費用及び交付方法

入札説明書等は、CD-ROMで無償にて交付する。

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

ウ 返信用封筒（84円切手を貼付）

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日時

令和4年2月17日（木）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月あたりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月21日（月）午前9時00分

イ 場所

さいたま市西区三橋6-1587 総合療育センターひまわり学園2階会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月21日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は、これを無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市西区三橋6-1587 さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課

電話 048(622)1211

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第175号

さいたま市総合療育センターひまわり学園聴覚機能検査装置オーディオメータ賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市総合療育センターひまわり学園聴覚機能検査装置オーディオメータ賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市西区三橋6-1587 さいたま市総合療育センターひまわり学園

(3) 数量・特質等

仕様書による。

(4) 借入期間

令和4年4月1日から令和11年3月31日まで

2 一般競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）の種目「医療機器レンタル等」内の営業種目で登録されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市西区三橋6-1587 さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園
総務課 担当 管理係 工藤 電話 048（622）1211

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月14日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無料

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

ウ 返信用封筒（84円切手を貼付）

(2) 受付場所

3(1)に同じ

(3) 受付期間

3(2)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日時

令和4年2月17日（木）までに交付するものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月あたりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月21日（月）午前11時00分

イ 場所

さいたま市西区三橋6-1587 さいたま市総合療育センターひまわり学園2階会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月21日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って有効な入札を行ったものを落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市西区三橋6-1587 さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園
総務課 電話 048(622)1211

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項は、さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第176号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年1月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定医療機関

名称（氏名）	所在地	開設者名	指定年月日
やながわ眼科	さいたま市岩槻区本町1-1-2 岩槻駅前ビル2階、3階	医療法人社団 彩鳴会	R03.12.01
浦和メモリークリニック	さいたま市南区円正寺5-10-1 プレステージ浦和101	片山 仁	R03.11.01
石井眼科クリニック	さいたま市見沼区大和田町1-1295	石井 靖宏	R03.09.08
医療法人社団 高栄会 みさと中央在宅クリニック	さいたま市大宮区天沼町1-308 天沼町シロタビル1階	医療法人社団 高栄会	R02.10.01
ねもと内科	さいたま市浦和区北浦和1-16-7 オガワビル1階B号室	医療法人だんだん会	R01.05.01
医心館 訪問看護ステーション 東大宮	さいたま市見沼区東大宮5-27-3	株式会社アンビス	R03.12.01
みなと訪問看護ステーション	さいたま市緑区東浦和5-15-2 K2ビル2階	株式会社みなと	R03.12.01
みつば訪問看護ステーション与野	さいたま市中央区下落合6-9-6 丸幸ビル4階	株式会社ベストケア・パートナーズ	R03.12.01
スギ薬局 七里店	さいたま市見沼区東宮下169	株式会社スギ薬局	R04.01.01
ウエルシア薬局さいたま大谷口店	さいたま市南区大谷口5607	ウエルシア薬局株式会社	R04.01.01

さいたま市告示第177号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年1月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定医療機関

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
ケアーズ訪問看護リハビリステーション 大和田	所在地変更	さいたま市見沼区大和田町2-1379	さいたま市見沼区御蔵744-1 御蔵マンション303号室	R03.11.12
訪問看護ステーション コルディアール南浦和	所在地変更	さいたま市南区南浦和2-18-15 FAVO南浦和1階101号室	さいたま市南区南浦和2-38-6 草野ビル4階	R03.11.16
ファインケア訪問看護ステーション浦和	所在地変更	さいたま市南区南浦和2-7-17 佐藤ビル1階	さいたま市南区文蔵2-2-1 2階	R03.10.22
グレースデンタルクリニック 大宮	名称変更	谷中歯科医院	グレースデンタルクリニック 大宮	R03.12.01

さいたま市告示第178号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年1月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定医療機関

名 称	所 在 地	廃止年月日
ねもと内科	さいたま市浦和区北浦和1-16-7	H31.04.30
みさと中央在宅クリニック	さいたま市大宮区天沼町1-308 天沼シロタビル	R02.09.30
萩原医院	さいたま市浦和区北浦和1-12-2	R03.12.31

さいたま市告示第179号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定医療機関から辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年1月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定医療機関

名 称	所 在 地	辞退年月日
石井眼科クリニック	さいたま市見沼区大和田町1-1295	R03.09.09

さいたま市告示第180号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年1月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定施術者

氏名	住所	名称	所在地	指定年月日
古谷 亮輔	-	はっとり接骨院（久喜本町院）	久喜市本町 8-6-34	R03. 12. 17
萩原 秀章	-	はぎはら接骨院	さいたま市大宮区北袋町 1-125-3	R03. 12. 14
柴 功一	-	株式会社アメンティサービス 埼玉営業所	さいたま市見沼区東大宮 4-26-3 鯨井ビル 201	R03. 12. 28
長澤 克美	-	株式会社アメンティサービス 埼玉営業所	さいたま市見沼区東大宮 4-26-3 鯨井ビル 201	R03. 12. 28

さいたま市告示第181号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年1月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定介護機関（変更）

名 称	変 更 項 目	変 更 前	変 更 後	サービスの種類	変更年月日
あけぼし訪問介護事業所 東大宮	名称変更	あけぼし訪問介護事業所 岩槻	あけぼし訪問介護事業所 東大宮	訪問介護	R03. 12. 01
あけぼし訪問介護事業所 東大宮	名称変更	あけぼし訪問介護事業所 岩槻	あけぼし訪問介護事業所 東大宮	介護予防訪問介護	R03. 12. 01
あけぼし訪問介護事業所 東大宮	所在地変更	さいたま市岩槻区西町4-5-17 グランハイム栄B102	さいたま市見沼区東大宮6-20-2 若葉ハイツ104	訪問介護	R03. 12. 01
あけぼし訪問介護事業所 東大宮	所在地変更	さいたま市岩槻区西町4-5-17 グランハイム栄B102	さいたま市見沼区東大宮6-20-2 若葉ハイツ104	介護予防訪問介護	R03. 12. 01
シルバーはあと大宮	名称変更	プロトライフケア大宮	シルバーはあと大宮	福祉用具貸与	R03. 12. 01
シルバーはあと大宮	名称変更	プロトライフケア大宮	シルバーはあと大宮	介護予防福祉用具貸与	R03. 12. 01
シルバーはあと大宮	名称変更	プロトライフケア大宮	シルバーはあと大宮	特定福祉用具販売	R03. 12. 01
シルバーはあと大宮	名称変更	プロトライフケア大宮	シルバーはあと大宮	特定介護予防福祉用具販売	R03. 12. 01
みつばケアプランセンター 与野	所在地変更	さいたま市中央区八王子1-7-15 1F	さいたま市中央区下落合6-9-6 4階	居宅介護支援	R03. 11. 01
みつば訪問介護 与野	所在地変更	さいたま市中央区八王子1-7-15 1F	さいたま市中央区下落合6-9-6 4階	訪問介護	R03. 11. 01
訪問看護ステーション コルディアール南浦和	所在地変更	さいたま市南区南浦和2-18-15 FAVO南浦和1階101号室	さいたま市南区南浦和2-38-6 草野ビル4階	訪問看護	R03. 11. 16
訪問看護ステーション コルディアール南浦和	所在地変更	さいたま市南区南浦和2-18-15 FAVO南浦和1階101号室	さいたま市南区南浦和2-38-6 草野ビル4階	介護予防訪問看護	R03. 11. 16

さいたま市告示第182号

さいたま市都市公園条例（平成13年5月1日施行）第27条の規定により、都市公園の廃止について、次のとおり告示する。

令和4年1月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 廃止する公園

番号	名称	位置	区域	廃止日
1	東大宮西公園	見沼区東大宮4丁目155	別添図面 のとおり	令和4年1月31日

案内図



公園の名称：東大宮西公園

公園の所在：さいたま市見沼区東大宮4丁目155



さいたま市告示第 183 号

公募型プロポーザル方式の手続きの開始

さいたま市早期起業家教育事業について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和 4 年 1 月 31 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

さいたま市早期起業家教育事業

(2) 履行場所

さいたま市内

(3) 業務概要

要求水準書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 10 日まで

(5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は 3,855,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本招請日において、「令和 3・4 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）」に登録されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）に基づく協同組合にあつては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本招請に参加していないこと。

(3) 本招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 13 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

(4) さいたま市内に本社、支店、営業所等の活動拠点を有すること。活動拠点を有しない場合は、拠点活動区域又は優先活動区域を、さいたま市内とする専任担当者を配置できること。

3 企画提案に係る実施要項等の交付

(1) 交付方法

ア 書面にて交付（交付場所は次のとおり）

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所5階

さいたま市経済局商工観光部労働政策課労政係

電話 048（829）1370

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p086515.html>

(2) 交付期間

本招請日から令和4年3月2日（水）午後4時まで

（書面にて交付の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下、「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

4 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、次のとおり質問することができる。

(1) 受付期間

本招請日から令和4年2月15日（火）午後4時まで

(2) 受付方法

ア 電子メールでのみ受け付ける。詳細は実施要項による。

メールアドレス rodo-seisaku@city.saitama.lg.jp

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

ウ 提出先・到達確認に関する問い合わせ先

3(1)アに同じ

(3) 質問に対する回答予定日

令和4年2月21日（月）までに行う。

(4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p086515.html>

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

実施要項のとおり

(2) 提出期間

本招請日から令和4年3月2日（水）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参（郵送不可）

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

- ア 2に定める資格条件を満たさなくなった者が提出した企画提案書
- イ 虚偽の記載をした企画提案書
- ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書
- エ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した企画提案書
- オ プレゼンテーションに参加しなかった者が提出した企画提案書

6 業者決定の方法

業者の決定にあたっては、さいたま市早期起業家教育事業受託事業者選定委員会において、企画

提案書等及び事業者によるプレゼンテーションをもとに審査を行い決定する。

なお、審査方法等詳細については、実施要項を参照すること。

7 その他

- (1) 最優秀提案者特定の日翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。
- (2) 本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とすること。
- (3) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (5) 詳細は、実施要項による。

8 連絡先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所5階

さいたま市経済局商工観光部労働政策課労政係

電話 048(829)1370

FAX 048(829)1944